

四 昭和戦前期の所得税

63、昭和5年 所得調査委員選挙史料

拝啓

益々御多祥之殿奉賀候、借て、来る十六日を以て執行せらるべき水沢稅務署管内所得稅調查委員選挙は、御承知の如く定員六名にして、選挙資格者は胆沢郡参五四名、江刺郡式〇参名に有之、本郡に於ては今回も従前の通り小生共協議の上無競争に協定致し、其の候補者として左記式名を推薦仕候

依田 養治 郎君  
浅田 勝次 郎君

前陳の次第に御座候間、貴下には

依田 養治 郎氏

を御投票相成度、時日切迫の場合一々拝趨御願申余裕も無之、甚だ失礼ながら右御諒承被成下度、御繁忙中恐縮に存候得共、何卒御繰合御投票被成下度奉懇願候

昭和五年十月八日

小 沢 懷 徳	及 川 豊 治	石 川 良 雄
及 川 直	中 野 太 熊	荻 田 甚 助
小 野 寺 弥 兵 衛	荻 田 吉 五 郎	及 川 清 質
横 山 茂 七	村 上 恭 助	菅 原 豊 之 助

紺 野 啓 三 郎	柏 木 勝 雄	菅 原 武 雄
小 松 原 新 吉	及 川 今 朝 夫	小 松 原 幸 治
佐 伯 信	手 塚 善 助	菊 地 和 太 郎
佐 藤 勝 吉	菊 地 勇 三 郎	酒 匂 新 七
門 脇 謙 治	佐 々 木 忠 作	及 川 政 寿 郎
菊 地 万 蔵	千 葉 徳 之 助	菊 地 安 治
千 葉 惣 吉	菊 地 幸 吉	及 川 林 治
菊 地 円 治		

追啓

依田 養治 郎様

補欠員は 菊地 幸吉氏 に御投票被成下候様、是又偏に御依頼申上候

予選会出席者

村落十四名へ差出

依田 速名ニテ

謹啓 時下、晩秋之折柄、愈々御清祥慶賀此事ニ奉存候

却説、去ル八日公会堂ニ於ケル本郡所得稅調查委員予選協議会ニ際シ、御多用中ニモ不拘遠路御会同、而モ夜分ニ涉リテ御詮衡協議之結果、私共御推薦ニ預リ望外ノ光栄トシテ、唯々忸怩タル次第ニ御座候、素ヨリ非才其ノ器ニ非ザルモ、一般經濟界不況ノ現下ニ鑑ミ、些力素懐ニ精進努力致ヘキ覚悟ヲ持シ申候、何分トモ此上御支援ヲ賜リ度、

入選候補御配意願度、此段奉悃願候、右書中ヲ以テ御礼旁御依頼迄申上候 敬具  
昭和5年10月10日

謹啓 時下、晩秋之折柄、愈々御清祥奉慶賀候

扱、来ル十六日執行セラルベキ所得税調査委員選挙ニ関シ、去ル八日公会堂ニ於ケル予選会ニ於テ不肖皆様ヨリ御推薦ニ預リ、望外ノ光榮トシテ唯々忸怩タル次第第二御座候、素ヨリ非才其器ニ非ザルモ、一般経済界不況ノ現下ニ鑑ミ、些力素懐ニ精進努力致ベキ覚悟ヲ持シ申候、何分トモ此上御支援ヲ賜り度、入選候補御配意願度、此段奉悃願候猶、貴村ハ小生へ投票ヲ御願スルコトニ協議相成候ニ付、御多忙中恐縮ニ存候共棄権等無之様御配意願度、特ニ御願申上候 敬具

御参考之為メ、貴村有権者左ニ申上候

一 貴殿御両名外、梅沢龜治殿・菊地洵殿・菊地伊勢之助殿、都合五名ニ御座候

謹啓 益々御清適之段奉賀候

陳は、今回所得調査委員選挙に際し、不肖等各位の御推薦を辱ふし、且つ郡内協調の御援助に依り、幸ひ最高点にて当選の榮を担ひ申候段、厚く御礼申上候、尚此の上共各位の御指導と御鞭撻とを仰ぎ、職責を全う致し度所存に御座候

先は右不取敢御礼申上度、如斯御座候 敬具

昭和五年十月廿日

依田養治郎  
浅田勝次郎

依田養治郎 様

当選者、左に

九四	岩谷堂町	依田養治郎	八八	岩谷堂町	浅田勝次郎
八二	前沢町	太田幸五郎	七二	水沢町	辻山豊治
七一	水沢町	松本養蔵	五三	金ヶ崎町	大松沢千之

補欠

一七〇	岩谷堂町	菊地幸吉	一二七	水沢町	小林直治	八五	前沢町	三浦清吉
一一二	水沢町	小林栄治	一〇	金ヶ崎町	伊藤民助	六	同	高橋繁治

岩手県所得調査委員氏名



税制整理準備委員会規則

第一条 税制整理準備委員会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ税制整理ニ關スル準備調査ヲ行フ

第二条 準備委員会ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス

主任委員 國務大臣二人（内閣総理大臣之ヲ指名ス）

輔佐委員 内務次官 大藏政務次官 大藏次官 大藏参与官

前項輔佐委員ノ外、内閣総理大臣ハ必要ニ応ジ關係各庁高等官ノ中ヨリ輔佐委員ヲ命ズルコトヲ得

第三条 準備委員会ニ委員補助若干人ヲ置ク、關係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

委員補助ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ補助ス

第四条 準備委員会ニ書記ヲ置ク、内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

三 臨時行政財政審議會官制（昭和六年六月二十二日勅令第四百十号）

朕臨時行政財政審議會官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

臨時行政財政審議會官制

第一条 臨時行政財政審議會ハ内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ、其ノ諮問ニ応ジテ行政及財政（行政、財政及税制）ノ整理ニ關スル概要ノ事項ヲ調査審議ス

第二条 審議會ハ会長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 会長ハ内閣総理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 國務大臣

三人以内

二 親任官待遇ノ内閣書記官長及法制局長官

三 学識経験アル者

四人以内（五人以内）

前項第一号及第三号ニ掲グル委員ハ之ヲ勅命ス

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ内閣総理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五条 第三条第二項第三号ニ掲グル委員ハ親任官ノ待遇トス

第六条 審議會ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ内閣書記官長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ、關係各庁高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事長ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七条 審議會ニ書記ヲ置ク、關係各庁判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（ ）内は、昭和六年十月三十日勅令第二百五十七号を以て改正

四 税制整理關係會議經過摘要〔省 略〕

五 税制整理案(其ノ二)

一 所得税ニ付左ノ改正ヲ行フコト

(1) 超過所得税ヲ廃スルコト

(2) 国債利子ニ第二種所得税ヲ課スルコト(税率ヲ百分ノ三程度トスルコト)

(3) 第三種所得税ニ左ノ改正ヲ行フコト

(イ) 左記債務ノ利子ヲ控除スルコト

甲 物の担保ヲ提供セル債務

乙 公正証書ヲ以テ証明スル債務

(ロ) 株式配当金ノ四割控除ヲ廢スルコト

(ハ) 営利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得ニモ課税スルコト

甲 一時の給与、但シ死亡傷痍疾病及罹災ニ起因スル場合ヲ除ク

乙 富籤及富籤類似ノ方法ニ依ル取得利益

丙 取得後二ケ年以内ニ於ケル財産ノ売買利益、但シ被相続人ノ有シタル財産ハ相続人ノ有シタルモノト看做

スコト

(ニ) 借家居住者ノ借家賃ヲ控除スルコト

(ホ) 扶養家族ニ対スル控除ヲ所得額一五、〇〇〇円迄拡張スルコト

二 資本利子税ニ付左ノ改正ヲ行フコト

(1) 税率ヲ百分ノ三トスルコト

(2) 株式配当金ニモ課税スルコト

三 地方税タル家屋税ヲ廢シテ之ヲ国税トスルコト

(1) 課税標準ヲ賃貸価格トシ、従来府県ニ於テ調査シタルモノニ基キ、昭和七年度ニ於テ更ニ全国統一的ニ調査スルコト、尚爾後五年毎ニ改訂スルコトトシ、其ノ間ニ於ケル家屋ノ新改築及滅失等ニ因ル異動ハ地租ノ類地比準ノ方法ニ準ジ処理スルコト

(2) 税率ヲ百分ノ三トシ、之ニ依テ生ズル収入額ト現行ノ府県家屋税額トノ差額丈ケハ府県ヲシテ附加税トシテ徴収セシムルコト

(3) 府県ノ歳入減ハ国税家屋税収入額ヲ限度トシ、府県ノ小学校教員恩給金及加俸資金(昭和五年度一六、四三九、二〇三円)ノ交付及警察費連帯支弁金ノ増加等ニ依リ之ヲ補填スルコト

(4) 右税額等計算概要左ノ如シ

全国府県家屋賃貸価格総額	一、六七七、八二七、三三九円
税 額	四〇、四一一、三九三円
外ニ全部賦ノ市ノ家屋税中府県税相当分	二、二七四、五〇五円
計	四二、六八五、八九六円(一)
府県調査ノ家屋賃貸価格中ニ包含セル土地賃貸価格ヲ	一、〇〇六、六九六、四〇三円
四割ト見タル場合ノ純家屋賃貸価格	三〇、二〇〇、八九二円(二)
右ノ百分ノ三	一一、四八五、〇〇四円
(一)、(二)ノ差	

付加税率

百分ノ四十一

昭和五年度小学校教員恩給金及加俸資金

一六、四三九、二〇二円

- (5) 市町村ノ家屋税附加税ハ従前ノ額丈ケ国税家屋税附加税トシテ徴収セシムルコト
- 四 酒造税ヲ庫出課税制ニ改ムルコト
- 五 印紙税ヲ廃スルコト
- 六 ラヂオ放送局ニ対シ公認競馬ニ準ジ一定ノ納付金ヲ徴スルコト

六 税制整理案(其ノ二)

一 家屋税ヲ新設スルコト

- (イ) 課税標準ハ賃貸価格トスルコト
- (ロ) 税率ハ百分ノ三・八トスルコト
- (ハ) 賃貸価格ノ改訂ハ五年毎ニ行フコト
- (ニ) 家屋税ノ総額ヲ四千万円程度トスルコト
- (ホ) 地租ト同様ノ附加税ヲ府県市町村ニ徴収セシムルコト
- (ヘ) 地方団体ノ歳入減ニ付テハ不動産ノ登記ニ対スル登録税(約四千四百万円)ヲ地方ノ財源ニ委譲シテ之ヲ補填セシムルコト
- 二 不動産ノ登記ニ対スル登録税ヲ地方ニ委譲スルコト
- 三 資本利子税ノ税率ヲ百分ノ三・八トスルコト
- 四 相続税ニ付テハ左ノ通ノ改正ヲ加フルコト

- (イ) 税率ニ階級ヲ増加シ、家督相続第一種千万円ヲ超ユル額千分ノ百五十、五千万円ヲ超ユル額千分ノ二百、一億円ヲ超ユル額千分ノ三百トシ、以下之ニ準ズルコト
- (ロ) 年賦延納金ニハ百分ノ五ノ利子ヲ附セシムルコト
- (ハ) 課税価格ノ半額以上ガ不動産ノ価格ナルトキハ延納期間ヲ十年ニ延長スルコト
- (ニ) 生命保険金加算ノ規定ヲ設クルコト
- 五 所得税ニ付テハ左ノ通ノ改正ヲ加フルコト

- (イ) 第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廃止スルコト
- (ロ) 法人ニ対スル超過所得税ハ之ヲ廃止スルコト
- (ハ) 外国法人ニ対スル特別税率ハ之ヲ廃止スルコト
- (ニ) 国債ニ対スル非課税ハ之ヲ廃止スルコト(但シ将来発行ノ分ヨリ課税スルコト)
- (ホ) 法人ノ税率ヲ百分ノ六トスルコト
- (ヘ) 個人ノ所得税ヲ左ノ通改正スルコト
  - (一) 独身者ニ限り免税点ヲ八百円トスルコト
  - (二) 同居家族者ノ勤勞所得ニシテ合計六千円ヲ超エザルモノハ之ヲ合算セザルコト
  - (三) 扶養家族ニ対スル控除額ハ所得額一万二千円迄之ヲ拡張適用スルコト
- 四 所得額五万円ヲ超ユル額ヨリ漸次其ノ税率ヲ高メ、五十万円ヲ超ユル額百分ノ二十五ニ之ヲ止メ、其レ以上ノ税率ハ之ヲ切り捨ツルコト
- 五 株式ノ配当ハ全額課税ノ方針ヲ採リ、其ノ所得ヲ得ルニ必要ナル負債ノ利子ハ之ヲ控除スルコト

- (六) 従来第二種甲ノ所得ニ属シタル資本利子ハ之ヲ綜合課税スルコトニ改メ、株式配当ト同様ニ之ヲ取扱フコト
- ト
- (七) 減損更訂ノ規定ヲ廃止シ、前年実蹟課税ノ趣旨ヲ貫徹スルコト
- (八) 不慮ノ災害等ノ為著シク担税力ヲ減殺シタルモノニ付テハ、其ノ課税免除ニ関スル特別ノ規定ヲ設クルコト
- ト
- (九) 退職手当等ニシテ其ノ給与額一万円ヲ超ユルモノニ付テハ、左ノ税率ヲ以テ課税スルコト
 

一万円ヲ超ユル額	百分ノ十
十万円ヲ超ユル額	百分ノ十五
五十万円ヲ超ユル額	百分ノ二十
- (十) 委員会ノ手当等ハ之ヲ一時ノ所得ト認メズ全部之ヲ課税スルコト
- (十一) 貯蓄銀行及産業信用組合ノ貯金ニ対シテモ、一定限度以上ノ利子ニ対シテハ之ヲ課税スルコト
- (十二) 民法第三十四条ノ公益法人、産業組合、其ノ他ノ中間法人ニ対シテハ百分ノ二ノ税率ヲ以テ所得税ヲ課スルコト
- ト
- (十三) 国際二重課税防止ノ為ニハ本法ノ規定ヲ排除スルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト
- 六 印紙税法ヲ廃止スルコト
- 七 狩猟税ノ所得税ヲ納ムル者ノ税額ヲ倍額ニスルコト
- 八 自動車税ヲ新設スルコト
  - (イ) 一車台一定税率トスルコト

- (十四) ガソリン消費税ヲ新設スルコト
- (十五) 附加税ノ賦課ヲ許サザルコト
- (十六) 国税収入ノ八割ハ之ヲ地方ニ還元スルコト
- (十七) 内地消費税課税物件ニシテ朝鮮ニ移出スルモノニ対シ、消費税免除又ハ払戻ノ制度ヲ撤廃スルコト、即チ内鮮間ノ関税ヲ撤廃シ自由交通トスルコト
- 一〇 酒類販売者ヲ免許制度トシ毎戸年額百円ノ免許料ヲ徴収スルコト
  - 一一 酒類ヲ庫出シタルトキハ庫出ノ翌月ニ於テ酒造税ヲ徴収スルコト、但シ当分ノ内庫出ノ如何ニ拘ラズ現行納期ノ最終日ヲ超ユルヲ得ザルコト
- 七 税制整理案(其ノ三)
- 一 所得税
  - 甲 第三種所得税
    - (イ) 綜合課税制ノ拡充
      - (A) 公債及銀行預金利子ノ綜合制実施
      - (B) 株式配当ノ四割控除廃止
    - (ロ) 一時ノ所得加算
      - 課税ノ方法ハ山林課税ノ例ニ依ルコト
  - (ニ) 家族控除制ノ拡充
  - (三) 借入金利子控除制ノ確立

乙 第一種所得税

超過所得税ノ廃止

丙 第二種所得税

公債社債預金利子ヲ除外

二 資本利子税

税率ヲ全部百分ノ四トスルコト

三 家屋税ノ新設

賃貸価格ノ百分ノ三程度トスルコト

四 所得税・地租・營業收益税及家屋税ニ対スル附加税ヲ廃止シ

之ニ相当スル金額ヲ、半額ヲ税額、半額ヲ人口數ニ応ジテ各地方團體ニ分配スルコト

五 相統税

(イ) 保険金加算

(ロ) 税率ノ増加(五百万円以上ニ対シテハ更ニ累進税率ヲ高ム)

(ハ) 一時納付者ニ対スル減率ノ実行

(ニ) 現物収納ノ方法ノ採用

六 酒税専売制ノ実施

理由

(イ) 我国ノ酒造業ハ殆下行ツマリツツアリ

(ロ) 局面打開ノ為ニハ現在ノ酒造税制度ハ非常ナル障害ナリ

(ハ) 酒税ニ対スル社会政策的課税ヲ敢行スルハ此ノ外ニナシ

(ニ) 現今ハ酒造界稀有ノ不況ノ際ニテ専売制実行ニハ絶好ノ時期ナリ

七 清涼飲料税

ラムネ税ノ廃止

八 印紙税廃止

九 奢侈税ノ創設

八 税制整理案(其ノ四)

第一 税制整理方針

一 税総額ニ著シキ増減ナカラシムルコト

二 租税体系ヲ整備シ負担ヲ一層公正ナラシムルコト

三 社会政策的趣旨ヲ加味セシムルコト

第二 国税関係事項

一 家屋税ヲ国税ニ編入シ、地租・營業收益税・資本利子税ト共ニ所得税ノ補充税タラシムルコト

(1) 課税標準ヲ賃貸価格トシ三年毎ニ之ヲ改訂スルコト

(2) 本税ト地租又ハ營業收益税トノ重複課税ヲ避ケルコト

(3) 府県ニ於テハ現行家屋税総額ノ半額相当額ヲ附加税トシテ徴收シ、他ノ半額ハ所得税附加税ノ増徴ニ之ヲ求ムルコト



- (4) 市町村ニ於テハ現行家屋税附加税総額相当額ヲ附加税トシテ徴収スルコト
  - 二 資本利子税ノ税率ヲ地租・家屋税ノ税率ト歩調ヲ保タシムルコト
  - 三 相続税ノ課税財産中ニ生命保険金ヲ加算スルコト
  - 四 所得税関係事項
    - (1) 第三種所得税ノ最低限ヲ一千円程度ト為スコト
    - (2) 最低限以下ノ金額ハ一般納税者ノ所得金額ヨリ之ヲ控除スルコト
    - (3) 大所得者ノ所得ニ対スル税率ノ累進割合ヲ昂ムルコト
    - (4) 一定限度以上ノ一時ノ所得ニ課税スルコト(但シ他ノ綜合所得トハ分離シテ税率ノ適用ヲ為スコト)
    - (5) 決定脱漏ニ係ル所得金額ニ付テハ、其ノ決定ヲ為スベカリシ年ヨリ五年内ニ於テ之ヲ追加決定シ得ル途ヲ拓クコト
    - (6) 国債ニ所得税ヲ課スルコト
  - 五 登録税ハ所有権ノ移転、抵当権ノ取得等ニ付テハ稅務署ニ於テ之ヲ徴収スルコト
  - 六 酒税ニ対スル保証制度ヲ改正スルコト
  - 七 清涼飲料税中「ラムネ」ニ対スル課税ヲ廃止スルコト
  - 八 下級煙草ノ値下ヲ行フコト
  - 九 震災其ノ他災害ニ対スル租税ノ減免、其ノ他租税ノ徴収猶予ノ規定ヲ設クルコト
- 第三 地方税関係事項
- 一 根本的改正ヲ為スコトヲ前提トシタル整理案

- 国税附加税ハ全部之ヲ廃止シ、同額ノ租税ハ国ニ於テ之ヲ徴収シ、其ノ税額ヨリ徴税ニ要スル一切ノ費用ヲ控除シタルモノヲ府県市町村ニ交付スルコト
- 二 現行制度ヲ是認シ之ニ部分的修正ヲ加フルコトトシタル整理案
    - (1) 現行家屋税ヲ国税ニ編入シ、其ノ税額ノ大体半額相当額ヲ国庫交付金トシテ地方ニ交付スルコト
    - (2) 地方雜種税中營業税の性質ヲ有スル漁業税・演劇興行税等ヲ国税タラシムルコト
    - (3) 附加税関係事項
      - (イ) 現行地租及營業收益税制限率ニ改正ヲ加ヘ負担ノ公正ヲ図ルコト
      - (ロ) 所得税附加税ヲ引上クルコト(地租附加税引下及廃止セラルヘキ家屋税ノ財源ノ一部タラシムルモノ)
      - (ハ) 營業收益税及所得税ニ付本税ヲ分別シテ納メサル法人カ、市町村ノ内外ニ所得及營業收益源アル場合ニ附加税ヲ課シ得ル途ヲ講ズルコト
      - (ニ) 道府県家屋税ニ付テハ仮ニ現行通ノ場合ニ於テハ少クトモ其ノ制限率ヲ設クルコト
      - (ホ) 都市計画特別税制限率ニ根本的改正ヲ加フルコト
      - (ヘ) 都市計画ノ財源トシテ特別税ヲ設クルコト
      - (四) 戸数割ニ付テモ累進的課税タラシムルコト
      - (五) 段別割ニ付其ノ制限率ヲ改正スルコト

參考資料

- 一 昭和六年四月開催ノ稅務監督局長會議ニ於ケル所得稅ノ根本的改正ニ關スル意見ノ要領

○所得税ノ組織ニ関スル事項

- 一 所得税ノ組織ニ付テハ、地租・營業收益税・資本利子税ヲ廢シ所得税法中資産所得ニ重課スルノ制ヲ設クルヲ可トスルモ、斯ル變改ハ國民ノ經濟生活及國家ノ歳入ニ影響スル所甚大ナルベキヲ以テ、暫ク現制ノ儘推移スルノ外ナシ（東京）
- 二 所得税ヲシテ応能提供ノ原則ニ適応セシムルニハ、現行ノ第一種乃至第三種ノ区分ヲ廢シ完全ナル綜合課税ヲ為スニ在ルベシト雖、之ガ実行ハ現下ノ実情ニ照シ頗ル困難ナルヲ以テ、所得税ノ組織ニ付テハ少クトモ暫ク現行ノ制度ヲ踏襲スルノ外ナシ（札幌）
- 三 所得税ノ組織ニ付テハ、第三種所得ニ対スル完全ナル綜合課税ノ実行ハ極メテ困難ナリト認ムルヲ以テ、之ガ改正ニ付特ニ意見ヲ有セス（仙台）
- 四 所得税ノ組織ニ関シ完全ナル綜合課税ヲ為スコトハ現今ノ經濟上殆実行不可能ト謂フノ他ナク、又負債利子控除問題ニ付テモ全部ノ負債利子ヲ控除スルコトハ個人ノ所得ノ総テヲ綜合シテ始メテ意識アル所ニシテ、併カモ從來ノ非課税又ハ免税所得ヲ全部綜合課税スルハ、産業政策及國民思想上必ズシモ好影響ヲ齎スモノニ非ズト思考スルモ、之等ヲ幾分ニテモ實現セシムル趣旨ヲ以テ望ムノ外ナシ、又之ヲ大局ヨリ觀察スルトキハ所得税ノミナラズ補完税ニ付テモ根本的改正ヲ為スノ要アリ、即チ大地主・大株主・大營業者・大俸給者等ニ対シテハ或ル程度ノ外形標準ニ依ル特別税ヲ課シ、或ハ産業組合財団法人等ニモ課税スル等社会的立法ヲ為スノ要アリト認ム（名古屋）
- 五 所得税ハ之ニ配スル補完税ト一体ヲ為シ始メテ其ノ機能ヲ發揮スルモノナルニ依リ、所得税ノ根本的改正ハ同時ニ補完税ノ改訂ト相俟ツテ始メテ遺憾ナキヲ期スルヲ得ベシ（広島）

- 六 現行法ノ通り第一種第二種第三種ニ区分規定スルヲ適當ナリト認ム（熊本）
  - 七 個人ノ法人ヨリ受クル利益配当所得ニ対スル所得税ハ源泉徴収ヲ為スコト（札幌）
- 課税ノ範圍ニ関スル事項

- 一 外國人又ハ外國法人ノ税法施行地ニ於ケル常設ノ代理店ハ、之ヲ本人ノ税法施行地ニ於ケル營業場ト看做シ、其ノ營業ヨリ生ズル所得ニ課税スルコト（東京）
- 二 産業組合ニ対シ所得税ヲ課スルコト（札幌）
- 三 國債利子ニ対シ所得税ヲ課スルコト（熊本）
- 四 國債ノ利子ニ対シ第二種所得税ヲ課スルコト（大阪）
- 五 税法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ガ、税法第一条ノ規定ニ該当セザル者ニ対シ税法施行地ニ於テ支払ヲ為ス借入金ノ利子ニ対シ第二種所得税ヲ課スルコト（東京）
- 六 營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ト雖、一定金額以上ノモノハ之ヲ第三種所得ニ綜合スルコト（大阪）
- 七 資産ヲ処分シタル所得以外ノ所得ハ、營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ト雖全部第三種所得ニ綜合スルコト、但シ保険金ノ受領者ガ保険契約者ナルトキハ之ヲ除外ス（名古屋）
- 八 記念賞与金・退職金其ノ他、之ニ類似スル給与金等ニシテ金額大ナルモノハ第三種所得ニ綜合スルコト（広島）
- 九 法人ヨリ受クル配当金ニ対シ甲種資本利子税ヲ課スルコト（熊本）

○第一種所得ニ関スル事項

- 一 法人ノ超過所得ヲ廢スルコト（札幌）
- 二 法人ノ超過所得ヲ廢シ、之ガ為減少スル税額ヲ充シ得ル程度ニ於テ、普通所得ニ対シ輕微ナル超過累進税率ヲ

設クルコト(名古屋)

- 三 第一種所得計算上国債利子ヲ得ルニ必要ナル経費ハ之ヲ損金ヨリ除外スルコト(名古屋)
- 四 法人カ其ノ役員ニ対シ支給シタル貸与金ハ之ヲ第一種所得計算上損金トセザル旨法文ニ明記スルコト(大阪)
- 五 株式ノ超過払戻金ハ第一種所得計算上利益ノ配当ト看做ス旨法文ニ明記スルコト(大阪)
- 六 建設利息ノ配当金ハ総益金ヨリ其ノ他ノ総損金ヲ控除シタル残額ヲ限度トシ、法人ノ利益配当ト看做ス旨法文ニ明記スルコト(大阪)

七 法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ、之ヲ各事業年度ニ於ケル払込済株式金額、出資金額又ハ基金及積立金ノ各月末平均額ニ依ルコト(東京・仙台・広島)

八 法人ト個人トノ税金負担ニ軒輕ヲ少ナカラシムル様法人ノ税率ヲ改正スルコト(大阪)

九 税法第二十一条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ、現行取扱ト行政裁判所ノ解釈ト一致セザルモノアルヲ以テ、同条ノ規定ヲ適當ニ改正スルコト(大阪)

一〇 税法第二十一条ノ二ノ規定ハ之ヲ左ノ趣旨ニ改ムルコト

(イ) 一定ノ超過留保金アルトキハ当然加算スルコトト為スコト

(ロ) 第一号ノ場合ハ其ノ事業年度ノ利益金額ノ半額ヲ超ユル部分ノ留保金額ヲ以テ超過留保金額ト為スコト(

東京)

一一 同族会社ニ対スル税額加算ノ規定ヲ廢シ、其ノ利益ハ全部之ヲ配当シタルモノト看做シ第三種所得ニ綜合スルコト(札幌)

一二 同族会社ニ対シテハ第一種所得税ヲ課セズ、各事業年度ノ利益ヲ全部株主又ハ社員ノ第三種所得ニ綜合スル

コト(此ノ場合同族会社ノ株主又ハ社員ニ給与シタル給料・賞与及之等ノ性質ヲ有スル給与ハ利益計算上ノ損金ト認メズ)(名古屋)

一三 税法第七十三条ノ二ノ規定中「所得税通脱ノ目的アリ云々」ノ語句ハ之ヲ適當ニ改正スルコト(東京)

〇第三種所得ニ關スル事項

- 一 第一種所得甲ノ税率ヲ「公債ノ利子」百分ノ四・五、「其ノ他」百分ノ五・五ニ改ムルコト(仙台)
- 二 第二種所得中銀行定期預金ノ利子及貸付信託ノ利益ヲ除外シ之ヲ第三種所得ニ綜合スルコト(東京)
- 三 第三種所得中ノ銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ハ之ヲ第三種所得ニ綜合スルコト(札幌・名古屋・広島)
- 四 第二種所得中ノ記名公社債又ハ銀行預金ノ利子若ハ貸付信託ノ利益ハ之ヲ第三種所得ニ綜合シ、無記名証券ノ利子ハ之ヲ第二種所得トシテ存置シ別ニ資本利子税ヲ重課スルコト(熊本)

〇第三種所得ニ關スル事項

- 一 第三種所得ノ計算期間ハ総テ曆年ニ依ルコト(大阪・名古屋・広島)
- 二 第三種ノ所得ニ付減損更訂ヲ為シタルモノノ翌年分所得ハ予算ニ依リ計算スルコト(広島)
- 三 法人ヨリ受クル配当金ニ対スル四割控除ヲ廢シ、其ノ株式取得ノ為ニ為シタル借入金ノ利子ハ納税義務者ノ申請ニ依リ之ヲ控除スルコト(東京・名古屋・広島・熊本)
- 四 税法第十四条第一項第一号ノ所得ニ付テモ、之ガ元本取得ノ為ノ借入金利子ハ納税義務者ノ申請ニ依リ之ヲ控除スルコト(東京)

五 記名株式配当金ハ株主名簿ニ登録セラレタル名義者ニ対シ課税スル旨法文ニ明記スルコト、但シ税金通脱ノ目的ヲ以テ名義ヲ仮装シタルモノハ實際ノ取得者ニ依ル(大阪)

- 六 第三種所得計算上借入金利息ハ納税義務者ノ申請ニ依リ之ヲ控除スルコト(名古屋)
- 七 第三種所得計算上債務利子ハ其ノ原因如何ニ拘ラズ納税義務者ノ申請ニ依リ之ヲ控除スルコト(広島・熊本)
- 八 第三種所得計算上一般的ニ減価償却額ハ之ヲ必要経費ト認ムルコト(仙台・名古屋・広島)
- 九 第三種所得計算上公共事業ニ対スル寄付金ハ之ヲ控除スルコト(熊本)
- 一〇 住居用ノ借地借家料ハ納税義務者ノ申請ニ依リ綜合所得ヨリ之ヲ控除スルコト(名古屋)
- 一一 総所得六千円未満ノ者ノ住居用借地借家料ハ、納税義務者ノ申請ニ依リ年額三百円ヲ限り所得合計額ヨリ之ヲ控除スルコト(熊本)
- 一二 扶養家族ニ対スル控除ハ所得三千円以下ノ者ノミニ限ラズ一般ニ之ヲ控除スルコト(名古屋)
- 一三 第三種所得ヲ有スル者ノ同居家族ニシテ兵役法第五条ノ規定ニ依リ服役スルモノアルトキハ、申請ニ依リ一人ニ付百円ヲ控除スルコト(仙台)
- 一四 保険料ノ控除ハ所得総額六千円以下ノ者ニ限ルコト(札幌)
- 一五 第三種所得ノ免税点ノ引下及税率ノ引上ニ付相当考慮スルコト(名古屋)
- 一六 第三種所得ノ課税最低限ヲ一千円ニ低下スルコト(広島・熊本)
- 一七 税法第二十六条第二項ニ依ル所得ノ決定ハ、既往ニケ年分ニ遡リ得ルコトニ改ムルコト(東京・大阪・札幌・広島)
- 一八 税法第二十六条第二項ノ規定ニ依リ所得ヲ決定シタルトキハ、其ノ決定所得ニ対スル税額ノ十分ノ三以内ノ税額ヲ加算シ得ル旨規定スルコト(広島)
- 一九 第三種所得ノ減損更訂ハ、税法第十四条第一項第五号但書及第六号但書ニ依リ計算シタル所得ニ付テノミ之

ヲ認ムルコト(大阪・名古屋)

- 二〇 第三種所得ノ計算期間ヲ總テ曆年ニ改ムルト共ニ、所得及純益ノ申告及各種控除申請ノ期限ヲ一月三十一日トスルコト(名古屋)
- 二一 所得調査委員会ハ各税務署所轄内ニ一個トスルコト(大阪)
- 二二 計理士又ハ会計士等ニシテ税務代弁ヲ業トスルモノニハ、所得調査委員ノ選挙権及被選挙権ヲ与ヘザルコト(大阪)
- 二三 所得調査委員ノ選挙ニ関スル罰則ヲ設ケ不正選挙ヲ取締ル途ヲ開クコト(大阪)
- 二四 収税官吏ハ公証人役場ニ就キ所得ニ関スル調査又ハ質問ヲ為シ得ル途ヲ開クコト(札幌・熊本)
  - 一 昭和六年四月開催ノ税務監督局長會議ニ於ケル酒税ノ根本的改正ニ関スル意見ノ要領〔省略〕
  - 二 昭和五年六月開催ノ税務監督局長會議ニ於ケル消費税ノ整理ニ関スル意見ノ要領〔省略〕
  - 三 昭和三年六月開催ノ税務監督局長會議ニ於ケル税法改正ニ関スル意見ノ要領〔直税ノ部〕

○所得税

第一種所得税

- 一 法人ノ普通所得ニ対スル課税ハ、所得総額ヲ標準トスル程度ノ累進課税ニ改ムルコト(東京)
- 二 法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ、各事業年度ニ於ケル払込株式金額・出資金額又ハ基金ノ各月末平均額ニ依ルコト(東京)
- 三 超過所得算出ノ基礎タル資本金額計算ニ当リテハ、繰越欠損金ハ之ヲ控除セザルコトニ改ムルコト(仙台)
- 四 法人ノ各事業年度ノ資本金額計算上、繰越欠損金ヲ控除スル為払込資本金ニ満たザル資本金額トナルモノハ、

借入金ノ各月末平均額ヲ払込資本金ニ滿ツル迄資本金額ニ計算スルコト(名古屋)

五 繰越欠損金アル場合ノ超過所得ノ計算ハ、其ノ事業年度ノ普通所得ヨリ繰越欠損金ヲ控除シタル残額ニ依ルコト(広島)

六 法人ノ超過所得ニ対スル税率ノ累進ハ、之ヲ相当緩和スルコト(東京)

七 税法第十一条第二項中「合併ニ因リテ取得スル株式ノ払込済金額又ハ出資金額及金銭ノ総額」トアルヲ、「合併ニ因リテ取得スル株式又ハ出資金額ノ時価及金銭ノ総額」ト改ムルコト(仙台)

八 税法第二十一条ノ二ノ留保金中ニハ、繰越欠損金ニ補填充當シタル金額ヲ包含セザルコトニ改正スルコト(熊本)

九 税法第七十三条ノ二ノ規程中、「所得税通脱ノ目的アリ」云々ノ語句ハ之ヲ適當ニ改ムルコト(東京)

一〇 第一種所得税ヨリ第二種所得税ヲ控除スル規定ヲ廢シ、公債・社債・銀行預金ニ対シテモ法第四条ニ準ジ其ノ純益ヲ計算シ、第一種所得計算上之ヲ非課税トスルコト(広島)

一一 公債・社債ニ関スル所有期間利子区分ノ施行規則ヲ廢スルコト(熊本)

一二 法人ノ所得申告期限ヲ相当延長スルコト(東京)

一三 事業年度終了後三ヶ月ヲ経過スルモ尚決算確定セザルトキハ、政府ノ調査ニ依リ決定シ得ル規定ヲ設クルコト(名古屋)

一四 第一種所得金額ノ申告ナキトキ、又ハ事業年度終了後三ヶ月ヲ経過スルモ尚決算確定セザルトキハ、政府ハ期間ヲ定メ催告シ得ベキ規定ト、其ノ期間内ニ申告ヲ為サザルトキハ政府ノ認ムル所ニ依リ所得金額ヲ決定シ、催告ニ関スル費用及五十円以下又ハ税額ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ徴収シ得ベキコト、並ニ此ノ金額徴

収ニ関シ国税徴収法ノ規定ヲ準用スルコト等ノ規定ヲ設クルコト(名古屋)

一五 公告ニヨリ決定通知アリタルモノト看做ス規定ニ、「決定通知書ノ受取ヲ拒ミタルトキ」ヲモ加フルコト(名古屋)

(熊本)

一六 清算登記ヲ了シタル法人ノ決定未済ノ税金ニ付、清算人ニ連帶納付ノ義務ヲ負ハスベキ条文ヲ設クルコト

一七 帳簿物件ノ検査権能ヲ稅務官吏ニ付与スル条文ヲ設クルト共ニ、検査ヲ拒ミ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ノ罰則ヲ設クルコト(熊本)

### 第二種所得税

一 税法中ニ「財団法人・社団法人等ノ発行スル無記名債券ハ之ヲ社債ト看做ス」旨ヲ規定シ、其ノ利子ニ所得税及資本利子税ヲ課スルコト(東京)

二 税率ヲ相当引上グルコト(東京)

### 第三種所得税

一 第三種所得ノ綜合組織ヲ左ノ通改正スルコト

(イ) 債務ノ利子ハ其ノ債務發生ノ原因ヲ問ハズ、納税者ノ申請ニ基キ其ノ確實ナルモノハ如何ナル所得ヨリモ控除スルコト

(ロ) 借家料ヲ控除スルコト

(ハ) 配當所得ノ大掛課税ヲ廢スルコト

(ニ) 銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ハ之ヲ綜合スルコト(広島)

二 所得金額ノ算出方法ヲ左ノ通改ムルコト

(イ) 第十四条第五号及第六号ヲ純然タル実課税主義トスルコト、但シ其ノ年ニ於テ既に所得ノ基本ヲ失ヒタルモノハ全然計算セザルコト

(ロ) 現行減損更訂ノ規定ヲ単ニ營業所得ノ休業又ハ廢業ノ場合ニ限ルコト

(ハ) 減損更訂ノ申請期限ヲ休業又ハ廢業後三十日以内ト改ムルコト(広島)

三 税法第十四条第二項中「退社ニ因リ」ヲ「退社若ハ出資金ノ減少ニ因リ」ニ、「出資金額」ヲ「出資金額若ハ減少シタル出資金額」ニ改ムルコト(東京)

四 減資ニ因リ支払ヲ受クル金額ガ其ノ出資金額ヲ超過スルトキモ之ヲ配当ト看做スノ規定ヲ設クルコト(名古屋)

五 當利ノ事業ニ属セザル一時ノ所得ト雖、左記種類ノ所得ハ税率半減程度ニ於テ課税スルコト

(イ) 取得後滿二ケ年以内ニ於ケル財産ノ売買利益、但シ被相続人ノ有シタル財産ハ相続人ノ有シタルモノト看做ス  
スト

(ロ) 當籤及當籤類似ニ依ル取得利益

(ハ) 一時的ノ給与、但シ死亡・傷痍疾病及罹災ニ起因スル場合ヲ除ク(広島)

六 貸付信託ノ利益中特定金銭信託(貸付)ニ係ルモノハ、之ヲ第三種所得トシテ課税スルコト(大阪)

七 税法第十四条第一項第三号第四号中「前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄」トアルヲ、何レモ「前年二月一日ヨリ其ノ年一月末日迄」ト改ムルコト(大阪)

八 税法第十四条第一項第三号及第四号ノ計算期間、前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日トアルヲ何レモ前年中トシ、申告期限及支払調書提出期限ヲ一月末日ト改ムルコト(仙台)

九 賞与並ニ配当所得ノ計算期間ヲ「前年二月一日ヨリ其ノ年一月末日迄」ト改ムルコト(名古屋)

一〇 法第十四条ノ所得計算期間ヲ統一スルコト(熊本)

一一 所得総額三千円以下ノ者ノ勤勞所得控除ヲ十分ノ三トスルコト(大阪)

一二 税法第十五条第一項第一号ノ「所得総額六千円以下」ヲ、三千円以下ト三千円ヲ超ユルモノトニ区分シ、六千円以下ニシテ三千円ヲ超ユルモノハ現在ノ儘トシ、所得総額三千円以下ナルトキハ勤勞所得ノ十分ノ三ヲ控除スルコトニ改ムルコト(札幌)

一三 所得金額三千円以上ノモノト雖、家族控除ヲ認ムルコト(広島)

一四 陸海軍ノ現役兵トシテ徵募セラレタル者ニ対シテモ、第十六条ノ如キ控除金ヲ設クルコト(名古屋)

一五 税法第十六条ノ三ニ郵便年金契約ニ基キ払込ム掛金ヲ加フルコト(札幌)

一六 減損更訂ヲ為シタルモノニ対シテハ、翌年ノ課税ヲ予算ニ依リ計算スルコト(名古屋)

一七 第三種所得ノ申告期限ヲ二月十五日限ト改ムルコト(大阪)

一八 所得ノ申告期限ヲ二月末日トスルコト、尚此ノ結果第十六条ノ控除規定中「三月一日現在」トアルヲ、「三月一日現在」ニ改ムルコト(名古屋)

一九 申告申請期限ヲ三月三十一日限ニ改ムルコト(広島)

二〇 所得ノ調査期間及納期ヲ左ノ通改正スルコト

(イ) 所得調査委員会ヲ六月三十日迄ニ延長スルコト

(ロ) 第一期ノ納期七月三十一日限ヲ八月三十一日限トスルコト

(ハ) 再調査会ハ七月三十一日迄ニ七日以内ノ期間ヲ以テ開会スルコト(広島)

- 二一 脱漏所得ニ対シ調査委員会ニ付議シ得ベキ期間ヲ、翌年ヨリ三ヶ年以内迄延長スルコト(名古屋)
- 二二 調査ノ権限ヲ左ノ通拡張スルコト
- (イ) 帳簿物件ニ付調査シ得ルコト
- (ロ) 不正ノ行為ニ依リ脱税ノ疑アル者ニ対シテハ、特定官吏ヲシテ検査セシメ得ルコト(広島)

○営業収益税

- 一 税法第二条中「本法施行地ニ営業場ヲ有シ」トアルヲ「本法施行地ニ於テ」ト改ムルコト(大阪)
- 二 法人ノ純益計算ニ関スル規定ニ、保険会社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金ニ依ルコトヲ明定スルコト(名古屋)
- 三 税法施行地外法人ノ税法施行地内ニ於ケル営業場廃止ノ場合ニ於ケル事業年度ニ関スル条文ヲ設クルコト(熊本)
- 四 取引所ヲ法人ノ漁業等ト同ジク非課税表示ヲ為スコト(熊本)
- 五 営業収益税額ヨリ地租及資本利子税ヲ控除スル規定ヲ廢シ、土地及公債・社債・銀行預金ニ属スル純益ハ法第  
四条ニ準ジ計算シ総純益ヨリ控除スルコト(広島)
- 六 公債・社債又ハ産業債券ニ関スル所有期間利子区分ノ施行規則ヲ廢止スルコト(熊本)
- 七 無収益土地ニ対スル地租不控除ノ条文ヲ設クルコト(熊本)
- 八 個人営業収益税ノ課税最低限ヲ純益千円トスルコト(大阪)
- 九 営業純益ノ課税最低限ヲ六百円ニ引上グルコト(札幌)
- 一〇 個人営業収益税ノ免税点ヲ六百円程度ニ引上げ、純益千五百円以下ニ対シ控除金ヲ設クルコト(仙台)
- 一一 個人ノ純益計算方法ヲ左ノ通改正スルコト

(イ) 純益ハ全部前年中ノ実績ニ依ルコト

(ロ) 親族使用人又ハ特殊関係アル者ノ間ニ行ハレタル営業継続ニ付テハ、継続者ガ引続キ営業ヲ為スモノト看做スルコト(広島)

- 一二 俗ニ斤先掘ト称シ料金ヲ支払他人ノ鉱山ヲ探掘シテ得タル鉱物ヲ販売スルモノニ課税シ、且石土ノ採取販売ニ課税スルコトヲ明カニセシムル条項ヲ加フルコト(熊本)
- 一三 減損更訂ヲ為シタルモノニ対シテハ翌年ノ課税ヲ予算ニ依ルコト(名古屋)
- 一四 減損更訂ノ規定ヲ廢シ、廢業又ハ休業ニ依リ純益金額ノ減損シタル場合ニ限り三十日以内ニ申請セシメ、当年ノ実績ニ依リ純益金額ヲ更訂スルコト(広島)
- 一五 個人ヨリ法人へ営業譲渡ヲナシタルモノニ対スル減損更訂ノ途ヲ開ク条文ヲ設クルコト(熊本)
- 一六 営業継続ノ場合ハ納期ニ於テ現ニ営業スル者ヨリ徵税スル規定ヲ追加スルコト(熊本)
- 一七 脱漏純益ニ対シ調査委員会ニ付議シ得ベキ期間ヲ、翌年ヨリ三年以内迄延長スルコト(名古屋)
- 一八 純益ノ申告期限ヲ二月末日迄ニ改ムルコト(名古屋)
- 一九 申告期限ヲ三月末日限ニ、第一期ノ納期ヲ九月ニ改ムルコト(広島)

○資本利子税

- 一 課税範囲ヲ左ノ通改正スルコト
- (イ) 第三種所得中ノ非營業貸金利子ニ限定シアル現行法ノ規定ヲ改正シ、非營業貸金ノ全部ヲ課税ノ目的トスルコト
- (ロ) 個人営業収益税ノ課税最低限金額ノ三分ノ一程度ノ金額ヲ以テ課税最低限トスルコト(広島)

- 二 資本利子税ノ税率ヲ百分ノ三ニ改ムルコト(大阪)
- 三 所得税法第六十九条ノ規定ヲ資本利子税ニ準用スルコト(仙台)
- 四 申告期限ヲ三月末日限トスルコト(広島)

○相続税

- 一 課税価格五百万円ヲ超ユル金額ニ付相当階級ヲ区分シ税率ヲ引上グルコト(大阪)
- 二 相続人ニ固有財産アル場合ハ之ヲ課税価格ニ加算シ、其ノ加算程度ニ応ジ別ニ税率ヲ定ムルコト(東京)
- 三 被相続人ガ税法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ、朝鮮・台湾・樺太ニ有スル不動産・不動産並ニ不動産上ニ存スル権利、及此等以外ノ財産権ヲ相続財産トシテ課税シ得ル様改正スルコト(仙台)
- 四 家督相続ニ付テハ、小資産者ニ対シ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ扶養義務者ノ數ニ応ジ一定金額ヲ控除スルコト(東京)
- 五 課税価格一万円程度以下ノ小納税者ニシテ、相続開始當時被相続人ニ於テ扶養義務ヲ有スル家族中老幼不具廢疾者アル場合、相続人ガ其ノ義務ヲ繼承シタルトキハ一人ニ付千円程度ヲ其ノ課税価格ヨリ控除スルコト(広島)
- 六 税法第二十三条第一項中「不動産及船舶以外ノ」ヲ削除シ、同時ニ登録税法中ニ適當ナル改正ヲ加フルコト(札幌)
- 七 税法中ニ所得税法第五十七条及第五十八条ニ準ジタル規定ヲ設クルコト(大阪)
- 八 収税官吏ハ相続税調査上必要アルトキハ、納税義務者若ハ被相続人又ハ相続財産調査上關係ヲ有スト認ムル者ニ対シ、質問シ又ハ簿書ノ提示ヲ求ムルコトヲ得ル規定ヲ設クルコト(仙台)
- 九 税法第十二条ノ相続開始報告ニ準ジ、分家届出ノ場合モ町村長ヨリ報告セシムルコト(大阪)

- 一〇 相続開始報告ノ期限ヲ翌月十日トシ、報告事項ニ「分家」ヲ加フルコト(名古屋)
- 一一 年賦延納ヲ求メ得ベキ税金額ヲ二百円ニ改ムルコト(名古屋)
- 一二 施行規則第一条ニ於ケル相続税ノ所轄稅務署ハ相続人ノ住所地トスルコト(広島)
- 一三 昭和三年六月開催ノ稅務監督局長會議ニ於ケル税法改正ニ關スル意見ノ要領(間接稅ノ部)(省略)
- 一四 昭和三年六月開催ノ日本經濟連盟會ノ建議
- 一五 肅啓 本會ハ本邦ノ産業振興上稅制改善ニ關シ慎重ニ調査攻究ヲ遂ケ、別紙建議書ノ通決議任候、何卒特別御詮議ノ上御採納被成下度、此段建議仕候也

昭和六年一月二十一日

日本經濟連盟會

會長 勇 團 琢 磨

大藏大臣 井上準之助閣下

稅制改正ニ關スル建議

我國所得稅法及營業收益稅法ハ、事業ノ所得(又ハ收益)ニ対シ殊ニ租稅ヲ重課シ事業ノ振興ヲ阻害スルコト尠シトナサズ、現行所得稅法ハ源泉課稅綜合課稅ノニ主義ヲ併行シツツ主義ノ徹底ヲ欠キ、所得ノ種類ニ從ツテ課稅ヲ異ニシ、或ハ一課稅物件ニ重複課稅シ、或ハ純所得ナラザル所得ニ課稅シ、其間不合理不衡平ナル課稅尠ナカラズ、且ツ營業收益稅ノ課稅物件タル收益ヲ所得稅法ノ所得ト同一ナラシメタル為不合理不衡平ヲ重キ、結局事業所得ノミ独リ他ニ比シテ重キ負担ヲ荷フニ至レリ

大正九年國防費ノ必要ヨリ事業所得ニ対シ殊ニ租稅ヲ重課セラレテヨリ事業ハ不振ニ向ヒ、今ヤ我國經濟界ハ更ニ内



外ノ事情ノ為ニ極度ニ萎縮シ、企業心ハ沮喪シ失業ノ輸出シ最モ憂慮スベキ状態ニ在リ、今日我經濟界ハ此難局ニ當リテ最モ租税ノ不合理不衡平ヲ痛感ス、己ニ海軍ハ縮少セラレ當年ト事情ヲ異ニス、故ニ現行税制ヲ改正シ事業ノ振興ヲ阻害スル一原因ヲ除去シ、經濟界ノ難局ヲ打開スルニ努ムルハ刻下ノ急務ナリト信ズ、政府ハ我國事業ノ振興ノ為ニ二次ニ掲グル如キ、最モ適當ニシテ合理衡平ナル税制ヲ確立セラレムコトヲ望ム

一 現行所得税法ハ公債・社債・銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ト株式配当トノ間ニ、課税方法ヲ異ニシ負担ノ均衡ヲ失スルガ故ニ、是等ノ所得ニ対スル課税ヲ同一ニスルコト

二 現行所得税及營業收益税ハ法人所得（營業收益税法ニテハ収益）ニ課税シ、更ニ分配受領者ノ所得トシテ課税シ、一ノ物件ニ対シ重複課税サルル等、事業所得ニ対シテハ事實上他ノ所得ヨリモ重ク課税サルガ故ニ、綜合課税ノ下ニ於テハ次ノ如ク改正スルコト

- (イ) 第一種所得税ヲ課セラレタル法人所得ノ分配ヲ受クル者ハ、法人ニアリテハ其受ケタル金額ヲ所得ヨリ控除シ、個人ニアリテハ其受ケタル金額ニ対スル第一種所得税額ニ相当スル金額ヲ其所得税額ヨリ控除スルコト
- (ロ) 營業收益税ヲ課セラレタル法人収益ノ分配ヲ受クル法人ハ、其受ケタル金額ヲ營業收益額ヨリ控除スルコト
- (ハ) 海外事業ニヨル所得ニ対シ事業地ト本國トノ重複課税ヲ除ク為、所得税施行地以外ニ於ケル所得ハ其地ニ於テ課セラレタル所得税額ニ相当スル金額ヲ所得税額ヨリ控除スルコト
- (ニ) 事業ノ損失金ハ爾後若干年ヲ限り繰越計算スルヲ得ルコトトスルコト

理由

第一 源泉課税綜合課税ノ不統一

現行所得税法ハ公債社債銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ト株式配当トノ間ニ課税方法ヲ異ニシ、前者ニハ源泉課税ニヨリ比例税ヲ課スルニ対シ、後者ハ之ヲ他ノ所得ト綜合シテ累進課税ヲナスノミナラズ、地方附加税ヲモ賦課スル結果、兩者ノ間ニ負担ノ均衡ヲ失スルコト甚シク、為ニ投資能力ノ多キ高額所得者ニ取リテハ極メテ利回ノ高キ株式ヲ選バザル限リ採算上不利トナリ、其結果利回ノ低キ一流株式ヘノ投資ハ阻害サレ、國家産業ノ樞軸タル会社企業ヲ萎靡セシムルニ至ル、殊ニ借入金ヲ以テ株式ニ投資セントスル者ニ取リテハ、所得算定ニ際シ支払利子ノ實額ヲ控除スルコトヲ許サレザル為此ノ苦痛ハ一層甚シ、或ハ公債社債銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ト株式配当トニ対スル課税ガ不公正ナラバ前者ノ税率ヲ引上グベシト云フ者アルモ、単ニ前者ノ税率ヲ引上グルハ偶々金融界ヲ攪乱シ却テ事業ノ不振ヲ助長スルノミナラズ、尚衡平ナル課税負担ヲ實現スルコトヲ得ザルナリ、故ニ配当所得ハ公債社債銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益ト同一ニ課税スベシ

第二 重複課税

我事業界ガ他ニ比シテ特ニ過重ノ租税ヲ負担セルハ、主トシテ同一物件ニ対シ重複課税サルルニヨル、重複課税ハ税法上最モ不合理不衡平ノモノニシテ事業界ガ之ガ為ニ其振興ヲ阻害サルルハ、其最モ苦痛トスル所ナリ、元來法人ノ所得（即チ収益）ニ法人ノ所得トシテ課税シ更ニ分配受領者ノ所得トシテ課税スルハ、一ノ物件ニ対シ重複課税スルモノナリ、或ハ会社ト株主トハ各獨立ノ担税主体ト認ムルヲ相當トスルガ故ニ、兩者ニ課税スルモ重複課税ト云フコトヲ得ズト説ク者アレドモ、会社組織ハ個人ガ事業ヲ営ム為ノ一手段タルニ過ぎズ、其会社ヨリ受クル分配ハ会社ノ利益ノ分配ニシテ、会社ノ所得ト個人ノ所得トハ即チ一物件タルノミ、此一物件ニ対シ重複課税スルコトハ不合理不衡平ナリ、大正九年ノ政府ノ原案ニハ此点ニ闕シ明ニ重複課税ヲ避ケタリシガ、修正ニヨリテ現行法ノ如キモノトナリタリ

現行税法ニ於テハ法人所得ニ対シ第一種所得税同附加税及營業收益税同附加税ヲ課シ、其所得ノ分配ヲ受クルモノニ

対シ法人ナラバ同様ノ租税ヲ賦課シ、個人ナラバ第三種所得税及同附加税ヲ課ス、然ルニ法人所得以外ノ所得ニ対シテハ斯クノ如ク重複課税サルモノナク、国債利子ニハ資本利子税ノミヲ課シ、他ノ公債社債銀行預金利子及貸付信託ノ利益ニハ第二種所得税及資本利子税ヲ課スルノミニテ附加税モ第三種所得税モ課セズ、其他不動産収入給料所得等一モ同一物件ニ対シ所得税ヲ重複課税サルモノナシ

之ヲ英米法ニ見ルニ、英國ニテハ戦後財源ノ必要上一九二〇年ヨリ二四年マデ法人税ヲ課シタルモ今ハ之ヲ存セズ、法人所得ニ対シテハ普通所得税ヲ配当受領者ノ為ニ法人ニ於テ納付シ、個人ハ其綜合高所得ニ対シテノミ特別超過税(サー、タックス)ヲ納付スレバ足り、米國ニテハ法人所得税ヲ課シ、其配当ニ対シテハ法人ニハ法人所得税、個人ニハ普通所得税ヲ免除シ、個人ノ綜合高所得ニ対シテノミ英國同ジク課税シ、何レモ一タビ課税サレタル所得ニ対シ更ニ其分配受領者ニ同一租税ヲ賦課スルコトナシ、但シ米國ニテハ始メ法人所得税ハ其所得ノ計算ニ於テ法人ヨリ受クル配当ヲ除外スル規定ナカリシヲ、不合理ナリトシテ一九一八年之ヲ改正シ、現行法ノ如ク法人所得中ヨリ法人配当ヲ除外スルコトトナシ課税ノ重複ヲ除ケリ、此等英米法ニ見テモ我國現行法ガ如何ニ不合理不衡平ナルカヲ知ルヲ得ベシ

### 第三 海外收入ノ重複課税

海外ニ於テ事業ヲ営ム者ハ其所得ニ対シ海外ニ於テ租税ヲ課セラレ更ニ本國ニ於テ租税ヲ課セラル、但シ我所得税法ニテハ海外ニ於ケル租税ヲ差引キタル残額ヲ所得トシテ課税スルノミ、即チ海外事業ハ事業地ト本邦トノ重複課税ヲ受クルノミナラズ、法人所得トシテハ更ニ前項ノ如キ重複課税ヲ受ク、尤モ海外収益ニ対シテハ營業收益税及同附加税ナシト雖、其法人ノ出資者ガ法人ナル場合ニハ配当ヲ受クル法人ハ其収益トシテ他ノ国内所得ト異ルナク、營業收益税及同附加税ヲ課セラル、海外ニ於テ事業ヲ営ムノ困難ハ言フマデモナク、國運ノ發展・國際貸借ノ改善ニ資スル

コトノ大ナル海外事業ハ、寧ロ特別ノ保護方法ヲ講ズルノ要アルベシ

米國ニ於テハ海外ニ於テ納メタル所得税額ヲ本國所得税額ヨリ控除スルコトヲ許シ、英國ニ於テハ英國自治領内ニ於テ納メタル所得税額ヲ英國所得税額ノ半額ヲ限度トシテ控除ヲ許シ、更ニ米國ニ於テハ支那通商法ニヨル法人ノ支那ニ於ケル事業ノ所得ハ、米國人ノ出資額ニ応ジ法人所得税ヲ免除シ其税金額ヲ以テ特別配当ヲナサシム、然ルニ本邦ニテハ經營困難ナル海外事業ニ対シ税法上何等ノ特典ナク、支那ニ於ケル事業ニ対シテ亦米國ノ如キ特典ナシ、但シ船舶所得ニ付テ國際重複課税ヲ除ク為我國モ英米其他ト船舶所得ニ対スル相互免除条約ヲ締結セルアルノミ

### 第四 損失金ニ対スル課税

我所得税及營業收益税ノ事業所得及収益ノ計算ハ事業年度限りノモノトセルガ故ニ、一事業年度ニ損失トナリ次事業年度ニ利益アリ、其利益ヲ以テ前期ノ損失ヲ補填セル場合所得税法及營業收益税法ハ之ガ通算ヲ許サズ、次年度ノ利益ニ対シテ所得税及營業收益税ヲ課ス、斯クノ如ク差引利益金ナキニ拘ラズ之ニ課税スルハ、畢竟損失金ニ対シ課税スルモノナリ、我國会社統計ノ示ス所ニ依レバ最近ノ会社純益金一年十一億五千万円・純損金二億六千万円ニ上レリ、此純損金ハ爾後ノ利益ヲ以テ補填スル場合之ニ対シ課税ヲ免除セザルヲ以テ、年々鉅億ノ損失金ニ対シ不当ニ所得税及營業收益税ヲ賦課セリ、加之超過所得計算ノ基礎トナル資本金額算定ニ際シテハ繰越欠損金ヲ控除スルガ故ニ、繰越欠損金ノ補填ニ充当シタル会社利益ニ往々超過所得税ヲ課セラレ、甚シキハ欠損ノ為メ資本金皆無トナレル会社ノ利益ニ対シ其全額ヲ超過所得トシテ課税シタル事例アリ、斯クノ如キハ事業ノ実情ヲ無視セル不當課税ト云フベシ英國ノ如キハ損失金ハ爾後六ヶ年ニ繰越計算スルコトヲ許シ、米國ハ之ヲ二ヶ年ニ限り、未ダ我國ノ如ク一事業年度即チ普通六ヶ月ヲモ越ユルコトヲ許サザルモノハアラザルナリ

第三章 増税案要綱〔省 略〕

第四章 税制整理案並ニ増税案（確定案）要綱

一 税制整理案要綱（昭和六年十二月九日閣議決定）

○所得税

- 一 法人ノ超過所得税ヲ資本金十万円以下ノ小法人ニ対シテハ課税セザルコトニ改正スルコト
- 二 法人解散ノ場合ニ於ケル清算分配金ニシテ払込資本ヲ超過スル部分ハ、之ヲ受クル個人ノ所得ニ綜合課税スルコトトシ、合併ノ場合モ之ニ準ズルコト（從テ法人ノ清算所得中積立金又ハ非課税所得ヨリ成ル金額ニ対スル課税ハ廢セラレ、其ノ他ノ金額ニ対スル税率百分ノ五トナル）

三 預金部預金ノ利子ヲ第二種所得トスルコト

四 特別賞与・記念賞与・退職手当・一時恩給等ニ対シ課税スルコト、但シ退職手当及一時恩給ハ五千元ヲ超ユル金額ニ対シテノミ課税スルコト

五 第三種所得ノ追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ三箇年ニ延長スルコト

○資本利子税

一 資本利子税ノ税率百分ノ二ヲ百分ノ四ニ引上グルコト

二 税法施行地内ニ住所ヲ有スル者ノ、税法施行地外ニ於テ支払ヲ受クル公債・社債・銀行預金ノ利子、又ハ貸付信託ノ利益ニ対シ課税スルコト

三 預金部預金ノ利子ニ対シ課税スルコト

○相続税

一 課税価格百万円以上ノモノニ対スル税率ヲ引上ゲ整理シ、最高税率ノ適用ヲ受クル課税価格ヲ二千万円ヲ超ユル金額トスルコト

二 相続財産価格中不動産ノ価格ガ八割以上ヲ占ムルモノニ対シテハ、年賦延納ノ期間ヲ十年以内ニ延長スルコト

三 相続開始地ガ税法施行地内ナルトキハ、税法施行地外ニ在ル相続財産ニ対シテモ課税スルコト

○鉱業税

一 鉱産税ノ半額ヲ市町村ニ委譲スルコトトシ、昭和八年度ヨリ之ヲ実施スルコト

○酒造税

一 酒類中焼酎ノ原料トシテ白酒・味淋及焼酎ノ使用ヲ認メ、味淋ノ原料トシテ清酒ノ使用ヲ禁ズルコト

○取引所税

一 取引所外ニ於テ行ハルル差金取引ヲ取引所税通脱行為ト認メ、取引所税法中ニ之ガ取締並ニ処罰ニ關スル規定ヲ設ケルコト

○ガソリン税

一 ガソリン税ヲ創設シ、ガソリンヲ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ル際、引取人ニ対シ百ガロンニ付一円五十銭ノ税率ヲ以テ課税スルコト

二 増税案要綱（昭和六年十二月九日閣議決定）

一 所得税ニ対シ左ノ如ク増徴ヲ行フコト

(一) 法人ノ普通所得税及清算所得税ニ付所得金額百分ノ一・五ヲ増徴ス

(二) 第二種所得税ニ付所得金額百分ノ一ヲ増徴ス

- (三) 個人ノ所得税ニ付五千円ヲ超ユル所得者ニ対シ税額ノ五分ヲ増徴ス
- (四) 同族会社ノ加算税ニ付所得税法第二十一条ノ二ニ依ル税額ノ五分ヲ増徴ス
- 二 麦酒税ニ対シ一石ニ付五円ノ増徴ヲ行フコト
- 三 以上ノ増徴ハ之ヲ三箇年間ノ臨時増徴トスルコト

三 税制整理案及増税案要綱理由

税制整理案要綱理由

○所得税

一 法人ノ超過所得税ヲ資本金拾万円以下ノ小法人ニ対シテハ課税セザルコトニ改正スルコト

(理由)

超過所得税ハ資本金ニ対スル通常ノ利回りヲ超過スル利益ヲ課税ノ目標トスルモノナレドモ、從來課税ノ實際ニ徴スレバ比較的小資本ノ法人ニ対シ却テ苛酷ナル負担ヲ為サシムルノ結果トナリ、課税ノ公正ヲ期シ難キ情況ニアルヲ以テ、小資本ノ法人ニ対シテハ之ヲ課税セザルコトニ改正スルヲ相当ト認ム

二 法人解散ノ場合ニ於ケル清算分配金ニシテ払込資本ヲ超過スル部分ハ、之ヲ受クル個人ノ所得ニ綜合課税スルコトトシ、合併ノ場合モ之ニ準ズルコト(従テ法人ノ清算所得中積立金又ハ非課税所得ヨリ成ル金額ニ対スル課税ハ廢セラレ、其ノ他ノ金額ニ対スル税率百分ノ五トナル)

(理由)

現行法ハ清算分配金ヲ個人ニ綜合課税セズシテ法人ノ清算所得トシテ源泉課税ヲ為ス制度ナルモ、清算分配金ハ其ノ実質利益配当ト同一ナルヲ以テ個人所得トシテ綜合スルヲ可トシ、現ニ清算分配金ト其ノ性質ヲ同フス

三 預金部預金ノ利子ヲ第二種所得トスルコト

(理由)

貯蓄銀行等ヨリ大蔵省預金部ヘノ預金ハ其ノ表質銀行預金ト同様ナルヲ以テ、之ヲ第二種所得ニ編入スルヲ相当ト認ム

四 特別賞与・記念賞与・退職手当・一時恩給等ニ対シ課税スルコト、但シ退職手当及一時恩給ハ五千円ヲ超ユル金額ニ対シテノミ課税スルコト

(理由)

特別配当金・記念配当金等ニ課税スルノ権衡ヨリ見ルモ、此等ノ所得ヲ課税外ニ措クノ理由ナシ、但シ退職手当及一時恩給ハ他ノ所得ト其ノ性質稍異ル点アルヲ以テ、金額僅少ナルモノハ之ヲ除外シ相当担税力アリト認めラルルモノニ対シテノミ課税スルヲ相当ト認ム

五 第三種所得ノ追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ三箇年ニ延長スルコト

(理由)

現行法ハ第三種所得決定ニ脱漏アリタル場合ニ於テ、追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ一年ト定メアルモ、期間短キニ失シ課税ノ公平ヲ期スル上ニ於テ遺憾ノ点尠カラザルヲ以テ、之ヲ三箇年ニ延長スルヲ相当ト認ム

六 所得調査委員会ノ市部郡部別制ヲ廢シ、一稅務署一調査会トスルコト

(理由)

所得調査委員会ノ市部郡部別制ハ事務繁雜ニシテ且調査ノ統一公平ヲ期シ難シ、故ニ一稅務署一調査会ニ改メ

如上ノ弊ヲ除去スルノ必要アリト認ム

七 小笠原島及伊豆七島ニ所得税法ヲ施行スルコト

(理由)

所得税法施行地ヨリ小笠原島及伊豆七島ノミヲ除外スルコトハ、北海道及沖縄県等ノ島嶼並ニ各殖民地等トノ権衡ヲ得ザルノミナラズ、營業收益税法及資本利子税法ハ既ニ施行シアルニ拘ラズ、所得税法ヲ施行セザルハ適當ナラザルヲ以テ、所得税法ヲモ施行スルコトニ改正スルヲ相当ト認ム

○資本利子税

一 資本利子税ノ税率百分ノ二ヲ百分ノ四ニ引上グルコト

(理由)

現行資本利子税ノ税率百分ノ二ハ地租・營業收益税等ノ税率ニ比シ著シク低率ニシテ、補完税間ニ於ケル負担ノ權衡ヲ得ズ、故ニ之ヲ百分ノ四ニ引上グルヲ相当ト認ム

二 税法施行地内ニ住所ヲ有スル者ノ、税法施行地外ニ於テ支払ヲ受クル公債・社債・銀行預金ノ利子、又ハ貸付信託ノ利益ニ対シ課税スルコト

(理由)

税法施行地外ニ支払地ヲ有スル公債・社債等ノ利子ニ付テハ現在資本利子税ヲ課税セザルヲ以テ、税法施行地ニ支払地ヲ有スル公債・社債等ノ利子トノ間ニ負担ノ不權衡ヲ生ジ妥當ナラズ、故ニ税法施行地ニ在ル法人・個人ガ此等ノ公債・社債等ヲ所有シ其ノ利子ヲ取得スル場合ニ於テハ、之ニ資本利子税ヲ賦課スルヲ相当ト認ム

三 預金部預金ノ利子ニ対シ課税スルコト

(理由)

貯蓄銀行等ヨリ大蔵省預金部ヘノ預金ハ其ノ實質銀行預金ト同様ナルヲ以テ、之ニ対シテ資本利子税ヲ課スルヲ相当ト認ム

○相続税

一 相続税課税価格百万円以上ノモノニ対スル税率ヲ引上ゲ整理シ、最高税率ノ適用ヲ受クル課税価格ヲ二千万円ヲ超ユル金額トスルコト

(理由)

現行相続税ハ家督相続第一種(直系卑属ナル場合)ニ対スル税率、最低五千円以下千分ノ五ヨリ最高五百万円ヲ超ユル金額千分ノ百三十二及ブト雖、税率区分ノ最高五百万円ヲ限度トセルハ低キニ失スト認メラルルノミナラズ、小資産者ニ対スル税率トノ權衡上課税価格百万円以上ノモノニ対シテハ其ノ税率ヲ引上ゲ、最高限度二千円税率千分ノ二百十トシ、之ニ準ジテ遺産相続等ノ税率ヲモ適當ニ改正スルヲ可ト認ム

二 相続財産価格中不動産ノ価格ガ八割以上ヲ占ムルモノニ対スル年賦延納ノ期間ヲ十年以内ニ延長スルコト

(理由)

不動産ハ他ノ財産ニ比シ資金化スルコト困難ナルヲ以テ、相続財産ノ八割以上ガ不動産ナル場合ニ於テハ年賦延納期間ヲ十年以内ニ延長スルヲ相当ト認ム

三 相続開始地ガ税法施行地内ナルトキハ、税法施行地外ニ在ル相続財産ニ対シテモ課税スルコト  
(理由)

相続税ハ人税ニシテ總テノ財産ヲ綜合シ累進税率ヲ課スルヲ原則トスルハ一般所得税ト異ナル所ナシ、然ルニ現行相続税ノ課税ガ動産・不動産ニ付税法施行地内ノ財産ニ限ルハ、相続税ノ本質トシテ適当ナラザルノミナラズ、被相続人ノ債務ハ一般的ニ之ヲ控除スルニ拘ラズ、施行地外ノ財産ヲ除外スル結果、負債ニ依リ得タル資金ヲ施行地外ノ不動産ニ投資シタルガ如キ場合ニ於テハ、其ノ財産ヲ算入セズシテ負債ノミヲ施行地内ノ財産価格ヨリ控除スルコトナリ適當ナラザルヲ以テ、税法施行地外ニ在ル財産ニ対シテモ課税スルコトニ改正スルヲ相当ト認ム

### ○釀業税

一 釀産税ノ半額ヲ市町村ニ委譲スルコトトシ、昭和八年度ヨリ之ヲ実施スルコト

(理由)

釀産税ノ半額ヲ市町村ニ委譲スルコトニ付テハ、昭和六年法律第六十五号ヲ以テ釀業法中改正法律ノ公布アリ、唯予算ノ關係上未ダ実施スルニ至ラザルモ、昭和八年度ヨリ此ノ法律ヲ施行シ、釀産税ノ半額ヲ當該市町村ニ委譲スルコトトスルヲ相当ト認ム

### ○酒造税

一 焼酎ノ原料トシテ白酒・味淋及焼酎ノ使用ヲ認メ、味淋ノ原料トシテ清酒ノ使用ヲ禁ズルコト

(理由)

現行法ニ於テハ焼酎ノ原料トシテ白酒・味淋及焼酎ヲ認メザルモ、腐敗又ハ溜瀾セル白酒、味淋及焼酎ニシテ、焼酎製造ノ原料ニ供セザルベカラザル場合アルヲ以テ之ヲ認ムルヲ相当トシ、又現行法ハ味淋ノ原料トシテ清酒ヲ認ムル結果、實質上強度ノ清酒ヲ製造シ之ニ他ノ原料ヲ形式的ニ混和製成シテ味淋ノ定義ニ合致セシメ、

味淋トシテ課税ヲ受ケタル後更ニ多量ノ割水ヲ為シテ、所謂味淋式清酒ヲ製造シ造石税ノ軽減ヲ図リ、之ヲ安価ニ市場ニ供給スルガ如キ弊害アルヲ以テ、味淋製造ノ原料トシテ清酒ヲ使用セシメザルコトニ改正スルヲ相当ト認ム

### ○取引所税

一 取引所外ニ於テ行ハルル差金取引ヲ取引税通脱行為ト認メ、取引所税法中ニ之ガ取締並ニ処罰ニ關スル規定ヲ

設クルコト

(理由)

取引所外ニ於テ有価証券・米穀其ノ他ノ商品ニ付差金取引ヲ為スコトハ取引所法ノ禁ズル所ナリト雖、取締十分ラ期シ難キ状況ニアリ、而シテ此等ノ行為ハ一面税法ノ見地ヨリスレハ取引税通脱ノ結果ヲ来スコト明カナルヲ以テ、恰モ酒造税又ハ織物消費税ニ付税源保護ノ必要上酒類ノ無免許製造者又ハ織物ノ無申告製造者ヲ処罰スルガ如ク、取引所外ニ於テ差金取引ヲ為ス者ニ対シ相当ノ処罰規定ヲ設ケ適実ナル取締ヲ勵行スルヲ相当ト認ム

### ○ガソリン税

一 ガソリン税ヲ創設シ、ガソリンヲ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ル際引取人ニ対シ課税スルコト

(理由)

自動車ノ普及ニ伴ヒ道路ノ修繕改良等ニ要スル経費ハ自然膨脹ノ勢ヲ免レ難キヲ以テ、ガソリンニ相当ノ課税ヲ為シ其ノ歳入ヲ地方団体ノ道路費トシテ補助シ、地方団体ニ在リテハ道路費ニ於テ生ズベキ財源ノ余裕ヲ以テ自動車税等ノ軽減整理ヲ行フコトトスルヲ相当ト認ム

増税案要綱理由

一 所得税ノ増徴

(理由)

所得税ハ所得ヲ課税標準トスルモノナルヲ以テ、財界不況ノ際ニ於テモ比較的担税力アリト認メラルルニ依リ、  
国庫ノ歳入不足ヲ補填スル為ニ一時の租税ノ増徴ヲ行フニ当リテハ、第一ニ本税ニ対シ増徴ヲ行フヲ適當ト認  
メタリ、而シテ之ガ増徴ハ法人ノ所得税ニ最モ多ク、第二種所得税之ニ重キ、個人ノ所得税ニハ割合ヲ最モ少  
クシ、且所得五千円ヲ超ユル納税者ニ限り増徴ヲ行フコトトセリ

二 麦酒税ノ増徴

(理由)

麦酒ハ比較的担税力アル人々ノ消費ニ属スト認メラルル嗜好品ナルヲ以テ、本税ヲ増徴スヘキ税種トシテ選択  
セリ

三 以上ノ増徴ハ之ヲ臨時増徴トス

(理由)

所得税及麦酒税ノ増徴ハ国庫ノ歳入不足ヲ補填センガ為ニ、異常ノ際ニ処スル一時の方策トシテ之ヲ行フモノ  
ナルガ故ニ、之ヲ三年間ノ臨時増徴ニ止メタリ

四 税制整理及増税ニ因ル税額増減見込額表〔省略〕

第二編 各論

第一章 所得税

一 所得税改正ノ研究 (第一次案)

○共通事項

一 国債ノ利子ニ対シ課税スルコト (参考計表六)

(理由)

(一) 国債ノ利子ニノミ所得税ヲ免除スルコトハ、他ノ公債・社債等ノ利子トノ権衡ヲ得ズ

(二) 将来発行セラルベキ国債ハ勿論、現存スル国債ニ対シテモ課税スルヲ可トス、或ハ少クトモ現存ノ国債ニ対  
シテハ課税セザルヲ穩当トストノ論ナキニ非ザルモ、此ノ論ヲ進ムレバ新タナル課税ハ一切之ヲ認ムルヲ得ザ  
ルコトナリ、不当ナル結果ニ帰スベキヲ以テ、其ノ理由ナキモノト認ム

(可決)

二 小笠原島及伊豆七島ニ所得税法ヲ施行スルコト (参考計表二二)

(理由)

(一) 殖民地ニ所得税アル権衡ヨリスルモ、小笠原島及伊豆七島ニモ所得税法ヲ施行スルヲ相当ト認ム (朝鮮・閩  
東州ニハ第一種所得税、台湾・樺太ニハ第一種・第二種・第三種所得税アリ)

(二) 營業収益税法・資本利子税法等ハ之ヲ施行セルニ、所得税法ノミ之ヲ施行セザルハ理由ナシ

(可決)

三 税法施行地ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル外国人ニハ、外国ニ於ケル所得ニ対シテモ課税スルコト

(理由)

(一) 税法施行地ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有スル日本人ニハ外国ニ於ケル所得ニ対シテモ課税セルニ拘ラズ、

外国人ニ対シテハ之ニ課税セズト云フガ如キハ、国籍ノ如何ニ依リ所得税ノ課税ヲ異ナラシムルモノニシテ相  
当ナラズ

(二) 外国人ノ外国ニ於ケル所得ニ対シ課税スルコトハ、国際二重課税ノ弊ヲ現在以上ニ拡大スルモノナリトノ説  
アルモ、国際二重課税ハ別ニ之ガ防止ノ方法ヲ講ズベキモノナリト認ム

(可決)

四 税法施行地ニ住所又ハ一年以上ノ居所ヲ有セザル者ノ、税法施行地ヨリ受クル債権ノ利子・俸給給料・恩給・  
年金ニ対シ課税スルコト

(理由)

税法施行地ニ在ル法人ヨリ受クル配当・賞与ニ課税スル以上、此等ノ所得ニモ其レトノ権衡上同様ノ課税ヲ為ス  
ヲ相当ト認ム

(個人ヲ徵税義務者ト為ス場合ヲ生ズルモ已ムヲ得ザルベシ)

(留保)

五 国際二重課税ヲ排除スル為各關係国トノ協定ニ依リ、相互条件ノ下ニ課税ヲ免除シ得ベキ規定ヲ設クルコト(單  
行法トスルモ可)

(理由)

課税ノ国際的公正ヲ期シ海外事業ノ發展ヲ計ル為、二重課税排除ニ關スル一般的规定ヲ設クルノ必要アリ

(可決)

○第一種所得税

六 法人ノ超過所得税ハ之ヲ廃止スルコト(参考計表二)

(理由)

(一) 超過所得税ハ戦時利得税ノ変形ニシテ、戦時經濟界異常ノ變動ノ場合ニ於テ生ジタル不勞偶然ノ所得ニ課税  
スルノ方法トシテ採用セラレタルモノナルガ、現時ノ如キ經濟界不況ノ時代ニ在リテハ此ノ種ノ所得ナキヲ以  
テ適當ナル租税ト認メ難シ、之ヲ各国ノ税制ニ就テ見ルモ戦時中創設セラレタル利得税ハ戦後数年ニシテ孰レ  
モ之ヲ廃止シ現在ニ於テハ之ヲ存置スルモノナシ

(二) 資本金額ニ対スル所得ノ割合如何ニ依リ課税スルガ如キ方法ハ其ノ担税力ヲ捕捉スル所以ニ非ズ、其ノ結果  
ハ繰越欠損金ヲ有スル法人又ハ小法人ニ対シ却テ苛酷ナル課税ヲ為スコトナリ会社事業ヲ圧迫スルノ虞アリ  
(可決)

七 法人ノ清算所得中積立金又ハ不課税所得ヨリ成ル金額ニ対スル課税ヲ廃シ、其ノ他ノ金額ニ対スル税率ヲ百分  
ノ五ニ改ムルト共ニ清算分配金ハ之ヲ個人ニ綜合課税スルコト

(理由)

(一) 第二種所得ノ源泉課税ヲ廃シ完全ナル綜合課税制ヲ実行セントスルニ当リテハ、清算分配金ニ対シテモ亦之  
ヲ綜合スルヲ可トスルノミナラズ、現ニ清算分配金ト其ノ性質ヲ同フスル株式超過払戻金ハ之ヲ綜合セルヲ以  
テ、其ノ権衡ヨリスルモ之ガ綜合ハ当然ナリト認ム

(二) 現行法ハ株主ガ法人ナル場合ニ於テハ、一旦源泉課税セラレタル清算分配金ニ対シ重複課税セララルル場合ヲ  
生ジ相当ナラズ

(三) 清算分配金ヲ綜合課税スレバ數回ニ分割分配ヲ行ヒテ脱税ヲ計ル者ヲ生ズトノ説アルモ、課税ノ為ニ分配ヲ



数年ニ跨リテ行フガ如キコトハ普通ノ会社ニ在リテハ殆ド想像シ得ザルヲ以テ、此ノ点ヲ甚シク重大視スル要ナキモノト認ム

四 清算分配金ヲ綜合課税スル結果ハ、清算所得中清算分配金ニ対スル源泉課税ニ相当スル部分ノ課税ハ当然之ヲ廃止スルコトヲ要ス

(可決)

八 同族会社ノ税額加算ニ關スル条件ヲ幾分緩和スルト共ニ、条件ニ該当スルモノニハ繪テ税額ヲ加算スルコトニ改ムルコト(条件ハ別ニ考究スベキ見込)(参考計表五)

(理由)

(一) 現行法ニ於テハ同族会社ニ対スル税額加算ヲ稅務官庁ノ自由裁量ニ委セルガ故ニ課税區々ニ亘ルノ虞アリ、且官民間ノ紛争ヲ多カラシム故ニ、絶対加算主義ニ改メ如上ノ弊ヲ除去スルノ必要アリ

(二) 絶対加算主義ヲ採用スル以上、其ノ条件ハ幾分ニ緩和スルヲ相当ト認ム

(趣旨大体可、具体案ヲ作成スルコト)

九 株式又ハ出資ノ超過払戻金・建設利息配当金・役員ニ対シ支給シタル賞与金(退職賞与金ヲ除ク)ハ、第一種所得計算上之ヲ総損金ニ算入セザル旨ヲ規定スルコト

(理由)

(一) 此等ノモノハ大体ニ於テ孰レモ本質上損金ニ屬スルモノニ非ズ、若シ之ヲ法人ノ計算如何ニ依リ損金ト認ムルニ於テハ課税ノ公平ヲ害シ脱税ノ結果ヲモ生ズ

(二) 實際上ノ取扱トシテハ現在ニ於テモ右ノ如ク取扱ヒ居レルモ、明文ナキガ為ニ往々ニシテ納税者トノ間ニ紛

争ヲ生ジタル事例アルヲ以テ、之ヲ法律ニ明定スルノ必要アリ

(可決 但シ建設利息ニ付テハ多少問題)

一〇 稅法第六十九条中清算人トアルヲ清算人及清算人タリシ者ニ改メ、且清算所得税以外ノ所得税ニ対シテモ之ニ其ノ納稅義務ヲ負担セシムルコト

(理由)

(一) 現行法ニハ「清算人」トアリテ、清算人ニ更迭アリタル場合ハ何レノ清算人ヲ指サヤノ疑ヲ生ズルヲ以テ、之ヲ明確ナラシムル為「清算人及清算人タリシ者」ト改ムルヲ可トス

(二) 清算所得税以外ノ所得税ニ対シテモ、清算人及清算人タリシ者ニ税金納付ノ義務ヲ負ハシメ脱税ノ防止ト徵稅ノ便宜トヲ図ルノ要アリ

(留保)

○第二種所得税及第三種所得税

一一 第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廃止シ、其ノ所得(必要経費ヲ控除シタルモノ)ヲ個人ニ綜合課税スルコト

(理由)

(一) 綜合所得税ノ制度ノ下ニ於テハ各種ノ所得ハ之ヲ綜合課税スベキコトガ理想ニシテ、各種ノ所得ヲ綜合シ累進税率ヲ以テ課税スルコトニ因リ始メテ各人ノ担稅力ニ応ジタル課税ヲ為スコトヲ得

(二) 他ノ一般所得ハ繪テ綜合シ累進税率ヲ以テ課税スルニ拘ラズ、独リ第二種甲ノ所得(公社債・銀行預金ノ利子・貸付信託ノ利益)ニノ源泉ニ於テ比例税率ニ依リ課税スルコトハ負担ノ権衡ヲ得ズ、此ノ際第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廃止シ完全ナル綜合課税ヲ徹底セシムルノ要アリ

(三) 実行上多少ノ困難ヲ伴フト雖、所得者ニ誠実ナル申告ヲ促スト共ニ、一面有ユル方法ヲ講シ調査ノ遺憾ナキヲ期スルニ於テハ、其ノ実行ハ不可能ニ非ズト認ム

(可決 但シ重大問題ニ付尚研究スルコト)

二二 株式配当金ハ其ノ全額ヲ個人ニ綜合課税スルコトトシ、株式取得ニ要シタル負債ノ利子ハ之ヲ必要経費トシテ控除スルコト(参考計表一五・一六)

(理由)

(一) 株式配当金ニ対スル四割控除課税ハ負債利子ヲ斟酌スル主旨ナルベキモ、控除ヲ四割ト定メタルコトニハ何等根柢ナク、且負債アルモノモ無キモノモ一率ニ控除スルコトハ甚シク負担ノ公平ヲ失スルヲ以テ、株式配当金ニハ全額課税ヲ為スト共ニ一面株式取得ニ要シタル負債ノ利子ハ之ヲ必要経費トシテ控除スルコトトシ、負担ノ公平ヲ計ルノ要アリ

(二) 株式取得ニ要シタル負債ヲ個々ニ調査スルコトニハ多少ノ困難ヲ伴フベキモ、申告其他ニ基キ調査スルニ於テハ実行可能ナリト認ム

(可決)

一三 特別賞与・記念賞与・退職手当・退職一時恩給等ニ対シ課税スルコト、但シ退職手当・退職一時恩給等ハ五千元ヲ超ユル金額ニ対シ左ノ税率ヲ以テ別個ニ課税スルコト(参考計表二一)

五千元ヲ超ユル金額

百分ノ五

一万元ヲ超ユル金額

百分ノ十

五万元ヲ超ユル金額

百分ノ十五

十万元ヲ超ユル金額

百分ノ二十

(理由)

(一) 特別配当金・記念配当金等ニ課税スルノ権衡ヨリ見ルモ、此等ノ所得ヲ課税外ニ措クノ理由ナシ

(二) 此等ノ所得ニ課税セザルノ結果トシテ毎年支給スベキ賞与ヲ退職ノ際一時ニ支給シ、又ハ記念賞与等ノ名称ヲ冠シテ故意ニ脱税ヲ図ル者ヲモ生ズルニ至ル

(三) 特別賞与・記念賞与等ハ綜合課税スルモ、退職手当・退職一時恩給等ハ其ノ性質他ノ所得ト稍異ル点アルヲ以テ、金額僅少ナルモノハ之ヲ除外シ五千元ヲ超ユル金額ニ対シテノミ課税スルヲ相当ト認ム

(退職手当及一時恩給ハ五千元ヲ超ユル金額ニ課税スルコトニ特別税率ヲ設ケズ「修正可決」)

一四 産業組合貯金・銀行貯蓄預金及郵便貯金ノ利子ニ対シテモ課税スルコト(産業組合ノ剰余金ノ分配ニ対シテハ当然課税スルコト)(参考計表七・二〇)

(理由)

(一) 完全ナル綜合課税制ヲ実行シ、且國債ノ利子ニモ課税セントスル場合ニ於テ、此等ノ利子ニノミ其ノ課税ヲ免除スベキ理由ナシ

(二) 零細ナル利子ニ対シテハ強テ之ヲ追究セントスル趣旨ニ非ザルモ、相当多額ナルモノハ之ニ課税セザレハ他トノ権衡ヲ得ズ、殊ニ近時之ガ免税ノ特典ヲ多少濫用スルガ如キ傾向ヲモ見受ケラルルヲ以テ、一層之ニ課税スルノ必要アルモノト認ム

(可決)

一五 出資ノ減少ノ場合ニ於ケル超過払戻金ヲ准配当トシテ課税スル規定ヲ追加スルコト

(理 由)

遺社ノ場合ニ於ケル超過払戻金ヲ準配当トシテ課税スル趣旨ヨリ見テ当然ノコトト認メラルルモ、明文ナキガ為ニ納税者トノ間ニ紛争ヲ生ジタル事例アルヲ以テ之ヲ法律ニ明定セントス

(可 決)

一六 俸給ニ付テハ恩給法第五十九条ノ国庫納付金ヲ控除シタル残額ヲ以テ其ノ所得トスルコト

(理 由)

恩給法第五十九条ノ国庫納付金ハ俸給支給ノ際俸給額ヨリ天引セラルルモノナルヲ以テ、俸給所得計算上之ヲ控除スルヲ相当ト認ム

(留 保)

一七 扶養家族ノ控除ヲ所得六千円以下ノ者迄拡張シ、且年齢十八歳未満トアルヲ二十歳未満ニ改ムルコト

(理 由)

(一) 現行法ノ所得三千円以下ハ範圍狭キニ失スト認メラルルヲ以テ、之ヲ六千円程度迄拡張スルヲ可トス

(二) 年齢十八歳ハ大体中等学校卒業年齢ヲ標準トセルモノナルモ、現在社会ノ実情ヨリ見テ其ノ程度稍低キ感アルヲ以テ未成年ノ子女ニ対シ総テ控除ヲ行フヲ相当ト認ム

(年齢十八歳未満ヲ二十歳未満ニ改ムルノ点ヲ削除シ可決)

一八 国・公共団体・神社・寺院・祠宇・仏堂及民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニ対スル寄付金ハ、申請ニ依リ第三種所得金額ヨリ之ヲ控除スルコト

(理 由)

公共的寄付ヲ奨励スルノ趣旨ト、此等ノ寄付ハ其ノ人ノ個人的地位ニ基ク一種ノ強制拠出金ニモ等シキモノナルノ点トニ鑑ミ、申請ニ依リ第三種所得金額ヨリ之ヲ控除セントス

(留 保)

一九 第三種所得計算方法ヲ純然タル実蹟主義ニ改メ、減損更訂ノ制度ハ之ヲ廃止スルコト

(理 由)

(一) 現行法ハ大体ニ於テ実蹟主義ヲ採用セルニ拘ラズ、一部予算主義ヲ混合セルガ為ニ計算上甚々複雑ニシテ疑義ヲ生シ易キガ故ニ、之ヲ純然タル実蹟主義ニ改メ計算上ノ簡明ヲ期スルヲ可トス

(二) 減損更訂ノ制度ハ予算課税ト密接ナル關係ヲ有スルモノナルガ、此ノ制度ニ於テハ隔年毎ニ損益ヲ繰返ス事業ノ如キニ対シ全然課税セザルト同一ノ結果トナリ不合理ナルノミナラズ、更訂スベキ所得ヲ税法第十四条第一項第五号及第六号ノ所得ニ限定セルガ為課税救済ノ趣旨頗ル不徹底ナリ、サリトテ之ヲ他ノ種ノ所得ニモ及ボスコトハ甚シキ弊害ヲ伴フノ虞アリテ実行スルヲ得ズ、故ニ災害等ノ場合ニ於ケル担税力減殺ニ因ル課税上ノ救済ニ付テハ別途適當ナル方法ヲ講スルコトトシ、此ノ制度ハ之ヲ廃止スルヲ可ト認ム

(留 保)

二〇 災害ニ罹リ著シク担税力ヲ減殺セラレタル者ニ対シテハ、命令ノ定ムル所ニ依リ(命令ノ内容ハ別ニ考究スベキモ、大体将来ノ所得計算上考慮セラルルコトナキ財産ノ損失ヲ申請ニ依リ控除スル見込)其ノ課税ヲ減免スルコト

(或ハ別ニ単行法ヲ設クルモ可)

(理 由)

(一) 災害ニ罹リ著シク担税力ヲ減殺セラレタル者ニ対シテハ、其ノ所得ノ種類ノ如何ニ拘ラズ課税ヲ減免シ之ヲ救済スルノ必要アリ

(二) 第三種所得計算方法ヲ純然タル実蹟主義ニ改ムル以上、課税ノ減免ハ財産ノ損害ヲ条件トシ且災害ニ因ル場合ニ限定スルヲ適當ト認ム

(三) 第三種所得ノ計算ニ於テハ財産ノ減失ニ因ル損害ハ之ヲ控除セザルコトヲ原則トスルモ、此ノ程度ノ例外ヲ設クルコトハ何等妨ゲナキノミナラズ、却テ第一種所得トノ權衡ヲ得ル所以ナリトモ認メラル

(留保)

二一 山林所得ヲ除キタル他ノ一切ノ所得ニ付テハ、所得計算上損金ノ差引共通計算ヲ認ムルコト

(理由)

(一) 現在ニ於テハ税法第十四条第一項第六号及第五号ノ所得ニ付テノ損金ノ差引共通計算ヲ認ムル規定ナルモ、其ノ範圍狭キニ失スト認メラルルノミナラズ、所得ノ計算方法ヲ改メ純然タル実蹟主義ヲ採用スル以上、第六号及第五号ノ所得ト其ノ他ノ所得トヲ区分スルノ必要ナシ

(二) 但シ山林所得ハ他ノ所得ト稍其ノ性質ヲ異ニシ、之ニ対シテハ別個ノ課税ヲ為スモノナルヲ以テ、例外的ニ損金ノ差引共通計算ヲ認メザルヲ可トス

(第十九項トモ関連アリ留保)

二二 第三種所得ノ追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ三箇年ニ延長スルコト

(理由)

現行法ノ追加決定ノ期間一箇年ハ短キニ失シ課税ノ公平ヲ期スル上ニ於テ遺憾ノ点尠カラズ、故ニ之ヲ三箇年ニ

延長スルノ要アリト認ム

(可決)

二三 公証人役場ノ帳簿開示ニ關スル規定ヲ設クルコト

(理由)

公正証書ヲ以テスル金錢ノ貸借ハ一般ニ広ク行ハレツツアルニ拘ラズ、公証人役場ノ帳簿開示ニ關スル規定ナキガ為之ガ調査上ニ甚ダシキ困難アリ、故ニ此ノ際公証人役場ノ帳簿開示ニ關スル規定ヲ設ケ調査ノ徹底ト課税ノ公平ヲ圖ルノ要アリト認ム

(可決) 司法省ガ之ニ応ゼザルトキハ改善ノ策トシテ質問ニ答フルノ義務ヲ負ハシムルコト)

二四 所得調査委員会ニ關スル規定ニ左ノ改正ヲ加フルコト

(イ) 稅務代弁業者ノ所得調査委員タルコトヲ禁止スルコト

(ロ) 所得調査委員会ノ市部郡部別制ヲ廢シ一稅務署一調査会トスルコト

(ハ) 所得調査委員選舉投票所ハ一市町村内ニ數箇所ヲ設ケ得ルモノトスルコト

(ニ) 所得調査委員選舉ニ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用スルコト

(理由)

(一) 稅務代弁業者ハ其ノ職業ノ性質上所得調査委員タルニ適セス、近時稅務代弁業者ニシテ所得調査委員会ニ進出シ調査ヲ自己ノ職業ニ利用セントスル者漸次多キヲ加ヘ、調査ノ公正ヲ期スル上ニ於テ遺憾ノ点尠ナカラズ、故ニ此ノ際之ガ調査委員タルコトヲ禁止シ其ノ弊ヲ除去スルノ必要アリ

(二) 所得調査委員会ノ市部郡部別制ハ事務繁雜ニシテ且調査ノ統一公平ヲ期シ難シ、故ニ之ヲ一稅務署一調査会

ニ改ムルノ要アリ

(三) 所得調査委員選舉投票所ヲ一市町村内一箇所ニ限ルコトハ選舉事務執行上不便尠ナカラザルニ付、之ヲ必要ニ応ジ數箇所ノ投票所ヲ設ケ得ルコトニ改メ選舉事務執行ノ便宜ヲ図ラントス

(四) 所得調査委員ノ選舉ニ關シ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用シ以テ選舉ノ公正ヲ期セントス

(現在ハ刑法施行法第二十五条ニ依リ旧刑法ノ規定ヲ適用セラレツアルモ規定不十分ナリト認ム)

(イ)・(ニ)ハ留保、(ロ)ハ可決)

## 二 所得税改正ノ研究 (第二次案)

(第一次案ニ於テ可決シタル事項ニ付更ニ其ノ可否ヲ研究シタルモノ)

### 一 法人ノ超過所得税ハ之ヲ廃止スルコト (参考計表二)

○可トスル理由

(一) 超過所得税ハ戰時利得税ノ廃止ニ次テ起リタルモノニシテ、課税標準ノ計算方法戰時利得税ニ類シ、經濟界異常ノ變動ノ場合ニ於テ生ジタル不勞偶然ノ所得ニ課税スルノ方法トシテハ適當ナルモ、現時ノ如キ經濟界不況ノ時代ニ在リテハ適當ナル租税ト認メ難シ、之ヲ各國ノ税制ニ就テ見ルモ戰時中創設セラレタル利得税ハ概ネ戰後數年ニシテ之ヲ廃止シ、超過所得税ノ如キ租税モ現在ニ於テハ之ヲ存置スルモノナシ

(二) 資本金額ニ對スル所得ノ割合如何ニ依リ課税スルガ如キ方法ハ其ノ担税力ヲ捕捉スル所以ニ非ズ、其ノ結果ハ繰越欠損金ヲ有スル法人又ハ小法人ニ對シ却テ苛酷ナル課税ヲ為スコトナリ、會社事業ヲ圧迫スルノ虞アリ

(三) 歳入ニ欠陥ヲ生ズル為本税ノ廢止ガ困難ナリトセバ、寧ロ法人ノ普通税率ヲ一般的ニ引上グルニ如カズ、現

行税率百分ノ五ヲ百分ノ六ニ引上グルコトニ因リ超過所得税額ト略同額ノ歳入ヲ得ベシ

○否トスル理由

(一) 超過所得税ハ不勞偶然ノ所得ニ特別ノ担税力アリトシ、斯ル所得ハ通常一般ニ享受ベキ利益ヲ超過シテ特ニ多額ナル利益ヲ享受タル場合ニ於テ表現スルモノト認メ、之ニ對シ特別ノ課税ヲ為サントスルモノニシテ、不勞偶然ノ所得ハ戰時ニ於テノミ存スルモノト謂フヲ得ズ

(二) 弱小法人ニ對スル苛酷ナル課税ヲ緩和スルノ方法ハ他ニ其ノ途アリ、之ガ為真ニ担税力強大ナルモノニ對スル課税迄モ廢止セザルベカラズト謂フ理由ナシ

(三) 現在ニ於テモ超過所得税ノ税額ハ六、七百万円ヲ算シ、多少經濟界好転セバ忽チ一千万円ヲ突破スベキ勢力ヲ有ス、今之ヲ失ヒテ其ノ財源ヲ他ニ求メントスルモ事甚ダ困難ナリ

### 二 第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廢止シ、其ノ所得 (必要經費ヲ控除シタルモノ) ヲ個人ニ綜合課税スルコト

○可トスル理由

(一) 綜合所得税ノ制度ノ下ニ於テハ各種ノ所得ハ之ヲ綜合課税スベキコトガ理想ニシテ、各種ノ所得ヲ綜合シ累進税率ヲ以テ課税スルコトニ因リ始メテ各人ノ担税力ニ応ジタル課税ヲ為スコトヲ得ベシ

(二) 他ノ一般所得ハ總テ綜合シ累進税率ヲ以テ課税スルニ拘ラズ、独リ第二種甲ノ所得 (公債・社債・銀行預金ノ利子・貸付信託ノ利益) ニノミ源泉ニ於テ比例税率ニ依リ課税スルコトハ負担ノ權衡ヲ得ズ、此ノ際第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廢止シ完全ナル綜合課税ヲ徹底セシムルノ要アリ

(三) 第二種甲ノ所得總額ハ國債ノ利子ヲモ合シテ約七億四千万円ニシテ、内三億二千六百万円ガ法人分、四億一千四百万円ガ個人分ナルガ、個人分四億一千四百万円中三億二百万円ハ所得者ノ判明セル銀行預金利子及貸付

信託ノ利益ヲ以テ之ヲ占メ、残余ノ一億一千二百万円ニ付テモ登録国債ノ利子・保護預ケ公社債ノ利子等所得者ノ判明セルモノ尠ナカラザルノ状況ナルヲ以テ、所得者ニ誠実ナル申告ヲ促スト共ニ一面有ユル方法ヲ講ジ調査ノ遺憾ナキヲ期スルニ於テハ、綜合課税ノ実行ハ必ズシモ困難ナラズト認ム

○否トスル理由

(一) 所得税創設以來第二種所得税ヲ存置シ来リタル理由ハ、個人ノ有スル無記名公債・社債等ノ利子ヲ其ノ所得者ニ綜合スルコト殆ド不可能ナリト認ムルガ為ニシテ、今日ト雖其ノ綜合課税ヲ容易ナラシムルガ如キ事情ノ變化ナク、利札受取ノ際ノ申告ノ如キモ到底充分ノ信ヲ措キ難ク、強テ之ヲ実行セントセバ種々ノ手段ニ依リ脱税簇出シ、延テハ一般ノ納税思想ヲ悪化セシムルノ弊害ヲモ生ズ

(二) 株式配当ノ綜合課税ト權衡ヲ得ストシテ無記名公債・社債ノ利子等ヲモ綜合課税セントシ、却テ此等利子ニ付現在ヨリモ不当ニ課税ヲ免レシムルコトトナリ、改正ノ目的ト背馳スルノ結果ヲ生ズル虞アリ

三 株式配当金ハ其ノ金額ヲ個人ニ綜合課税スルコトトシ、株式取得ニ要シタル負債ノ利子ハ之ヲ必要経費トシテ控除スルコト(参考計表一五・一六)

○可トスル理由

(一) 株式配当金ニ対スル四割控除課税ハ負債利子ヲ斟酌スル主旨ナルベキモ、控除ヲ四割ト定メタルコトニハ何等根柢ナク、且負債アルモノモ無キモノモ一率ニ控除スルコトハ甚シク負担ノ公平ヲ失スルヲ以テ、株式配当金ニハ全額課税ヲ為スト共ニ一面株式取得ニ要シタル負債ノ利子ハ之ヲ必要経費トシテ控除スルコトトシ、負担ノ公平ヲ計ルノ要アリ

(二) 株式取得ニ要シタル負債ヲ個々ニ調査スルコトニハ多少ノ困難ヲ伴フベキモ、申告其ノ他ニ基キ調査スルニ

於テハ実行可能ナリト認ム

○否トスル理由

株式取得ニ要シタル負債ナリヤ否ヲ調査スルコトハ甚ダ困難ニシテ、其ノ結果ハ却テ負担ノ公平ヲ得難キモノト認ム

四 国債ノ利子ニ対シ課税スルコト(参考計表六)

○可トスル理由

(一) 国債ノ利子ニノミ所得税ヲ免除スルコトハ、他ノ公債・社債等ノ利子トノ權衡ヲ得ズ

(二) 将来発行セラルベキ国債ハ勿論、現存スル国債ニ対シテモ課税スルヲ可トス、或ハ少クトモ現存ノ国債ニ対シテハ課税セザルヲ穩当トストノ論ナキニ非ザルモ、此ノ論ヲ進ムレバ新ナル課税ハ一切之ヲ認ムルヲ得ザルコトトナリ、不当ナル結果ニ帰スベキヲ以テ其ノ理由ナキモノト認ム

○否トスル理由

既存ノ国債ニ対シ課税スルコトハ、国債所有者ヲシテ不測ノ損害ヲ蒙ラシムルモノナルヲ以テ穩当ナラズ

五 法人ノ清算所得中積立金又ハ不課税所得ヨリ成ル金額ニ対スル課税ヲ廃シ、其ノ他ノ金額ニ対スル税率ヲ百分ノ

五三改ムルト共ニ、清算分配金ハ之ヲ個人ニ綜合課税スルコト

○可トスル理由

(一) 第二種所得ノ源泉課税ヲ廃シ完全ナル綜合課税制ヲ実行セントスルニ当リテハ、清算分配金ニ対シテモ亦之ヲ綜合スルヲ可トスルノミナラズ、現ニ清算分配金ト其ノ性質ヲ同フスル株式超過払戻金ハ之ヲ綜合セルヲ以テ、其ノ權衡ヨリスルモ之ガ綜合ハ当然ナリト認ム

(二) 現行法ハ株主ガ法人ナル場合ニ於テハ、一旦源泉課税セラレタル清算分配金ニ対シ重複課税セラルル場合ヲ生ジ相当ナラズ

(三) 清算分配金ヲ綜合課税スレバ数回ニ分割分配ヲ行ヒテ脱税ヲ計ル者ヲ生ズトノ説アルモ、課税ノ為ニ分配ノ数年ニ跨リテ行フガ如キコトハ普通ノ会社ニ在リテハ殆ド想像シ得ザルヲ以テ、此ノ点ヲ甚シク重大視スル要ナシ

○否トスル理由

(一) 清算所得ハ法人ノ設立以來永年蓄積セラレタル所得ニシテ、一般所得ト其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ現行法ノ如ク別箇ニ課税スルヲ相当ト認ム

(二) 清算分配金ヲ綜合課税スレバ数回ニ分割分配ヲ行ヒテ脱税ヲ計ル者ヲモ生ズベシ、実行簡易ニシテ且格別ノ非難モナキ現行制度ヲ此ノ際強テ改ムルノ必要モナカルベシ

六 特別賞与・記念賞金・退職手当・退職一時恩給等ニ対シ課税スルコト、但シ退職手当及退職一時恩給ハ五千円ヲ超ユル金額ニ対シテノミ課税スルコト(参考計表二一)

○可トスル理由

(一) 特別配当金・記念配当金等ニ課税スルノ権衡ヨリ見ルモ、此等ノ所得ヲ課税外ニ置クノ理由ナシ

(二) 退職手当及退職一時恩給ハ他ノ所得ト其ノ性質稍異ル点アルヲ以テ、金額僅少ナルモノハ之ヲ除外シ、相当拒税力アリト認メラルルモノニ対シテノミ課税セントス

○否トスル理由

一時ノ所得ニ課税セザル現行法ノ下ニ於テ、此等ノ所得ノミヲ綜合シ一般所得ト同様ニ累進税率ヲ以テ課税スル

コトハ適當ナラズ

七 産業組合貯金・銀行貯蓄預金及郵便貯金ノ利子ニ対シテモ課税スルコト(参考計表七)

○可トスル理由

(一) 完全ナル綜合課税制ヲ実行シ且国債ノ利子ニモ課税セントスル場合ニ於テ、此等ノ利子ニノミ其ノ課税ヲ免除スベキ理由ナシ

(二) 零細ナル利子ニ対シテハ強テ之ヲ追究セントスル趣旨ニ非ザルモ、相当多額ナルモノハ之ニ課税セザレバ他トノ権衡ヲ得ズ、殊ニ近時之ガ免税ノ特典ヲ多少悪用スルガ如キ傾向ヲモ見受ケラルルヲ以テ、一層之ニ課税スルノ必要アルモノト認ム

○否トスル理由

此等ノ利子ニ対シテハ零細所得不課税ノ精神ト貯蓄奨励ノ趣旨トヲ以テ課税セザルヲ可トス

八 扶養家族ノ控除ヲ所得六千円以下ノ者迄拡張スルコト

○可トスル理由

現行法ノ所得三千円以下ハ範圍稍狭キニ失スト認メラルルヲ以テ、之ヲ六千円程度迄拡張スルヲ可ト認ム

○否トスル理由

今日財政窮乏ノ際ニ於テ、強テ所得三千円ヲ超エ六千円以下ノ階級ニ属スル者ノミニ其ノ負担ヲ軽減スルノ必要ナシ

九 第三種所得ノ追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ三箇年ニ延長スルコト

○可トスル理由

現行法ノ追加決定ノ期間一箇年ハ短キニ失シ、課税ノ公平ヲ期スル上ニ於テ遺憾ノ点尠カラズ、故ニ之ヲ三箇年ニ延長スルノ要アリト認ム

○否トスル理由

課税ヲシテ永ク不確定ノ状態ニ置クコトハ納税者ニ甚ダシキ不安ヲ与フルモノニシテ不可ナリ

一〇 小笠原島及伊豆七島ニ所得税法ヲ施行スルコト(参考計表(二二))

○可トスル理由

(一) 殖民地ニ所得税アル権衡ヨリスルモ、小笠原島及伊豆七島ニモ所得税法ヲ施行スルヲ相当ト認ム

(朝鮮・関東州ニハ第一種所得税、台湾・樺太ニハ第一種・第二種・第三種所得税アリ)

(二) 營業收益税法・資本利子税法等ハ之ヲ施行セルニ、所得税法ノミ之ヲ施行セザルハ理由ナシ

○否トスル理由

小笠原島及伊豆七島ハ概シテ民度低ク、所得税法ヲ施行スルモ之ガ税收入ハ極メテ微々タルモノ(年額約三千円)

ナルヲ以テ、此ノ際強テ施行スルニモ及バザルベシ

一一 公証人役場ノ帳簿開示ニ関スル規定ヲ設クルコト

○可トスル理由

公正証書ヲ以テスル金銭ノ貸借ハ一般ニ広ク行ハレツツアルニ拘ハラズ、公証人役場ノ帳簿開示ニ関スル規定ナキガ為ニシテ調査上ニ甚ダシキ困難アリ、故ニ此ノ際公証人役場ノ帳簿開示ニ関スル規定ヲ設ケ調査ノ徹底ト課税ノ公平ヲ図ルノ要アリ

○否トスル理由

公証人役場ノ帳簿ニハ単ニ金銭ノ貸借ノミニ止マラズ、他人ノ秘密ニ属スル事項ノ記載多キヲ以テ、之ガ開示ハ困難ナルベシ

一二 支払調書ノ提出又ハ債務利子ノ控除ニ関シ、支払調書提出義務者又ハ債権者ノ帳簿開示ニ関スル規定ヲ設クルコト

○可トスル理由

(一) 現行法ニ於テハ支払調書ノ提出ニ関シ支払調書提出義務者ニ質問シ得ルモ帳簿ヲ調査シ得ルノ規定ナク、又債務利子ノ控除ニ関シテハ債権者ヲ調査シ得ルノ規定ナキガ為、調査上支障尠ナカラザルヲ以テ、此ノ際此等ノ者ニ対スル帳簿開示ノ規定ヲ設ケ以テ課税ノ公平ヲ期セントス

(二) 第二種甲ノ所得ヲ綜合課税シ又株式取得ニ要シタル負債利子ヲ控除スルコトニ改メ、之ガ完全ナル実行ヲ期セントスルニ当リテハ、特ニ帳簿開示ニ関スル規定ハ必要ナリト認ム

(三) 所得ノ調査ニ関シテ帳簿ノ開示ヲ命ズルコトハ考慮ヲ要スル問題ナルベキモ、目的ヲ限定シタル此ノ程度ノ開示ニハ何等弊害ヲ伴フコトナキモノト認ム

○否トスル理由

帳簿開示ハ一般ニ人情ノ好マザル所ナルヲ以テ、此ノ規定ヲ設クルトキハ収税官吏ハ之ヲ濫用シテ苛斂誅求ヲ為ストノ非難ヲ免レザルベシ

一三 所得調査委員会ノ市部郡部別制ヲ廢シ、一稅務署一調査会トスルコト

○可トスル理由

所得調査委員会ノ市部郡部別制ハ事務繁雜ニシテ且調査ノ統一公平ヲ期シ難シ、故ニ一稅務署一調査会ニ改メ如



上ノ弊ヲ除去スルノ必要アリ  
○否トスル理由

調査委員会数又ハ委員數ヲ減少スルコトハ民意抑圧ノ非難ヲ免レザルベシ

三 所得税改正要綱

○所得税

- 一 法人ノ超過所得税ハ之ヲ廃止スルコト
- 二 第二種甲ノ所得税ハ之ヲ廃止シ、其ノ所得（必要経費ヲ控除シタルモノ）ヲ個人ニ綜合スルコト
- 三 株式配当金ハ其ノ金額ヲ個人ニ綜合課税スルコトトシ、株式取得ニ要シタル負債ノ利子ハ之ヲ必要経費トシテ控除スルコト
- 四 国債ノ利子ニ対シ課税スルコト
- 五 法人ノ清算所得中積立金又ハ不課税所得ヨリ成ル金額ニ対スル課税ヲ廃シ、其ノ他ノ金額ニ対スル税率ヲ百分ノ五ニ改ムルト共ニ、清算分配金ハ之ヲ個人ニ綜合課税スルコト
- 六 特別賞与・記念賞与・退職手当・退職一時恩給等ニ対シ課税スルコト、但シ退職手当及退職一時恩給ハ五千元ヲ超ユル金額ニ対シテノミ課税スルコト
- 七 産業組合貯金・銀行貯蓄預金及郵便貯金ノ利子ニ対シテモ課税スルコト
- 八 扶養家族ノ控除ヲ所得六千円以下ノ者迄拡張スルコト
- 九 第三種所得ノ追加決定ヲ為シ得ル期間ヲ三箇年ニ延長スルコト
- 一〇 小笠原島及伊豆七島ニ所得税法ヲ施行スルコト

- 一一 公証人役場ノ帳簿開示ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 一二 支払調書ノ提出又ハ債務利子ノ控除ニ関シ、支払調書提出義務者又ハ債権者ノ帳簿開示ニ関スル規定ヲ設ケルコト
- 一三 所得調査委員会ノ市部郡部別制ヲ廃シ、一稅務署一調査会トスルコト

所得税改正ニ因ル税額増減概算表（△印減）

項 目	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度 (平年度)	税 明
第一種所得 超過所得税廃止	△ 四、〇四六 千円	△ 六、二二五 千円	△ 六、二二五 千円	昭和五年度決定額ニ依ル 初年度分ハ右ノ六割五分
第一種所得税額 ヨリ控除シタル 第二種所得税額	一、三二〇	三、七七三	三、七七三	昭和五年度決定額ニ依ル 初年度分ハ右ノ三割五分
清算所得税ノ改 正	△ 五八五	△ 九〇〇	△ 九〇〇	昭和五年度決定額ニ依ル 初年度分ハ右ノ六割五分
國債利子課税	一、九八九	五、六八五	五、六八五	法人分利子総額一、二六、三四一 千円ノ九割ガ課税セラルルモノ トシテ見積ル、税率百分ノ五
小笠原島及伊豆 七島ニ税法施行	—	二	二	
小 計	△ 一、三三二	二、三三五	二、三三五	
第二種 甲ノ所得税廃止	△ 二二三、七六九	△ 二七、九六四	△ 二七、九六四	昭和五年度決定額ニ依ル 初年度分ハ右ノ八割五分

第三種 第二種甲ノ所得 及團債利子 綜合	株式配当金 四割 控除 除 除	負債利子 控除	郵便貯金、 貯蓄貯金、 銀行預金、 貯蓄預金ノ 利子 及 配当 金 綜合	清算分配金 綜合	特別賞与 金等 綜合	扶養家族ノ 控除 擴張 小笠原島及 伊豆七島ニ 税法施行	小計	合計	個人分利子 總額 四一四、五五〇 円ノ五割ガ 課税セラル ルモ、 千円ノ五割 ガ課税セ ラルルモ、 下シテ見 積ル、税率 百分ノ八 初年度分 ハ右ノ七 割五分
一、四三六	二七、四四〇	二二、八九一	四、八四五	九〇七	一、〇九九	八八〇	一四、七六九	一〇、三三一	昭和五年分 所得ヲ決定 シタル者 ニ於テ調査 ス 昭和五年分 所得ニ依ル 負債利子額 九、二〇七 千円ノ百分 ノ一三・ 四
一六、五八二	二七、四四〇	二二、八九一	六、四六〇	一、〇〇八	一、二二二	八八〇	三三、〇八〇	七、四五一	昭和五年分 所得ニ依リ 推算ス 昭和五年分 所得ハ右ノ 九割 初年度分 ハ右ノ九 割 特別賞与 金等ノ總額 三〇、五七 〇千円ノ 五割ガ課 税セラル ルモ、税率 百分ノ八 初年度分 ハ右ノ九 割

四 同族会社ニシテ一定条件ニ該当スル場合ハ総テ税額ヲ加算スルコトニ改正スルノ案 (参考計表五)

一 同族会社ノ定義

(一) 資本金額中同族分割合ニ依リテ定ム

七割以上ノ場合ハ同族会社トス (全体ノ〇・八四一二該ル)

(二) (一)項該当ノ場合ト雖モ、特殊關係者以外ノ株主又ハ社員ノ数ガ五十人ヲ超ユルトキハ非同族会社トス

尚研究スベキ点左ノ如シ

(イ) 一定ノ条件ノ下ニ必ズ税額ヲ加算スルモノトセバ、「特殊ノ關係アル者」ノ字句ハ明瞭ヲ欠クヲ以テ、之ヲ改ムルノ要ナキヤ

(ロ) 「特殊ノ關係アル者」ノ字句ヲ除クトセバ、顧問・元ノ使用人・当該法人ノ使用人・内縁ノ夫妻、内縁ノ夫妻ノ親族、又ハ此等ノ者ガ株主又ハ社員トナリテ設立シタル他ノ法人等ヲ追加列挙スルコトトナリ不備・冗長ノ批難ヲ免レズ

(ハ) 「特殊ノ關係アル者」ノ字句ヲ存ストスルモ、尚「当該法人ノ使用人」ヲ加フル要ナキヤ

二 加算規定適用条件

(一) 事業年度ノ普通所得中、留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ五ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額

(二) 事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ普通所得中、留保シタル金額ノ合計ガ其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一二相当スル金額ヲ超過スル場合ニ於テ、其ノ超過金額ガ其ノ事業年度ノ普通所得ノ十分ノ三ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額

事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ノ普通所得中、留保シタル金額ノ合計ガ其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額又ハ出資金額ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ、其ノ超過金額

三 加算規定適用ニ対スル例外ノ場合ヲ列記スベシ

(一) 銀行・信託会社・保険会社・無尽会社ニ対シテハ不適用

(二) 同族会社ガ同族会社ニ非ザル他ノ法人ノ事業ノ一部トシテ經營セラルルトキハ不適用

(三) 不動産及有価証券ノ保全ヲ主タル目的トスル会社以外ノ同族会社ガ、其ノ事業年度ノ普通所得ノ全額ヲ繰越欠損金(繰越欠損金ト積立金トヲ併有スルトキハ其ノ相殺残額)ノ補填ニ充當シタルトキハ不適用

五 無記名公社債利子ノ綜合課税ニ関スル研究

一 債券所有者ニ課税スルコト

(理由)

利札所有者ニ課税スベシトノ説アルモ、左ノ理由ニ依リ債券所有者ニ課税スルヲ相当ト認ム

(イ) 利札所有者課税主義ヨリモ債券所有者課税主義ガ實際ノ所得者ニ課税スル趣旨ニ適応ス、利札所有者課税主義ト債券所有者課税主義トガ課税上異ル結果ヲ来ス場合ハ、利札ガ切放サレ他ニ譲渡セラレタル場合ノミナルガ、此ノ場合ニ於テ實際所得者ハ何人ナリヤト云フニ債券所有者ナリ、少クモ利札金額ノ大部分ハ債券所有者ノ所得トナル

(ロ) 利札所有者課税主義ヲ採レバ利札ノ売買ニ因リ容易ニ脱税ヲ図ルコトヲ得ベシ、個人ノ利札ヲ法人ニ売渡シタル場合ハ常ニ脱税ノ結果ヲ生ズ、或ハ債券モ共ニ売渡セバ債券所有者課税主義ヲ採ルモ仍脱税ノ結果トナルヲ以テ、此ノ点ハ理由トナラズト論スル者アルモ、債券自体ノ売買ト利札ノ売買トハ実情ニ於テ大ニ異ルモノアリ、

利札ノ売買ハ極メテ容易ナリ(若シ利札所有者課税主義ヲ採ラバ利札ヲ銀行預金ニ振込ミタル如キ場合モ之ニ課税スルヲ得ザルベシ)

二 利札支払期ニ於ケル債券所有者ニ課税スルコト、但シ利札ガ支払期前ニ於テ切放サレ利札ト債券トガ各所有者ヲ異ニスル場合ハ、利札切放當時ノ債券所有者(利札ノミラ譲渡シタル場合モ債券ノミラ譲渡シタル場合モ共ニ譲渡人)ニ課税スルコト

(理由)

(イ) 利札支払期前ニ於テ債券ノ譲渡アル場合ハ、各其ノ債券所有期間ニ於テ所得ヲ算定スルヲ理想トスルモ、斯ノ如キ方法ヲ採ルコトハ實際上不可能ナルヲ以テ、原則トシテ利札支払期ニ於ケル債券所有者ニ課税スルコトトス

(ロ) 利札ガ支払期前ニ於テ切放サレタル債券ト利札トガ別人ニ帰シタル場合ハ、其ノ利札支払期ニ於ケル債券所有者ヲ調査スルコト困難ナルヲ以テ、利札切放シ當時ニ於ケル最終ノ債券所有者ニ課税スルコトトス

三 利子受取ノ際受取人ヲシテ其ノ利子ニ対スル納税義務者ノ住所氏名ヲ支払者ニ告知セシムルコト  
債券又ハ利札ノ転帳ニ因リ稀ニハ納税義務者ヲ確知シ難キモノヲ生ズベキモ、大体此ノ点ハ受取人ノ告知ヲ信憑シテ課税スルコト

四 利子支払者ヲシテ支払利子額・支払月日・納税義務者及受取人ノ住所氏名等ヲ記載シタル帳簿ヲ設備セシメ、税務官吏ニ之ガ検査権ヲ付与スルコト

五 利子支払者ヲシテ毎月支払調書ヲ提出セシムルコト

六 利子支払者ノ不正帳簿記載及不正支払調書提出ニ対スル処罰規定ヲ設クルコト

七 利子受取人が納税義務者ヲ告知セザル場合、又ハ故意ニ納税義務者ニ非ザル者ヲ納税義務者ナリト告知シタル場合ノ罰則規定ヲ設クルコト

八 所得税通脱ニ対スル罰則ハ現在殆ド適用セザル情況ニ在ルモ、将来ハ相当之ヲ活用スルコト

九 追加決定ノ期間ヲ三年トスルコト

一〇 将来発行スベキ公債・社債ニ付テハ、発行者又ハ発行事務取扱者ヲシテ応募者ノ住所氏名ヲ申告セシムルコト

一一 税務署ニ於テハ左ノ施設ヲ為スコト

(イ) 法人ノ調査ニ際シテハ公債・社債ノ異動ニ注意シ、其ノ買入元・売渡先ヲ調査スルコト

個人ノ有価証券仲買人・月賦販売業者等ニ付テモ前項ノ調査ヲ為スコト

(ロ) 公共団体・公益法人等ニ対シ、毎年一定時期ニ於テ其ノ所有ニ係ル公債・社債ノ前一年間ニ於ケル異動ヲ調査スルコト

(ハ) 担保物又ハ保証物トシテ提供シタル公債・社債ヲ調査スルコト

(ニ) 税務署ニ公債・社債所有者調査簿ヲ設クルコト (各種資料ニ依リ記載加除シ數年後ニハ完全ナルモノタラシム、一定金額以上ノ所有者ヲ登録スルモ可)

一二 昭和七年三月三十一日限り第二種所得税ヲ廃止シ、昭和七年四月一日以後支払 (現実支払) ノ利子ニ対シテ昭和八年分所得税ヨリ綜合課税ヲ実施スルコト

六 第二種甲ノ所得ノ個人綜合ヲ実行不可能ニ非ズトスル説ノ大要 (参考計表九・一〇・一四)

一 第二種甲ノ所得ノ内容

第二種甲ノ所得総額ハ国債ノ利子ヲモ合シテ約七億四千万円ニシテ、内三億二千六百万円ガ法人分、四億一千

四百万円ガ個人分ナリ、之ヲ内訳スレバ左ノ如シ

種別	利子金額	法人分	個人分
国債利子	一五八、七九〇、二三七	一二六、三四一、五五三	三二、四四八、六八四
国債以外ノ公債利子	三七、二一一、二五八	二二、七四一、一四八	一四、四七〇、一一〇
社債利子	一六九、三二五、八七四	一〇四、〇五六、四〇二	六五、一六九、四七二
銀行預金利子	三二八、二七一、〇二〇	六六、〇七四、二八六	二六二、一九六、七三四
貸付信託ノ利益	四六、七九二、二六九	六、五二七、〇〇〇	四〇、二六五、二六九
計	七四〇、二九〇、六五八	三二五、七四〇、三八九	四一四、五五〇、二六九

二 個人分総額四億一千四百万円中、其ノ四分ノ三ハ所得者ノ判明セル銀行預金利子及貸付信託ノ利益ヲ以テ之ヲ占ム

銀行預金利子及貸付信託ノ利益ニ付テハ其ノ所得者判明セルヲ以テ、利子又ハ利益ノ支払者ヨリ支払調書ヲ提出セシムルコトニ依リ正確ニ之ガ綜合ヲ実行シ得ベシ、而シテ其ノ額ハ兩者ヲ合シ三億二百万円ニ上リ個人分総額ノ七割三分、約四分ノ三ニ當ル

三 残ルハ四分ノ一ノ問題ナルガ、之ニ対シテモ其ノ所得者ハ大体判明スベキ見込ナリ

残ルハ総額ノ約四分ノ一タル一億一千二百万円ノ問題ナルガ、此ノ内ニモ所得者ノ判明セルモノ、又ハ判明シ得ベキモノ尠ナカラズ

(イ) 登録国債 (個人分)

(ロ) 登録国債 一四一、三六三<sup>千円</sup> 同上利子(推定) 七、〇〇〇<sup>千円</sup>  
 保護預有価証券(法人・個人分)

政府保管ノモノ

公債 一一四、五八四<sup>千円</sup> 同上利子(推定) 五、五〇〇<sup>千円</sup>  
 社債 四八、六八七 同 三、〇〇〇

計

八、五〇〇

銀行保管ノモノ(判明セルモノ)

国債 二三九、九八九<sup>千円</sup> 同上利子(推定) 一一、〇〇〇<sup>千円</sup>  
 地方債 一〇〇、九四七 同 五、〇〇〇

社債 二二一、九八八 同 一三、〇〇〇

計

三〇、〇〇〇

(ハ) 供託有価証券(法人・個人分)

公債 六〇九、七九三<sup>千円</sup> 同上利子(推定) 三〇、五〇〇<sup>千円</sup>  
 社債 一一七、八八六 同 七、〇〇〇

計

三七、五〇〇

(ニ) 担保トシテ銀行へ差入有価証券(法人・個人分)

国債(推定) 三五〇、三八五<sup>千円</sup> 同上利子(推定) 一七、五〇〇<sup>千円</sup>  
 地方債(同) 三四、四九七 同 一、七〇〇

社債(同) 二六〇、七六三

同

一五、六〇〇

計

三四、八〇〇

以上ハ所得者ノ判明シ又ハ判明シ得ベキモノノ顯著ナル例ナルガ、公債社債ニハ割増金付勸業債券ノ如キモノヲ除キテハ概シテ小額券少ク、現ニ国債ノ如キハ債券ヲ発行セル内国債約三十億中二十億迄ハ一万円券ナルガ如キ状況ニ在リ、其ノ所有者ノ範圍ニハ自ラ限界アルモノト認メラルルヲ以テ、適當ナル方法ニ依リ之ヲ調査ヲ為スニ於テハ其ノ所有者ヲ判明セシムルコト必ズシモ至難ニ非ズト認ム

四 最後ニ利子受取人ノ誠実ナル申告ニ期待ス

第二種所得ノ綜合課税ヲ実行不可能ナリトスル説ノ要點ハ無記名債券ノ利子ニ在リ、無記名債券ニ付テハ其ノ所有者ヲ確知スルノ方法ナキヲ以テ、之ヲ綜合スルコトハ不可能ナリト謂フニ在レドモ、前述ノ如ク其ノ所有者ハ大体ニ於テ調査判明シ得ルモノト認ム、仮ニ調査ノ困難ナルモノアリトスルモ、其ノ額ハ第二種甲ノ所得中ノ極メテ一小部分タルニ過ギズ、而シテ此ノ最後ノモノニ対シテハ専ラ利子受取人ノ誠実ナル申告ニ期待シテ可ナリ、無記名債券ノ利子受取人ニハ利子受取ノ際所得者ノ氏名ヲ支払者ニ申告スルノ義務ヲ負ハシメ、其ノ申告ニ基キ支払者ヨリ支払調書ヲ提出セシムル順序ナルガ、之ニ対シテハ利子受取人ニ誠実ナル申告ヲ促ス為、義務違反ニ対シ制裁規定ヲモ設ケ活用ヲ図ル答ナルヲ以テ、其ノ申告ハ相当信憑スルニ足ルベキモノヲ得ラルベシト認ム

五 之ヲ要スルニ第二種甲ノ所得ヲ個人ニ綜合スルコトハ一大事業ニシテ、多大ノ手数ヲ要スルハ勿論調査上ニ於テモ諸種ノ困難ヲ伴ヒ実行極易ナリトハ認メザルモ、最善ヲ尽シテ之ニ当ルニ於テハ其ノ実行ハ決シテ不可能ニ非ズ、必ズヤ相当ノ成績ヲ挙げ得ベキモノト認ム

七 第三種所得稅率改正ノ研究

種別	現行	改正	種別	現行	改正
千二百円以下	百分ノ〇・八	百分ノ〇・八	十万円以下	百分ノ一九	百分ノ二〇
千五百円同	二	二	十五万円同	二二	二二
二千円同	三	三	二十万円同	二二	二二
三千円同	四	四	三十万円同	二二	二六
五千円同	五	五	五十万円同	二三	二八
七千円同	六・五	六・五	七十万円同	二五	三〇
一万円同	八	八	百万円同	二五	三三
一万五千円同	九・五	一〇	百五十万円同	二七	三六
二万円同	一一	一二	二百万円同	二七	
三万円同	一三	一四	三百万円同	三〇	
五万円同	一五	一六	四百万円同	三三	
七万円同	一七	一八	四百万円超	三六	

第三種所得稅率改正ニ因ル稅額異動表

所得金額	現行稅額	改正稅額	差引増	同割合
一、〇〇〇	一、〇一五、六〇	一、〇四〇、六〇	二五	〇二四
一、一〇〇	一、一〇一、五〇	一、一二六、〇〇	二五	〇四七
一、二〇〇	一、二〇〇、〇〇	一、二二六、〇〇	二六	〇六一
一、三〇〇	一、三〇〇、〇〇	一、三二六、〇〇	二六	〇六三
一、四〇〇	一、四〇〇、〇〇	一、四二六、〇〇	二六	〇六二
一、五〇〇	一、五〇〇、〇〇	一、五二六、〇〇	二六	〇五八
一、六〇〇	一、六〇〇、〇〇	一、六二六、〇〇	二六	〇六二
一、七〇〇	一、七〇〇、〇〇	一、七二六、〇〇	二六	〇六三
一、八〇〇	一、八〇〇、〇〇	一、八二六、〇〇	二六	〇六二
一、九〇〇	一、九〇〇、〇〇	一、九二六、〇〇	二六	〇六二
二、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇	二、〇二六、〇〇	二六	〇六三
二、一〇〇	二、一〇〇、〇〇	二、一二六、〇〇	二六	〇六二
二、二〇〇	二、二〇〇、〇〇	二、二二六、〇〇	二六	〇六三
二、三〇〇	二、三〇〇、〇〇	二、三二六、〇〇	二六	〇六二
二、四〇〇	二、四〇〇、〇〇	二、四二六、〇〇	二六	〇六三
二、五〇〇	二、五〇〇、〇〇	二、五二六、〇〇	二六	〇六二
二、六〇〇	二、六〇〇、〇〇	二、六二六、〇〇	二六	〇六三
二、七〇〇	二、七〇〇、〇〇	二、七二六、〇〇	二六	〇六二
二、八〇〇	二、八〇〇、〇〇	二、八二六、〇〇	二六	〇六三
二、九〇〇	二、九〇〇、〇〇	二、九二六、〇〇	二六	〇六二
三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇	三、〇二六、〇〇	二六	〇六三
三、一〇〇	三、一〇〇、〇〇	三、一二六、〇〇	二六	〇六二
三、二〇〇	三、二〇〇、〇〇	三、二二六、〇〇	二六	〇六三
三、三〇〇	三、三〇〇、〇〇	三、三二六、〇〇	二六	〇六二
三、四〇〇	三、四〇〇、〇〇	三、四二六、〇〇	二六	〇六三
三、五〇〇	三、五〇〇、〇〇	三、五二六、〇〇	二六	〇六二
三、六〇〇	三、六〇〇、〇〇	三、六二六、〇〇	二六	〇六三
三、七〇〇	三、七〇〇、〇〇	三、七二六、〇〇	二六	〇六二
三、八〇〇	三、八〇〇、〇〇	三、八二六、〇〇	二六	〇六三
三、九〇〇	三、九〇〇、〇〇	三、九二六、〇〇	二六	〇六二
四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇	四、〇二六、〇〇	二六	〇六三

八 第三種所得金額ヨリ最低生活費ヲ控除スル案

第一案

總所得ヨリ千円ヲ控除シタル残額ニ付左ノ稅率ヲ適用ス、但シ控除ハ最低稅率ヲ適用スベキ部分ニ屬スル金額ヨリ之ヲ為ス

千五百円以下ノ金額	2%
千五百円ヲ超ユル金額	3%
以下現行稅率ノ通	

第二案

總所得ヨリ八百円ヲ控除シタル残額ニ付左ノ稅率ヲ適用ス、但シ控除ハ最低稅率ヲ適用スベキ部分ニ屬スル金額ヨリ之ヲ為ス

千二百円以下ノ金額	1%
千二百円ヲ超ユル金額	2%
以下現行稅率ノ通	

第三案

總所得ヨリ七百円ヲ控除シタル残額ニ付現行稅率ヲ適用ス、但シ控除ハ最低稅率ヲ適用スベキ部分ニ屬スル金額ヨリ之ヲ為ス

第三種所得金額ヨリ最低生活費ヲ控除スル場合ニ於ケル減稅額調

昭和五年分第三種所得稅

納税人員	九三八、九二四人
内 家族	二六一、〇五五人
差 引	六七七、八六九人
一人当減稅額	五、六〇銭
總減稅額	三、七九六、〇六六円

備考  
第一案 第二案ニ依ルトキハ山林所得ニ於テ幾分増加スルモノアルモ、大數ニハ差シタル影響ナキモノト認メラル

所得金額	現行稅額	改正稅額	差引増減(△)
一、二〇〇円	九、六〇	四、〇〇	△ 五、六〇
一、五〇〇	一二、〇〇	一〇、〇〇	△ 二、〇〇
二、〇〇〇	一六、〇〇	一四、〇〇	△ 二、〇〇
二、五〇〇	二〇、〇〇	一八、〇〇	△ 二、〇〇
三、〇〇〇	二四、〇〇	二二、〇〇	△ 二、〇〇
三、五〇〇	二八、〇〇	二六、〇〇	△ 二、〇〇
四、〇〇〇	三二、〇〇	三〇、〇〇	△ 二、〇〇
四、五〇〇	三六、〇〇	三四、〇〇	△ 二、〇〇
五、〇〇〇	四〇、〇〇	三八、〇〇	△ 二、〇〇
五、五〇〇	四四、〇〇	四二、〇〇	△ 二、〇〇
六、〇〇〇	四八、〇〇	四六、〇〇	△ 二、〇〇
六、五〇〇	五二、〇〇	五〇、〇〇	△ 二、〇〇
七、〇〇〇	五六、〇〇	五四、〇〇	△ 二、〇〇
七、五〇〇	六〇、〇〇	五八、〇〇	△ 二、〇〇
八、〇〇〇	六四、〇〇	六二、〇〇	△ 二、〇〇
八、五〇〇	六八、〇〇	六六、〇〇	△ 二、〇〇
九、〇〇〇	七二、〇〇	七〇、〇〇	△ 二、〇〇
九、五〇〇	七六、〇〇	七四、〇〇	△ 二、〇〇
一〇、〇〇〇	八〇、〇〇	七八、〇〇	△ 二、〇〇

所得金額	現行税額	改正税額	差引増減(△)
五〇、〇〇〇	二、七〇三	二、七〇七	四〇〇
三〇、〇〇〇	一、一七八	一、一八二	四〇〇
二〇、〇〇〇	六〇三	六〇七	四〇〇
一五、〇〇〇	三五三	三五七	四〇〇
一〇、〇〇〇	一五三	一五七	四〇〇
七、〇〇〇	六八	七二	四〇〇
五、〇〇〇	四〇	四二	二〇〇
三、〇〇〇	二四	二二	二〇〇
二、〇〇〇	一六	一一	四〇〇
一、二〇〇	九	七	五〇〇
一、〇〇〇	六	四	五〇〇
〇、〇〇〇	〇	〇	〇

山林所得ニ対スル税額増減調査 第三案

所得金額	現行税額	改正税額	差引増減(△)
五〇、〇〇〇	二、七〇三	二、六九七	五〇〇
三〇、〇〇〇	一、一七八	一、一七二	五〇〇
二〇、〇〇〇	六〇三	五九七	五〇〇
一五、〇〇〇	三五三	三四七	五〇〇
一〇、〇〇〇	一五三	一四七	五〇〇
七、〇〇〇	六八	六二	五〇〇
五、〇〇〇	四〇	三四	五〇〇
三、〇〇〇	二四	一八	五〇〇
二、〇〇〇	一六	一〇	五〇〇
一、二〇〇	九	六	五〇〇
一、〇〇〇	六	四	五〇〇
〇、〇〇〇	〇	〇	〇

九 脱漏所得ノ追加決定期間ヲ三年トスル理由

- 一 既往ノ実蹟ニ徴スルニ脱漏所得ノ主ナルモノハ
- (イ) 同族会社ニ於ケル認定貸与
- (ロ) 法人ニ対スル金銭債権ノ利子所得及物件貸付ノ賃貸料所得
- (ハ) 大株主ノ仮装名義ニ依ル配当所得
- 等ナルガ

二 (イ)ハ会社主腦者ノ個人経済ト錯雜シタル遺算計算ヲ為セル同族会社ノ所得決定ニ方リ生ズルモノニシテ、如斯同族会社ハ多ク其ノ決算ヲ遅延シ甚シキハ年余ニ及ブモノサヘアリ、而モ其ノ調査ニ付テハ頗ル多大ノ手数ヲ要スルガ故ニ、相当長キ日子ヲ費シ如何ニ調査ノ進捗ヲ図ルモ、其ノ決定ヲ觀ル迄ニ事業年度終了後ニ三年ヲ要スルカ如キ事例ハ決シテ尠カラズ

三 法人ニ対スル金銭債権又ハ物件貸付ノ所得ノ脱漏ハ同族会社ノ資料ニ多キハ勿論、普通ノ大会社ヨリ生ズル資料ニ付テモ屢起ル事項ナリ、同族会社ノ所得決定ニ付テハ前叙ノ通ナルガ、普通ノ大会社ニ付テモ調査事項ノ範圍広汎且複雑セル為之ガ調査ニハ相当ノ日數ヲ要ス

四 大株主ノ仮装名義ニ依ル配当所得ノ調査ニ付テハ、數年間ニ於ケル株式ノ異動等ヲ調査シ初メテ発見ノ端緒ヲ得ルガ如キ事例多シ

五 以上ノ如キ事情ニ因リ、所得決定ノ翌年ヲ経過シタル後ニ於テ追加決定ヲ要スル所得資料ヲ発見スルコト尠カラズ、而モ其ノ資料ハ大所得者ニ対スルモノ多キニ拘ラズ、近來脱漏所得ニ対スル追加申告ノ懲懲ニ応ゼザル風潮漸増ノ傾向アリテ、負担ノ公正ヲ期シ得ザル場合多キヲ以テ、現行法ニ於ケル追加決定期間ハ之ヲ三年ニ延長スルノ



一〇 衆議院議員選挙法ノ罰則ト所得税法トノ関係

法 条	内 容	摘 要
百十一條	詐偽ノ方法ニ依ル選舉人名簿ノ登錄、投票管理者ニ對スル虚偽ノ宣言ニ對スル罰則	虚偽宣言ニ關スル部分ハ所得調査委員ノ選挙ニハ關係ナシ
百十二條	當選ノ為ニスル利益ノ供与、其ノ申込、約束、周旋、勸誘等ニ對スル罰則	
百十三條	立候補ニ關シ同上	
百十四條	前二條ノ收受利益没収ニ關スル規定	
百十五條	暴行其ノ他不正ノ方法ニ依リ選挙ノ自由ヲ妨害シタル者ニ對スル罰則	
百十六條	官吏、吏員ノ職務執行ノ怠慢、職權濫用ニ對スル罰則	
百十七條	選挙事務關係者カ選舉人ノ投票シタル被選舉人ヲ開示シタル場合ノ罰則	
百十八條	投票所又ハ開票所ニ於ケル投票ノ開涉、投票函ノ不法開匣等ニ對スル罰則	
百十九條	選挙事務關係者ニ對スル暴行脅迫、選挙場ノ騷擾、投票函ノ破壊等ニ對スル罰則	
百二十條	多衆聚合シテ百十五條又ハ前條ノ暴行ヲ為シタル場合ニ於ケル処断規定	
百二十一條	選挙ニ關シ銃砲、刀劍、棍棒等ヲ携帯シタル者ニ對スル罰則	
百二十二條	前條ノ物件ヲ携帯シテ選挙場ニ入りタル者ニ對スル罰則	
百二十三條	前二條ノ物件没収ニ關スル規定	
百二十四條	選挙ニ關シ氣勢ヲ張ルノ行為ヲ為シ、警察官吏ノ制止ヲ受ケルモノニ從ハサル者ニ對スル罰則	

百二十五條	百十二條、百十三條、百十五條、百十八條乃至百二十二條及前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ、人ヲ煽動シタル者ニ對スル罰則	
百二十六條	候補者ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニシタル者ニ對スル罰則	
百二十七條	無權者ノ投票、詐偽ノ方法ニ依ル投票、投票ノ偽造、投票數ノ増減ヲ為シタル者ニ對スル罰則	
百二十八條	立會人ノ義務不履行ニ對スル罰則	
百二十九條	選挙運動ヲ為スノ資格ナクシテ運動ヲ為シタル者、戸別訪問、個々面接、電話ニ依ル運動ヲ為シタル者、選挙事務長、選挙委員、選挙事務員等ノ解任並選挙事務所ノ閉鎖ニ關スル地方長官ノ命令ニ從ハサル者ニ對スル罰則	所得調査委員ノ選挙ニハ關係ナシ
百三十條	選挙事務所ノ超過設置又ハ休憩所ノ設置ニ對スル罰則	同上
百三十一條	選挙事務長以外ノ者カ事務所ヲ設置シ委員、事務員ヲ選任シタル場合、選挙權ナキ者カ事務長・事務員トナリタル場合、事務長ノ交迭ニ當リ引継ヲ為ササル場合等ニ關スル罰則	同上
百三十二條	選挙事務長・事務員・委員ノ任命、選挙事務所ノ設置届出ヲ怠リタル者ニ對スル罰則	同上
百三十三條	選挙運動費用超過支出ニ對スル罰則	同上
百三十四條	選挙運動費用ヲ支出シ得サル者カ、之ヲ支出シタル場合ノ罰則	同上
百三十五條	選挙運動費用ニ關スル帳簿ノ規定、精算届ノ規定等ニ違反シタル者ニ對スル罰則	同上
百三十六條	當選人又ハ選挙事務長カ処罰セラレタル場合ニ於ケル當選ノ効力ニ關スル規定	選挙事務長カ処罰セラレタル場合ノ當選ノ効力ニ關スル部分ハ、所得調査委員ノ選挙ニハ關係ナシ
百三十七條	処罰セラレタル者ノ選挙權、被選挙權停止ニ關スル規定	
百三十八條	時効ニ關スル規定	

一 清算所得ノ計算及税率区分

清算所得ハ残余財産(解散当時ノ總資産ヨリ外部負債ヲ控除シタルモノ)ヨリ払込資本金ヲ控除シタル残額ナリ

(第十一條)

- (例) 残余財産 三五〇、〇〇〇円
- 払込資本金 二〇〇、〇〇〇円
- 差引清算所得 一五〇、〇〇〇円

二 清算所得ハ其ノ構成分子ヲ分析スレバ從來ノ積立金ト清算期間中ニ生ジタル所得トヨリ成ル、而シテ清算期間中ニ生ジタル所得中ニハ普通ノ事業年度ニ於テモ所得稅ヲ課セラルベキ性質ノ所得ト、所得稅ヲ課セラレザル所得(例ヘバ國債利子)トアリ

- (清算所得内訳)
- 從來ノ積立金ヨリ成ル部分 一〇〇、〇〇〇円 (第一種所得稅濟)
- 清算期間中ノ課稅外所得ヨリ成ル部分 一〇、〇〇〇円 (稅 未 濟)
- 其ノ他ノ部分(從來ノ不表現利益等ヲ含ム) 四〇、〇〇〇円 (稅 未 濟)
- 計 一五〇、〇〇〇円

三 清算所得ハ之ヲ分配セラルベキ株主社員ヨリ見レバ其ノ實質ハ普通ノ事業年度ニ於ケル利益配當ニ類ス、故ニ此ノ所得ニ課稅セザレバ配當課稅トノ權衡ヲ得ズ、唯現行法ハ分配ヲ受クル株主社員ニ綜合課稅スルコトハ性質上適当ナラズトシテ、之ニ代フルニ法人ニ對スル百分ノ五ノ源泉課稅ヲ以テス、此ノ源泉課稅ハ配當課稅ニ代ルモノナラヲ以テ、從來ノ積立金ヨリ成ル部分タルト新生ジタル所得ヨリ成ル部分タルトヲ問ハズ、總テ課稅スルノ必要アリ

而シテ又清算所得中ニハ清算期間中ニ於テ生ジタル所得、即チ通常ノ事業年度ニ於ケル普通所得ト同一性質ヲ有スル部分アルヲ以テ、之ニ對シテハ右ノ源泉課稅ノ外ニ普通所得ニ對スル第一種所得稅ト同様ノ趣旨ヲ以テ、法人固有ノ所得ニ對シ第一種所得稅ヲ課スル必要アリ、尤モ清算期間中ノ所得中國債利子等ハ通常ノ事業年度ニ於テモ課稅外ナルヲ以テ其ノ必要ナク、又從來ノ積立金モ既ニ課稅済ノモノナルガ故ニ新ニ課稅ヲ為スノ必要ナシ茲ニ於テ清算所得ノ稅率ハ左ノ二種ニ区分セラル(第二十一條)

積立金ヨリ成ル部分	第三種所得ノ源泉課稅ニ相当スルモノ	普通ノ第一種所得稅ニ相当スルモノ	計
	百分ノ五	百分ノ五	
清算期間中ニ生ジタル	國債利子等ヨリ成ル部分	百分ノ五	百分ノ五
	其ノ他ノ部分(從來ノ不表現積立金ヨリ成ル部分ヲ含ム)	百分ノ五	百分ノ十

二 外貨國債ノ利子ニ對スル課稅ニ就テ

日本國內(稅法施行地内)ニ於テ外貨國債ノ利子ノ支払ヲ受クル場合ニ於ケル現行稅法上ノ取扱方ハ左ノ如シ

- 一 所得稅
- (イ) 國債ノ所有者ニハ日本ニ其ノ住所ヲ有スルト否ト、又日本人タルト否トニ拘ハラズ之ニ課稅セズ(明治四十二年三月二十二日法律第七号)
- (ロ) 免稅約款ノ有無ニ拘ラズ法律上当然右ノ取扱ヲ為ス

二 資本金子税

(イ) 日本国内ニ於テ支払ヲ受クル場合ニハ課税ス(税法第一条)

(ロ) 免税約款アルトキハ例外トシテ免税ス、約款ノ文言ニ依リ左ノ場合ヲ生ズ

甲 約款甲ノ場合(備考一)

利子ノ支払ヲ受クル際ニ該国債ノ所有者ガ外国ニ住所ヲ有スル外国人ナルコトニ付、本人ノ在任国駐在帝國領事、当地官公署又ハ公証人ノ証明アルトキハ課税セズ

乙 約款乙ノ場合(備考二)

該国債所有者ノ国籍及住所ノ如何ニ拘ハラズ免税ス、但シ約款乙ニ属スル外貨国債ハ何レモ日本国内ニ支払地ナキヲ以テ、實際ニ於テハ此ノ約款ニ依リ免税セラルル場合ナシ

三 營業収益税

(イ) 日本ニ營業場ヲ有スル場合ニハ課税ス(税法第一条)

(ロ) 免税約款アル場合ニハ其ノ約款ノ文言ニ依リ左ノ取扱ヲ為ス

甲 約款甲ノ場合(備考一)

一 所有者ガ外国ニ住所ヲ有スル外国人ニ限り、其ノ營業ノ純益ヨリ該国債ノ利子ヲ除外シタルモノヲ以テ其ノ課税標準ト為ス(免税)

二 其ノ他ノモノニハ課税ス

乙 約款乙ノ場合(備考二)

約款ノ文言「一切ノ租税ノ控除ヲ為サズシテ利子ヲ支払フ Be paid without deduction for any taxes, in-

posts, stamp duties and assessments. トアルヲ以テ、本約款ハ源泉課税ノ方法ニ依ル租税ノミノ免税ニ関スルモノニシテ、源泉課税ヲ行ハザル營業収益税ニハ關係ナキモノトス

備考 約款甲・乙ノ文言左ノ如シ

一 約款甲「日本ニ居住セザル外国人ノ所有ニ属スル証券及利札ニ対シテハ、日本ニ於テ現存スル租税及将来起サルヘキ一切ノ租税ヲ免除ス」

第二回四分利付英貨公債、五分利付英貨公債、第三回四分利付英貨公債、六分利付英貨公債、四分利付仏貨公債

二 約款乙「証券及利札ニ対シテハ日本政府又ハ府県市町村其ノ他ノ課税権ヲ有スル官憲ガ、現在又ハ将来賦課スベキ一切ノ租税ヲ控除スルコトナクシテ支払ヲ為ス」

六分半利付米貨公債、五分半利付英貨公債、五分半利付米貨公債

二三 災害被害者又ハ災害地ニ対スル租税ノ减免又ハ徴収猶予等ニ関スル法律案ノ研究

一 災害ハ震災ニ限ルコト

二 被害地域ガ道府県ノ全部又ハ一部ニ亘ルトキナルコト

三 被害者ニ対シ租税ノ减免又ハ徴収猶予ヲ為スノ要アルトキハ、勅令ヲ以テ之ヲ定メ得ルモノトスルコト

四 軽減又ハ免除ヲ為シ得ル租税ハ左記税目ニ限ルコト

(イ) 第三種所得税

(ロ) 地租

(ハ) 個人ノ營業収益税

(二) 乙種資本利子税  
(ホ) 相続税

- 五 前項ノ租税ニ付テハ必要ニ応ジ法律命令ノ規定ニ拘ラズ、課税標準ノ決定・申告・申請等ニ付特例ヲ設クルコトヲ得ルモノトスルコト
- 六 徴収猶予ヲ為シ得ル租税ハ震災地ニ於テ納付スベキ租税ニ限ルコト
- 七 徴収猶予ノ期間ハ一箇年以内ヲ原則トシ、減免ヲ為スベキ租税ニ付テハ其ノ処分ノ確定スル迄徴収ノ猶予ヲ為シ得ルモノトスルコト
- 八 本法ニ依ル免租額ハ法令上ノ納税資格条件ニ關シテハ免除又ハ軽減セラレザルモノト看做スコト

参考計表〔省 略〕

(平10 本校 1894)

65、昭和7年 所得調査委員会状況報告

昭和七年四月二十六日

福岡稅務署 圖

逓賃稅務署長 殿

所得調査委員会状況ノ件

市部所得調査委員会ハ本日午後〇時四十分開會、委員中一名ノ欠席者アリ、其他全部出席ノ上、左記各項ニ付要求及質問有之候ニ付、其ノ要項及通報候也

左記

- 一、調査書ニ付調査額ノ大体ヲ通覽スルニ、所得及營業純益共ニ前年ヨリ増額セラレタルモノ多キガ如シ、之ガ原因ハ時勢ニ適合セザル商工業所得標準率昂上ノ結果ナリト認メラル、然ルニ其ノ標準率増額變更ノ事由ニ付テハ、開會当初ニ於テ充分説明アリタリト雖、其ノ事由ヲ以テ本年所得及純益ヲ増加スルガ如キ穩当ナラズト信ズ、依テ本調査委員会ハ一般標準率ヲ適當ニ前年額以下ニ引下グルコトニ修正決議ヲナシ、場合ニ依リテハ県下調査委員ノ會合ヲ求メ之ガ修正ニ付協議ヲナシ、本局ニ陳情スルモノ可ナラムカトノ意見アリ
- 右ニ對シテハ、標準率表ハ之ヲ調査委員会ニ提案シタルモノニ非ズシテ、各納税者間個個ノ所得及純益金額算定ニ當リ、其ノ算定ノ方法ニ付一々之ガ説明ノ省略ヲ計ル為、便宜上予メ之ヲ開示シタルニ過ぎザルヲ以テ、之ガ増減變更等ニ付審議ヲ受クベキモノニ非ズ、先ツ調査提案額ニ付其ノ適否ノ審議ヲ進メラレタシ
- 二、所得及純益金額ノ申告ヲ為シタルモノト雖モ、調査委員会ニ於テ之ヲ不適當ナリト認ムルモノハ、之ガ修正ヲ為スニ付同意セラレタシ

右ニ付テハ申告稅タル意義ヲ尊重シ、之ニ依リ決議アラム事ヲ望ム、然ルニ果シテ不相當ナリト認メラレタルモノアラバ、更ニ其ノ実状ヲ調査シ之ガ更正ノ方法ヲ執ルコトモアルベシ

- 三、売懸金、回収不能、家賃及貸金利子未収入ノモノニ對シ、實際欠損ト認メラル、額ハ之ヲ控除セラレタキコト本件ハ美賦調査ニ當リ其ノ支払能力ニ付調査ノ上、事實回収不能ナリト認メラル、モノハ之ヲ是認シツ、アリ
- 四、借家賃控除ニ付テハ三割又ハ五割等ノ如キ一定ノ標準ニ依ラズ、實際使用ノ割合ニ応ジ之ヲ控除セラレタシ

右ニ對シテハ家事上ニ關連スル經費ハ所得計算上之ヲ控除スベキモノニ非ルモ、家事營業兼用ノ家賃控除方ニ付テハ一定ノ取扱方アルヲ以テ、其ノ方法ニ依ルノ外ナカルベシ

- 五、権衡表ハ五月二日迄、大納税者ノ調査額ハ何レモ五月七日迄ニハ提案セラレタシ  
調査終了ニ至ラザルモノ、又ハ通報未着ノモノナキ限り、既ニ大納税者ノ調査額ト雖提案アル管ナルモ、未了ノ分  
ハ其ノ時々之ヲ提出スベシ
  - 六、営業純益収支計算ノ実績調査ハ参考トシテ之ヲ示サレタシ  
必要ニ応ジテハ之ヲ示スベシ
  - 七、所得調査簿ハ可成之ヲ提出セラレン事ヲ望ム  
本件ニ対シテハ必要ノ部分ニ付キ各従事者ヨリ調査内容ニ付説明ヲナス事トシ、全然之ガ提示ヲ拒否セズ之ヲ示ス  
コトアルベシ
  - 八、前年決定通知ニ対シ異議申立ヲ為シタルモノ、氏名及其ノ申立事項ニ付テハ之ガ提示ヲ求ム  
右ニ対シテハ異議申立整理簿アルヲ以テ、之ヲ開示スルモ差支ナカルベシ
- 以上、各項質問終了後、五月一日迄休会ヲ申合せ散会ス  
右及通報候也

大牟田税務署長「7・5・2大牟田税務署印」

遠賀税務署長 殿「7・5・4遠賀税務署收受印」

所得調査委員会開会状況通信ノ件

当署郡部所得調査委員会ハ予定ノ通り本日開会、江頭委員長ニ就任成立ヲ見タルヲ以テ、開会劈頭小官ヨリ本調査  
方針及提案調成ニ至ル経過概要ニ付詳細演述シ、極メテ公平且慎重審議方要望シタルニ対シ、標準率斟酌取扱方、米

価其他三付ニ一質問アリ、応答ノ結果委員側ニ於テモ之ヲ諒トシ、各個人毎所得純益ニ付テハ財界不況ノ折柄相当御  
考慮ヲ煩スモノアルベク、之等ニ対シテハ相互慎重審議ヲ遂ゲ円満ニ会ヲ終リタキ旨ヲ述ベ、明三日休会四日午前九  
時再開、個人別審議ニ進ムベキヲ申合せ散会セリ  
右及通報候也

昭和七年四月二十八日

小倉税務署長 印

遠賀税務署長 殿

所得調査委員会開会状況ニ関スル件

小倉市部、門司市部所得調査委員会ハ予定ノ通り本日開会、各委員全部出席、小倉市部ニ方丸友吉・門司市部ニ中山  
総次郎会長ニ当選シ本会ノ成立ヲ見タルヲ以テ、小官ヨリ調査方針並ニ調査方法等ノ大体ニ付説明ヲ為シタル後、商  
工業所得標準率ニ関シテハ前年適用率ニ対比シ増減アルモノアルモ、之等ニ対シテハ各納税者毎ニ之ヲ審議シ各人  
間ノ賦課ノ公平ヲ期シタキ旨ヲ述ベタルニ、各委員ヨリ一般不況ノ折カラ出来得ル範囲ノ斟酌ヲセラレンコトヲ希望  
シタルニ付、之ニ対シテハ詳細説明ヲ為シ、各委員ハ調査書ヲ通覧シタルニ止マリ、別ニ特殊ノ質問モナク審議ニ移  
ルコトナク、小倉市部ハ五月四日迄、門司市部ハ五月二日迄各休会シ、其ノ各翌日ヨリ開会ヲ申合せ閉会シタリ  
右及通報候也

昭和七年四月二十八日

直方税務署長 印

遠賀税務署長 殿

所得調査委員会状況三関スル件

調査委員会ハ市部・郡部共予定ノ通り二十五日開會、市部一名・郡部二名欠席、会長ニ村上福太郎(市部)・麻生國吉(郡部) 前年通り当選シ本会ノ成立ヲ見タルニヨリ、小官ヨリ管内經濟狀況調査方針並ニ調査ノ概況ヲ演述シ、極メテ慎重ニ審議方要望シタルニ対シ、委員側ニ於テハ打統ク不況ノ年柄ニ於ケル標準率ノ昂上ハ、果シテ當ヲ得タルモノナルヤ考慮ヲ要スルモノアリ、個人別審議ニ於テ適當ニ決議シ度旨ヲ述ヘ、標準率ノ可否ハ論議ヲ見ズ、五月一日迄休會ヲ申合散會セリ  
右及通報候也

昭和七年五月四日

大川稅務署長「7・5・4大川稅務署印」

遠賀稅務署長

所得調査委員会開會狀況ニ関スル件

調査委員会ハ予定ノ通り本日午前十時開會、委員中一名ノ欠席者アリ、会長ニ田中竹次郎氏当選シ成立セリ  
依テ小官ヨリ本年調査方針及調査額ニ対スル大略ノ説明ヲナシ、最後ニ慎重審議、公平課税ノ実ヲ擧グル事ニ協賛セラレシコトヲ要望シタルニ、会長ヨリ商工業標準率ノ前年トノ対照表ヲ作成表示セラレ度コト、及昨年中ノ不況ハ例年ニ比ラ見ザル程ノ深刻ナシテ、大体上所得並ニ純益ナカルヘキ狀況ナレバ、各自ハ協力慎重審議シテ後日納税者ノ不平ヲ聞クガ如キ事ナキ様努ムベキ旨、希望ト抱負ヲ述べタルニ付、前者ニ対シテハ希望ニ応スヘク答へ、本日ハ調査書ヲ通覽セルノミニテ審議ニ入ラズ、明五日休會、六日ヨリ再開、個人別審議ニ入ルベキ旨申合セ散會セリ

昭和七年五月五日

行橋稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿「7・5・9遠賀稅務署収受印」

所得調査委員会開會狀況通信

當署所轄内所得調査委員会ハ予定ノ通り本日開會ノ処、調査員中数名ノ欠席者アリ、其ノ他ハ全部出席シ會長選登了後、引続キ小官ヨリ本年調査ノ方針及順序等ニ就テ演述ヲ為シ、之レニ対シ會長ヨリ例年ノ通り円満無事速カニ終了セムコトヲ希望スル旨ノ挨拶アリ、当日ハ何等質問其ノ他審議ニ入ラス、来ル十一日ヨリ引続キ再開スルコトニ申合セ、其ノ儘正午散會セリ  
右狀況及御通信候也

昭和七年四月二十三日

福岡稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿「7・4・25遠賀稅務署収受印」

所得調査委員会狀況ニ関スル件

郡部所得調査委員会ハ予定ノ通り本日開會、委員中一名ノ欠席者アリ、其ノ他ハ全員出席、会長ニ川辺委員當選シ、茲ニ本会ノ成立ヲ見タリ

小官ハ調査方針並ニ調査方法ニ付テ前年ニ於ケル夫レトノ關係ヲ説明シ、尚ホ商工業ノ所得標準率ハ前年ノ調査委員会ニ於テ説明ヲ為シ置キタルカ如ク、前年ハ諸種ノ事情ニ依リ前年分ニ限り斟酌低減ヲ為シタリ、之等ノ部分ニ対シテハ本年之力復旧ヲナシタル旨ヲ説明シ、終テ直ニ調査書ヲ提出シタリ

會長ハ一場ノ挨拶ヲ為シ、委員ハ標準率ニ付テニ質問ヲ試シムトシタルモ、之ヲ他日ニ譲リ本日ハ各委員ニ於テ調

査書ヲ通覽スルニ止メ、五月一日迄ノ間ハ各自隨時ニ出席シテ調査ヲ続行シ、五月二日ニ至リ全員出席ヲ為シ本會議ニ付スル旨ヲ申合セ散会シタリ  
右及通報候也

昭和七年四月廿五日

福岡稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿

所得調査委員會狀況ニ關スル件

市部所得調査委員會ハ予定通り本日開會、委員中二名ノ欠席者アリ、其他全部出席、會長ニ前年通り木梨委員當選シ本會ノ成立ヲ見タルヲ以テ、小官ハ調査方針並ニ調査方法ニ付キ説明ヲ為シタルニ、本年ノ如キ不況時ニ際シ商工業麻業等ノ所得標準率ノ一部昂上ヲ見ルガ如キハ果シテ適宜ナルヤ、之ガ制定ノ根基ニ付一応ノ説明アリタキ旨ノ質問アリタルモ、所得標準率ニ對シテハ大体前年ノ調査委員會ニ於テ説明ヲ為シオキタルガ如ク、前年ハ諸種ノ事情ニ依リ特ニ前年分ニ限り斟酌低減ヲ為シタルモノニシテ、之等ニ對シテハ殆ソ前年ニ復シタル旨ヲ説明シタルニ、此ノ問題ハ後回シトナシ、尚推定額ノモノニ對シテハ可成調査委員ノ意見ヲ容レラレタキコト、實額調査者ニ對スル斟酌程度及前年異議申立ヲ為シタルモノハ、參考ノ為其ノ氏名ヲ示サレタキ旨等ノ要求又ハ質問アリ、之等ニ對シテハ一々説明ヲ与へ、終ソテ一応調査書全部ヲ提出シタルニ、各委員ニ於テハ調査書ヲ通覽シタル後、明二十六日午後十時ヨリ調査上ニ付大体ノ打合せヲ為ス旨ヲ申合セ散会シタリ  
右及通報候也

昭和七年四月二十五日

久留米稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿

所得調査委員會開會狀況通信

本日市部調査委員會ヲ開會シタリ、而シテ開會劈頭小官ヨリ調査方針及調査方法等ニ付キ詳細演述シテ、極メテ公平ニ慎重審議方ヲ要望シタルニ對シ、委員側ニ於テハ之ヲ諒トスルモ、前年ノ不況ハ前々年以上深刻ニシテ納稅者ノ困憊甚タシキモノアリ、無理トナラサル程度ノ課稅ヲ望ムモノニシテ、個人別審議ニ於テハ相当御考慮ヲ煩スモノモアルヘク、此等ニ對シテハ相互ニ慎重審議ヲ遂ケ円満ニ會ヲ終リ度キ旨ヲ述へ、斯クテ來ル五月二日迄休會ヲ申合セ散会シタリ

郡部調査委員會モ去ル二十三日開會シ、來ル五月二日迄休會致候

右狀況及通信候也

昭和七年四月二十八日

八女稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿

當署所得調査委員會ハ本月廿八日開會ノ処、定刻調査委員全部出席シ、會長選舉終了後引続キ小官ヨリ本年調査ノ方針及順序等ニ就キ演述ヲ為シ、之レニ對シ會長ヨリ例年ノ通り円満無事速方ニ終了センコトヲ希望スル旨挨拶アリ、當日ハ何等質問其他審議ニ入ラス、來月四日ヨリ引続キ再開スルコトニ申合セ、其儘正午前散会セリ  
右狀況及御通信候也

大牟田稅務署長「7・4・28大牟田稅務署印」

遠賀稅務署長 殿

所得調查委員會閉會狀況通信

当市部所得調查委員會ハ本月二十六日開會、出席委員五名・欠席委員二名、長谷津勘三郎氏會長ニ就任、開會挨拶ニ次キ小官ヨリ本年調査ノ大体方針及提案ニ至ル迄ノ経過概要、特ニ財界不況時ニ於ケル各個人毎經濟狀態ノ變遷ニ意ヲ注キ、順次課稅ノ実ヲ拳ケル為小官及從事員カ如何ニ苦心シ本案ヲ得タルカラ總述シ、終リニ公平慎重審議方要望シタルニ對シ、委員側ヨリ(一)斟酌取扱方變更、(二)標準率變更ノ不当ヲ主張シタルモ、更ニ懇切丁寧ニ説明シタル結果、委員側ニ於テモ之ヲ諒トシ各個人別審議ニ進ムベキ段取トナリ、五月一日迄休會シ、二日ヨリ再開ノ事ヲ申合セ散會シタリ

右狀況通信候也

昭和七年四月二十八日

大川稅務署長「7・4・28大川稅務署印」

遠賀稅務署長 殿

所得調查委員會閉會並ニ調査額ノ件

一、調査委員會閉會月日 五月四日

二、三稅調査額

区分	前年		本年		歩合	前年		本年		歩合	前年		本年		歩合
	金額	人員	金額	人員		金額	人員	金額	人員		金額	人員	金額	人員	
所得	一、四四二、二七〇、	八五五	一、三五三、三七〇、	八五九	〇六一	四四、一七〇、	二二三	四五〇、	二〇二、	〇七四	一、〇四二	一、〇二五、	一、〇八二	〇八二	〇八二
土地	四二、八七八		三六、九七七、	八五九	一三七	八八三	二〇二、	九四九、	〇七四	〇五二	二八、八九九	一、〇二五、	二二、六三三、	一八二	〇二五
家賃															

昭和七年五月八日

大牟田稅務署長 圖

遠賀稅務署長 殿

市部調査會閉會通信

調査委員會ハ五月二日再開、依然標準率ノ昂上並ニ実額調査ノモノニ對スル斟酌歩合低下ノ不当ヲ主張シタルモ、種々説明ノ結果一般論トシテハ之ノ主張ヲ拋棄シタルモ、個人調査ニ當リ尚其ノ主張ヲ貫徹センコトヲ謀リ、其ノ他借家借地ニ對スル未收金ノ多額ナルコトヲ理由トシテ相当ノ斟酌ヲ主張シ、又ハ信用貸金削減ヲ企圖シ(從來信用貸金トシテ相当多額ニ、又多人數ニ亘リ計算シ居レリ)、其ノ防止ト説明接觸ニ多大ノ苦心ト努力ヲ払ヒタルモ、幸ニ終局ハ少数ノ者ヲ除ク外大体稅務署提案ヲ是認決議セシメ、本日午後一時閉會ヲ告ケリ

右及通知候也

昭和七年五月九日

大牟田稅務署長 圖

遠賀稅務署長 殿



郡部調査会閉会通信

郡部調査委員会ハ五月四日再開、商工業ニ於テハ市部同様標準率ノ昂上並ニ実額調査ニ対スル斟酌歩合ノ僅少ヲ通烈ニ質問シ、不景氣ニ対スル誅求ノ声サエ聞キタルモ、尙當局ノ熱心ナル説明ニ於テ大体説伏シ得タルモ、五六兩日尚休会シタリ、七日再会シタルモ個人ニ対スル内容ニ至リテハ各種各様ノ方法ヲ以テ斟酌又ハ低減ヲ主張シ、不表現的財産ニ対シテハ特ニ其念強硬ナリシ為メ、近年稀ニ見ル大苦心ト努力ヲ要シタリ、然ルニ幸ニシテ本日ニ至リ少数者ヲ除ク外ハ殆ト稅務署提案ヲ是認決議セシメ、午後二時無事閉会ヲ告ケリ  
右及通知候也

昭和七年五月九日

遠賀稅務署長 殿

所得調査委員会閉会通信

當署所得調査会ハ本月四日ヨリ再開、穀價及所得標準率ノ狀況ニツキ新ニ質問ヲ為シ、殊ニ酒造並ニ久留米耕製造所得標準率等ニ付テハ詳細質問ヲ試ミ、引續キ各個人ノ審議ニ入り五六七ノ各日調査ニ従事シタルガ、業況特ニ不良ト認メラル、營業者ノ純益又ハ所得ニ付キ点々減額方ヲ申出テタルモノノ外、標準率ノ変更又ハ特ニ顯著ナル修正意見等ノ要望ナク、極僅微ノ削減ニ同意ヲ与へ、九日正午円満裡ニ閉会セリ  
右及通信候也

昭和七年五月十日

遠賀稅務署長

稅務署長 殿

所得調査委員会一般狀況ニ関スル件

所得調査委員会一般狀況左記ノ通りニ有之候

左記

- 一、郡市部共予定通り開會、當日ハ大体ニ於テ挨拶ノ交換ニ止メ散會セシモ、独り若松市委員会々長ハ續々納稅者ノ悲境ヲ述べ、最後ニ苛斂誅求ニ陥ラザル様調査スル為、各種資料ノ提出ヲ要求スルコトアルベシト述べタリ
  - 二、商工庶業所得標準率ノ昂上ハ各委員ノ期待ヲ裏切り、鈔カラス感情ヲ刺戟セルモノノ如シ
  - 三、所得及營業純益共二前年ヨリ増額セルモノ鈔少ナラザルヲ觀取シタル、休会明ケノ委員会ハ就モ緊張ノ色ヲ示シ、時々皮肉ノ談話ヲ交換シツ、アリ
  - 四、八幡市二三委員ハ公課ノ増加セル貸宅地所得標準率ヲ引下ガザルハ不都合ナリト論ジ、果テハ地主会ヲ開キ輿論ヲ喚起スベシト主張シ、各市委員雷同ノ形勢アリ
  - 五、市部委員ハ委員会ニテ得タル資料ヲ基礎トシ、担当区域ノ実地調査ヲ為シ質問資料ノ蒐集ニ努メツ、アリ
  - 六、一般論トシテ標準率低下ヲ主張スルノ形勢ナキモ、貸家賃ノ値下、利潤ノ減少、未収金及回収不能金ノ増加等ヲ互ニ論議シツ、アリ
- 要スルニ会期ノ切迫スルニ從ヒ個人調査ニテ相当大ナル削減ヲ企ツルノ策ニ出ズルモノト觀測セララル  
右通信候也

昭和七年五月十日

直方稅務署長 印

遠賀稅務署長 殿「7・5・13遠賀稅務署収受印」

市部所得調查委員會閉會通信

市部調查委員會ハ五月三日再會シタルモ、開會當日所得標準率ニ對スル質疑ハ既ニ了解ナリシ爲、之ニ触ル事ハ無カリシモ、委員カ大部分商業者ナル爲メ販賣業者ニ對スル所得ニ就イテハ多數ナル減額要望アリシモ、一々權衡保持及課稅ノ根基ヲ説明シ、僅カ二十五人ニ對シ僅少ナル削減ニ同意シタルニ過ズシテ、會期四日間ヲ殘シ本日圓滿ニ閉會セリ

右及通信候也

昭和七年五月十一日

大川稅務署長「7・5・11大川稅務署印」

遠賀稅務署長 殿

所得調查委員會閉會通信

一 委員會成立月日 五月四日

一 閉會月日 五月十一日

一 休會日數 二日間

一 會議ノ狀況

調查委員會閉會ニ當リ、本年分所得稅外ニ稅ニ對スル調查方針及調查額等ニ付詳細説明シタルニ、調査委員側ニ於テハ昨年中ノ不況ハ例年ニ比テ見サルノ深刻サニシテ、大体所得並ニ純益ナカルヘキ狀況ニアリ

其ノ上商工庶業標準率ノ昂上セシモノアルハ實狀ニ適合セス相當低減方要求アリ、之ニ對シテハ前年ハ特別ノ事情

アリタルニ依リ特ニ斟酌低減ノモノナルモ、本年ハ大体前年ニ復シ適正ヲ期シタル旨説明ニ努メタル結果、漸ク了解スルニ至リ、尚各個人別審議ニ入り之亦業況不振殊ニ欠損ノ狀況ナルノ故ヲ以テ減額修正要求ノモノアリタルモ、一々各種資料並ニ実額調査書其他權衡額ノ適正ナル事等終始懇切ニ事理ヲ尽シ、原案（調査額）ノ相當ナル事ノ主張ニ努メタル結果、了解スルニ至リ、極僅少ノ削減ニ同意セルノ外當署提案ヲ是認田滿裡ニ本日閉會ヲ告ケタリ

右及通信候也

昭和七年五月十三日

久留米稅務署長「7・5・15久留米稅務署印」

遠賀稅務署長 殿

郡部所得調查委員會閉會通信

當署郡部調查委員會ハ繼ニ通信ノ通り客月廿三日開會シ、劈頭小官ヨリ調査方針ヲ述ヘテ慎重審議方ヲ要望シテ調査額ヲ提案シタルトコロ、提案額考究ノタメ本月二日迄休會シ三日ヨリ再會シタリ

調査委員側ニ於テハ前年不況ハ一層深刻ナルモノアリトナシ、殊ニ本年ノ所得標準率ヲ通覽スレハ前年ニ對シ昂上セラレタルモノ少カラズ、亦商工庶業ノ標準率ニ於テ前年ニ對スル昂上ノ狀況カ種目別ニ之ヲ換スレハ、果シテ実情ニ適セルヤヲ疑ハシムルモノアルハ頗ル遺憾トスルトコロニシテ、來ルヘキ八年ニ於テハ特ニ慎重考慮ヲ望ム旨切言セリ

斯クテ個人別審議ニ於テハ農家經濟ノ逼迫、商工業ノ不振ノ理由トシテ、前年決定額ニ對シ増加セルモノ、如キニ對シテハ可ナリ減額意見ヲ有スル向アリシモ、此等ニ對シテハ一々調査資料ヲ提供シ又調査事蹟ヲ説明シテ極力折衝ニ努メタル結果、相當ノ理由アルモノ僅少ノ人員ニ對シ減額意見ニ同意シタル程度ヲ以テ、田滿裡ニ本日（十三日）午

前十一時閉会シタリ

追而、市部調査会ハ折衝上可ナリ困難ノ件フモノアリ、目下鋭意折衝中ナリ  
右状況通信候也

(昭59 福岡 41)

66、昭和9年 所得調査委員一覽表

昭和九年十月十日改選「〇印新」所得調査委員一覽表(『税』第十二卷第十一号附録)

東京稅務監督局管内

神田橋稅務署

○鈴木善四郎(白米商) 上野兵松(会社員) 〇宮本英治(地主) 〇川上銀之助(履物商) 広瀬与兵衛(薪炭商) 浜田次郎(旅人宿) 柴田竹三郎(酒類商) 〇伏見万喜雄(弁護士) 長島辰五郎(洋服商) 三好鱗藏(家主) 紀川良計(質屋) 江沢浦吉(果物商) 〇名武正一(計理士)

永代橋稅務署

○遠藤善十郎(会社員) 〇桑原啓造(化粧品商) 望月乙彦(株式取引員) 平井文三(米穀取引員) 〇益田友之助(防水布製造) 〇津田終吉(医師) 住田金作(計理士) 殿木松造(会社員) 〇戎野喜太郎(織物商) 山本素介(乾海苔商) 〇立入金三郎(酒商)

京橋稅務署

野津勝治郎(計理士) 大塚寅次郎(海苔販売業) 吉田幸次郎(家主) 岩瀬隆(肉類販売業) 安藤儀三(鉄工業) 渡部龜吉(運送業) 早川庄太郎(家主) 加藤好造(事務員) 前原栄次郎(家主)

幸橋稅務署

○小池新太郎(薪炭商) 西崎謙三(酒類商) 尾田源兵衛(酒類商) 〇渡辺友次郎(味噌製造) 〇清水鏡三(材木商) 柴田清右衛門(白米商) 〇染谷閔太郎(機械製造) 植村久五郎(洋服商) 久保田徳藏(金物商) 井上兼藏(白米商) 金子富藏(白米商) 〇高柳藤太郎(電気器具商) 朝比奈幸太郎(機械製造)

四谷稅務署

小椋喜平(酒類、白米商) 河野喜壽(酒類商) 〇岸本敏(医師) 高橋常三郎(料理店) 大隈福三郎(信用組合) 山下辰次郎(白米商) 〇金子澄之助(金銭貸付業) 島田辰太郎(紙箱製造) 〇地代仁助(紙雜貨商) 官川一造(地主) 神谷与兵衛(金銭貸付業) 吉川富吉(金銭貸付業) 〇大石善四郎(計理士)

水道橋稅務署

岡野章二(齒科医) 竹中友太(酒類商) 荒井慈(会社員) 〇野田竹治(酒類商) 阿部恒雄(薬種商) 田仲忠左衛門(白米商) 〇萩原利右衛門(会社員) 染井洗(白米商) 横井春次郎(乾物商) 〇沢柳繁太郎(万年筆製造) 〇小林英夫(白米商) 本田慶次郎(会社員) 井上仲藏(肉類商)

厩橋稅務署

平松健一(金庫商) 中林寛平(電気器具商) 〇渡龜造(白米商) 〇清水長次郎(文房具商) 遠藤千元(薬種商) 〇沢村虎治郎(靴商) 池田雅之助(周旋業) 今井真太郎(地主) 西山庄太郎(乾物商) 〇増田清吉(薬天製造業) 〇板倉泰造(代書業) 〇松崎貞助(材木商)

西國橋稅務署

○酒井栄次(酒類商) 坂東伊平(材木商) ○本多富久松(材木商) ○藤本清二(調帯商) ○塚越清次郎(料理店業) ○鈴木逸朗(写真業) ○内田浅之助(会社重役) 鈴木伝兵衛(地主) ○大崎淳平(玩具製造) ○大久保三郎(稅務相談所) 市橋信太郎(布匹商)

品川稅務署

石井良太郎(地主) 狩野桑太郎(材木商) ○宮野菊藏(地主) ○町田半兵衛(海苔商) ○伊藤徳三郎(地主) ○平林政五郎(海苔商) ○河野惣八(地主) ○野村正弥(地主) 神山錠五郎(地主) 岩田平次郎(回漕業) 浅海甫藏(材木商) 浅井幸三郎(貸座敷) ○根岸朝太郎(家主) ○石黒友吉(無職)

淀橋稅務署

○中田三藏(呉服商) ○石森安太郎(製粉業) ○本橋虎之助(家主) ○新居義則(計理士) 萩島茂留(石材商) 大河原房次郎(地主) 伊藤林藏(地主) 福室米藏(酒商) 伊藤不治郎(酒商) ○栗山力(弁藏士) 齋藤常八(計理士) 梅原力太郎(食料品商) 米田幸次郎(家主) 石塚佐治太郎(学校経営)

板橋稅務署

○山口万太郎(地主) 中島太四郎(米穀商) 原定良(金融業) ○後藤忠次郎(地主) 岡本正太郎(会社員) ○高木佑雄(地主) 篠崎政治(質商) ○堀江勇右衛門(質商) 橋爪藤太郎(酒類商) ○高田信吉(地主) 木村仙吉(石材商) 瀧沢石男(酒類商) ○秋元正雄(地主) 朝香吉藏(家主)

龜戸稅務署

田部井盛治(計理士) 杉浦仙太郎(地主) 小久保松保(地主) ○笠井好松(貸座敷業) 佐久間栄吉(会社員)

田辺栗造(染色業) ○小林安右衛門(質屋業、地主) ○後藤長一(計理士) ○平岩基雄(鑄物業) ○下河原金平(旅人宿業)

青梅稅務署

○内山龜之助(町長) ○小沢重徳(材木商) ○新井亦五郎(印刷業) ○笹本半左衛門(蚕種製造業) 宇津木林藏(旅人宿業) ○中村八郎右衛門(酒造業) ○笹本長十郎(村長)

八王子稅務署

○城所国三郎(酒類販売) 山上武(会社員) 青木孝太郎(土木建築業) ○両角太兵衛(会社員) 土屋留次郎(織物買継商) 新井由松(原料糸商)

郡部

島田竹三郎(藥種商) 河田八郎(地主) ○鈴木栄次郎(農業) 萩原方隆(地主) 平井武茂(公吏) 田中由太郎(材木商) ○内海長重(金錢貸付業) ○加藤栄藏(農業)

横浜稅務署

田辺徳五郎(会社社員) 三木闕造(漬物商) 杉山謙造(商店社長) 牛頭伊之松(三等郵便局) 野並茂吉(崎陽軒社員) ○村田重義(地主) ○加山健一(商店代表員) 石川秋三郎(米穀商) ○松村亮吉(輸出絹物商) 高木儀兵衛(商店代表) 瀬沼安五郎(酒類商) 竹内定吉(精炭商) ○赤根八五郎(石炭商)

川崎稅務署

川崎市

高塚大助(信用組合長) 原文次郎(地主) 小宮余藏(地主) 平野藤太郎(貸座敷業) ○吉浜新右衛門(地主)  
○中井喜市(牛乳販売業)

郡部

○中山幸三郎(藥品販売) ○松沢丹治(地主) ○岩崎彦吉(地主、酒造) ○大貫喜久三(医師) 佐保田鏡昌  
(農業)

横須賀税務署

横須賀市

○飯島与助(官納商) 大橋衛(計理士) 市川竹作(会社員) 金子金治郎(米酒商) 竹見堅三(米酒商) 吉  
井市蔵(料理店) 田川誠治(米酒商) ○柏木幸造(呉服商)

郡部

松崎金四郎(米酒商) 石川文雄(計理士) 岩名好藏(米酒商) 桐ヶ谷利夫(材木商) 小川善太郎(米酒商)  
川澄藤之助(洋品商)

藤沢税務署

山田利八(呉服販売業) 山本松五郎(米肥料販売) 斎藤万治(ハム製造) 熊沢八重次郎(醤油製造業) 原清  
茂(地主) ○青木秀一(呉服商) ○島森一(書籍販売業) 福島松五郎(料理旅人宿)

大磯税務署

花井安五郎(農業) ○山口多七(米肥料商) ○萩原伊三郎(醤油製造業) ○井上博(酒造業) ○山本幸太郎  
(菓子商) ○佐藤佐四郎(商店員) 杉山正二(砂糖商) 原田敬治(地主)

小田原税務署

○加藤富太郎(温泉旅館業) 飯沼相三郎(会社員) 小川仙二(温泉旅館業) 小西尚三郎(薬種商) 小林敏企  
(医師) 外郎藤右衛門(薬種商) ○鈴木開作(蜜柑仲買業) ○島村幸治郎(酒類販売業)

浦和税務署

浦和市

相川宗次郎(米穀商) ○竹田千代作(酒類商) ○高野保平(醤油商) ○高田源八(医師) ○綿貫多吉(肥料  
商)

川口市

田島房邦(酒類販売業) 高石幸三郎(会社員) 白井福藏(鑄物製造業) ○佐山耕三(会社員) 高德伝八郎(会  
社員)

郡部

○柏彦太郎(醤油製造業) 浅古半兵衛(地主) 島田常次郎(糸商) 橋本喜平(会社員) 北西龜吉(会社  
員) 平野嘉吉(肥料商) ○浅田俊次郎(肥料商) ○岩瀬栄次郎(化粧品商)

川越税務署

川越市

○柿田龜之助(計理士) 綾部利右衛門(会社重役) 小山三省(保険代理業) 沼田文次郎(織物製造業) 畑尾  
源太郎(酒類商)

郡部

井上太平(酒類製造業) ○深井琴(地主) 江野脩治(米穀商) ○小菅作英(会社重役) ○長島悦作(農業)  
○小高栄吉(農業) ○小川一郎(農業) 松本市郎(荒物商) ○諸井宗平(砂利販売)

秩父稅務署

○宮前進(書籍、雜貨商) 坂本宗太郎(織物製造業) ○諸武三郎(材木商) 高橋辰五郎(織物製造業) ○逸見顯一(町長) ○一和多義光(粟種商)

熊谷稅務署

熊谷市

小此木真三郎(茶商) ○松本茂三郎(米穀商) ○原猪吉(材木商) 黒田小源治(材木商) 柿原清二(生絹商)

郡部

大谷藤豊(地主、社員) ○中原政太郎(藥種商) ○曾根太仰太(石材商) ○貫井清憲(製材業) 荻野太郎(土木請負) 矢島顯久(村長) 谷矢力太郎(地主)

忍稅務署

○荒井八郎(足袋製造業) ○久積倉助(足袋製造業) 矢島保(銀行頭取) 中田八十右衛門(荒物商) 関口藤吉(荒物商) ○斎藤重雄(農業) 塚田徳平(肥料、荒物商) ○細井辰一(農業)

粕壁稅務署

○深井哲三郎(地主、村長) 山田半六(肥料、砂糖商) ○小林栄吉(酒類醸造) 長野正三(社員) 川口市太郎(社員) 平沢常三郎(会社重役) 関貞三(藥種商) 荻野栄蔵(地主、村長)

千葉稅務署

千葉市

市川重平(醫師) 君塚文司(米穀商) ○飯豊幸十郎(石炭、砂糖商) 松山暢(請負業) ○石渡定吉(鮮魚商) ○根本八十次(家具商)

郡部

水野藤吉(社員) ○萩原村次(齒科醫師) ○木倉和一郎(醬油製造) 宮崎広(公吏) ○宮田清二郎(乾物商) 飯田鉄之助(原會議員) 吉野信(町長) 時田甚太郎(酒造業) 斎藤嘉兵衛(農業)

松戸稅務署

浮谷権兵衛(地主) 中山庄之助(呉服商) ○茂木順三郎(地主) 後藤仁助(地主) 松崎新次郎(馬糞商) ○阿部直吉(醫師) 茂木林蔵(粟種商) 丸山鉄五郎(米穀商) 永岡佐五八(酒商)

佐原稅務署

飯田惣兵衛(酒造業) 石毛嘉一郎(農業) ○渋谷今助(無業) 寺田瘵(酒造業) ○山野和次郎(醫師) 宮野久治郎(呉服、荒物商) ○久保木万吉(土木請負業)

銚子稅務署

銚子市

○豊田米吉(米穀商) 明石敬治(材木商) 大里庄治郎(会社重役) 今津徳兵衛(醬油醸造業) 石上新藤(酒醸造業)

郡部

○平野新治郎(材木商) ○宮崎喜太郎(酒造業) 大橋伊兵衛(醬油醸造業) 大枝十兵衛(醬油醸造業) ○佐

藤総之助(無職) 深田長四郎(呉服商)

東金稅務署

○吉岡清(醬油製造業) 小川莊三郎(荒物商) ○島田正邦(洋品商) ○高柳直吉(海産物加工) 今井絵明(医師) ○佐瀨信久(農業) ○小栗山喜治郎(漁業)

茂原稅務署

糸井佐太郎(荒物販売) 浅野文治(米味噌販売) ○半場精一(米肥料販売) ○白鳥平一郎(醬油製造) 松本源十郎(荒物販売) ○松本晴夫(運送業) 児安喜一郎(鮮魚販売) 石井繁蔵(醬油製造)

木更津稅務署

松崎長治(農業、村長) 山本与四郎(硝子商) ○鈴木四郎右衛門(石材商) ○平野一郎(麩製造) 小熊久三郎(金物商) ○武次治三郎(呉服商) 安藤助次郎(農業)

北條稅務署

○水島進三(酒類販売) ○保科友一(呉服太物) ○武内重(医師) 渡辺恒三郎(油販売) ○渡辺実(料理店業) ○西川佐衛門(藥種販売) ○黒川敏二(織物製造業)

甲府稅務署

甲府市

細田武雄(銀行頭取) 名取忠愛(銀行頭取) ○村松益造(麩商) 谷口梅吉(計理士) 平原庄兵衛(会社々長) 山中貢三郎(紙商) 数野幸七(会社代表員)

郡部

○河野領造(農業) 三枝英作(会社重役) 風間久高(会社代表者) ○宇佐美一經(会社々長) 中込悌造(肥料商) 長田瑛(農業) 野中豊七(元銀行重役) 野中善七(荒物商)

諏訪稅務署

○志村近造(酒造業) ○秋山八十郎(酒造業) ○秋山真男(会社員) ○入月清次(農業) ○有泉直松(酒造業) ○深沢豊治(旅人宿業)

韮崎稅務署

柳本岩十郎(無職) 小尾勘三郎(銀行業) 清水二万(酒造業) ○清水磐根(公吏) 小原忠子(歯科医) ○北原庫三郎(会社員)

都留稅務署

○細田賢作(医師) ○小野牛太郎(織物製造業) ○横山窓一郎(会社員) ○長治熊太郎(土木請負業) ○前田清治(生糸販売業) ○野沢覚三(金銭貸付業) ○吉川実治(印刷業)

宇都宮稅務署

宇都宮市

○河合長三郎(金銭貸付業) ○中村松太郎(金銭貸付業) 大洲曉司(市會議員) ○秋元芳(会社取締役) 峰岸福三郎(呉服商) 篠原定吉(質商) ○鈴木源十郎(石材商)

郡部

○岩崎長三(酒製造業) 野口弥太郎(金銭貸付業) ○生沼権一郎(代表社員) 大塚虎之助(農業) ○手塚勇(農業) 今井幸平(酒製造)

鹿沼稅務署

福田代造 (肥料麻商) ○古橋正一 (農業) 高橋弥次右衛門 (醬油釀造業) ○江田庄太郎 (物産商) 倉沢今太郎 (郵便局長) ○岡本喜代吉 (肥料麻商) ○飛田兼吉 (鮮魚商)

真岡稅務署

山口平兵衛 (呉服販売) 久保茂平 (肥料商) 鈴木竹藏 (醫師) 日向野盛次郎 (肥料商) ○古谷庄平 (肥料商) 小管彦四郎 (肥料商) ○飯田義広 (肥料商)

栃木稅務署

相良行一 (酒造業) ○小田垣健一郎 (無職) 長谷川調七 (栃木町長) ○出井喜三郎 (酒類販売業) 小野塚久平 (肥料商) ○今井敏壽 (水代村助役) ○関根源七 (代理業) 落合喜十郎 (赤津村助役) 塚田幸四郎 (材木商)

大田原稅務署

○植竹虎太 (肥料商) 新井万吉 (銀行頭取) 落合正吉 (砂糖商) 高田常四郎 (県會議員) 笹沼仲右衛門 (会社員) 増淵音一郎 (銀行常務) 飯塚菊太郎 (町長) 小島寛一郎 (酒造業)

足利稅務署

辻文治郎 (輿信所長) ○大島理太郎 (織物製造業) ○勝倉秋太郎 (市會議員) ○川島宗助 (乾物商) ○速水宇吉 (織物製造業) 大竹藤三郎 (商工会々頭)

郡部

○石井多吉 (織物加工業) 寺岡誠一郎 (会社員) 島田繁内 (酒造業) 亀田甚一 (町長) 土金規平 (地主) ○増田守造 (織物製造業) 久保欣一 (地主)

水戸稅務署

弓削徳次 (請負業) ○湊宗之介 (酒造業) 川又銀藏 (書籍販売) 中村千代松 (旅人宿業) 龍崎彦太郎 (請負業) 久保清吉 (漆器販売)

郡部

○堀川松太郎 (酒造業) 根本政太郎 (運輸業) ○坂本彦市 (酒造業) 幡谷留吉 (薪炭商) 長谷川新兵衛 (郵便局長) 石井力 (旅人宿業) ○佐藤節三 (医師)

大田稅務署

○宮崎慶一郎 (切昆布製造) ○野辺作蔵 (菓子販売) 鹿志村龜吉 (真田販売) ○金子信 (荒物金物商) 島津孝之介 (小間物販売) 菊池武保 (薪炭販売) ○外池太一郎 (呉服太物商)

松原稅務署

○立花寿 (無職) 福地秀三郎 (呉服太物) ○宇佐美秀吉 (金錢貸付) ○根本敬松 (呉服太物) ○伊藤喜之助 (海産物販売) ○小松紋兵衛 (呉服洋品)

麻生稅務署

○高崎三重郎 (農業) ○久保田義三 (酒類製造業) ○荒野佐市郎 (米、肥料商) 中根昇 (旅人宿) ○高浜源吉 (肥料製造業) 立原鏡太郎 (呉服太物商) 須田誠太郎 (書籍商)



龍ヶ崎稅務署

関口与右衛門(呉服太物商) 田中重次郎(酒類醸造業) 諸岡良夫(医師) 小野瀬忠兵衛(肥料商) 赤羽房兵衛(米、肥料商) ○鶴町運衛(金銭貸付業) ○古内正(齒科医) 石引鼎(農業)

土浦稅務署

○菊田七衛(会社員) 花塚仁兵衛(砂糖商) 大和田健三郎(酒造業) ○坂入久雄(農業) ○高野喜兵衛(呉服商) ○片見憲太郎(医師) 豊島庄十郎(繭市場) 狩野義胤(農業) ○長瀬市太郎(齒科医)

下館稅務署

山中直次郎(酒造業) 齊藤茂(地主) ○梅沢貞吉(米、肥料商) 間々田元吉(太物商) 沼尻文治(鉄道重役) ○加藤平七(地主) 中島覚次郎(運送社取締) 増淵彦之助(電気重役) ○為我井賢二(酒造業)

境稅務署

吉田源太郎(酒類商) 熊木栄太郎(肥料商) ○大橋武太郎(醤油製造) ○渡辺庄助(材木商) 佐藤洋之助(酒類商) ○間中純一(菜種商)

前橋稅務署

前橋市

鈴木愛三(菜種商) 中村勉次(家主) 勝山益太郎(会社員) ○野村重太郎(酒類販売) 金垣周蔵(米穀商) 河野要治(組合副長) ○井出仁作(組合長)

郡部

齊藤幸太郎(材木商) ○森村堯太(会社重役) ○下城虎次(織物製造業) 大島宗平(肥料商) 中沢豊七(肥

料商) ○福島松太郎(肥料商) 今井善兵衛(質商) ○小島登喜多郎(地主)

高崎稅務署

高崎市

石坂実(菓子商) ○内藤友造(米穀商) ○小林伴次郎(稅務代弁) 神津賢二(稅務代弁) 小林勇治(酒類販売) 樋口堅吉(医師) ○諏訪律(稅務代弁)

郡部

佐島守(呉服太物商) ○加藤市三(会社員) 古市仲蔵(郵便局長) 横山楨七(会社員) 井元久作(肥料商) ○小板橋四郎(金銭貸付業) ○竹内守明(瓦製造業) 田中京四郎(会社員) 宮下貞三(米穀商) 海津政之丞(酒造業) 山田龜之助(金銭貸付業)

中之条稅務署

小板橋菱三郎(菜種商) ○田村茂三郎(旅人宿業) 萩原英(旅人宿業) 川村善七(洋品賣續商) ○一場啓四郎(薪炭商)

沼田稅務署

桑原三之助(荒物商) ○阿部一美(温泉旅館) ○井上一(医師) 土田国太郎(酒造業) ○高橋卯門(農業) ○中沢三藏(村長)

桐生稅務署

桐生市

河内隆司(米穀商) 荻原四郎(機業) ○森口唯八(会社員) 岩崎誠蔵(精練漂白業) 三木奎平(酒類商)

時田紋三郎(機業)

郡部

近藤春吉(酒造業) ○藤生直次郎(機業) ○北村竹藏(古物商) ○堀江照(農業) ○今泉源作(機業) ○

尾沢千治郎(機業)

館林稅務署

深沢和三郎(地主) ○太刀川又吉(酒類製造業) 正田敏一郎(会社重役) ○引間栄一(地主) ○大塚安治郎

(地主) ○木村彦四郎(眞服太物商) ○飯塚祇吉(地主)

大阪稅務監督局管内

東稅務署

高木満三郎(羅紗販売) 植田幸次郎(機械販売) ○不破福造(大株取引員) 池田満助(正米取引員) 中谷虎

司(羅紗販売) ○木下藤吉(袋物販売) ○川端河井(莫大小販売) 豊沢儀三郎(会社重役) 藤井清兵衛(会

社重役) ○室井肇(無職) ○香河英成(計理士) ○梅本敬一(弁護士)

西稅務署

笹島栄助(荒物商) 平谷定次(貸座敷業) ○藤末次郎(会社員) 水田秀光(会社員) 中田秀次郎(樂天商)

井上重太郎(酒商) 山中清七(仏壇商) 加藤吉兵衛(会社員) 筒井民次郎(無職) 加藤文蔵(花蒔材料商)

○於勢升(無職) ○坂本盛一(鉄商) 榎井利助(雜貨商) 松尾光山(質商)

南稅務署

辻阪信次郎(府會議長) 近藤猶光(無職) 荻納彦兵衛(無職) 山本助三郎(無職) ○竹中寛二(鑄造業)

有本國治(洋服商) 大田和助(無職) 浦慶二(無職) 奥村豊次(無職) ○荒木栄次郎(無職) 高田音吉(系

商) ○荻田新三郎(無職) ○黒田喜造(弁護士) 新生民蔵(無職)

北稅務署

淺利弘次郎(メリヤス商) ○奥田菊太郎(合名会社員) ○豊田龜三郎(家主) 今北常三郎(質屋業) 広谷新

太郎(旅入宿業) 田中藤三郎(家主) 中辻貴十郎(眞服商) ○菅恒行(鉄工業) 林芳太郎(会社重役) 津

國民蔵(家主) ○青野龜三郎(地主) 小阪弥之助(会社員) ○木下鏝次郎(計理士)

玉造稅務署

若野豊造(無職) 丸谷外次郎(洗濯請負) 田中寅次郎(酒類販売) ○五井吉次郎(計理士) 野田増三郎(計

理士) 竹中光之助(無職) 木下源治郎(無職) 森田孫兵衛(無職) ○中尾泰一(貸座敷業) 山田定次郎(無

職) 角清太郎(会社員) 末吉平三郎(無職) ○田中栄次郎(米穀商) 西野政右衛門(会社員)

淀川稅務署

長尾徳太郎(市會議員) 池永辰次郎(会社員) ○末松善治(農業) 飯田常次郎(洋晒業) 山田銀太郎(会社

員) 鹿田亀吉(印刷業) ○橋本庄治郎(地主) 松本照草(家主) ○名越民次郎(運送業) ○岡弥造(米穀

商) 米田友吉(計理士)

茨木稅務署

西田庫之助(酒造業) 伊藤秀太郎(無職) 桑田昇之祐(吹田町助役) 藤吉十一郎(酒造業) 三宅多頼助(興

業主) 磯村弥右衛門(高槻町長) 加藤三郎(無職) 奥村七良兵衛(鏡面村長) 小畑喜一郎(南豊島村長)

堺稅務署

堺市

出見吉三郎(材木商) 楠木長次郎(家主) 肥塚君藏(會議所理事) ○金井喜太郎(生魚商) ○沢田留吉(貸座敷業) 万代芳太郎(自転車製造) 戸田友一(組合理事) ○奈良政之助(合名会社)

郡部

○釜野源作(毛布製造業) 坂口佳一(家主) 奥野徳太郎(地主) ○炭谷喜代松(白鉛製造業) ○岡野徳次郎(自転車販売) ○藤原楠之助(綿布製造業) ○角義一郎(綿布製造業)

岸和田市

郡部

本田誠雄(朝日新聞取次) 保木本繁之助(兵服商) 岸上市太郎(米穀商) 小林惣一郎(金物商) 岸村奇(無職) 吉野与之助(無職)

郡部

魚谷熊太郎(魚仲立業) 成子善七(酒造業) 溝端藤治郎(機料商) 帯谷治三郎(印刷業) 才新若吉(薬種商) 田中米太郎(会社重役) 上田秀平(村長)

富田林務署

○松尾周太郎(公吏) 戸谷鏖二郎(会社重役) ○杉多三次郎(竹細工製造) 畑中六郎(府會議員) 佐藤省三(会社重役) 上田寛次(医師) ○藤野竹藏(酒造業)

布施稅務署

平岡卯太郎(自動車販売) 服部嘉一郎(会社重役) ○徳美好治郎(会社重役) 林利一郎(酢醸造業) 辻岡広

次(醤油醸造業) 吉村福松(自転車製造) 板倉政次郎(石油販売業) ○辻龍太郎(社員)

上京稅務署

百木伊之助(計量器商) 北村平三郎(酒造業) 中村喜之助(計理士) ○宅間佐助(織物商) ○石田芳之助(無職) 広田長三郎(織物商) ○高橋要吉(會計士) 源田善右衛門(水引商) 高山与三吉(悉皆商) 里見新三郎(貸座敷業) 中島重治(会社員) 池田新兵衛(郵便局長) 高木慶蔵(酒造業) 八木重太郎(質商)

下京稅務署

福井繁太郎(染物業) 田中和一郎(社員) 松本由之助(貸座敷業) ○八ツ井光哉(稅務代弁業) 大木勇(計理士) 北村岩太郎(薬剂師) ○笹井徳三郎(材木商) 青木宗五郎(会社社長) 池田新蔵(稅務代弁業) 青山龍曉(計理士) ○西尾喜三郎(米商) 石塚芥吉(周旋業)

伏見稅務署

京都市伏見区

中野種一郎(社員) 石黒卯三郎(米穀商) 西口広吉(貸座敷業) 杖野末吉(薬種商) 野田与三郎(製紙業) 芳沢章(社員) ○高井芳蔵(兵服商)

郡部

宮内熊太郎(仲立業) 宮本三郎(地主) ○石原伝四郎(貸座敷業) 奥山仙造(地主) 佐久間淳一(兵服商) 井上英次郎(地主)

園部稅務署

○桐原泰次郎(金錢貸付業) ○八木利助(酒造業) 湯口善之助(質屋業) ○曾我周弘(製粉業) 若田藤市(米

穀商 ○島覺助(材木商) 竹村正夫(公吏)

榎知山稅務署

高木半兵衛(榎知山町長) ○斎藤定藏(漆器商) 田中庄太郎(医師) ○荻野孫兵衛(酒造業) ○久木大三郎

(物部村長) ○遠坂憲治(綾部町長) ○梅垣英次郎(雜貨商)

宮津稅務署

糸井六左衛門(會社員) ○黒田宇兵衛(酒造業) 尾藤庄藏(醬油製造業) 土井市兵衛(地主) ○小谷秀次郎

(呉服商) 八沢虎三郎(代理業) ○平野吉左衛門(機業)

峰山稅務署

○吉岡重和(縮緬製造業) ○小牧仙四郎(縮緬販売業) ○給田芳之助(縮緬販売業) ○中村治作(會社員)

井上辰治(酒類販売業) 西垣淳一(酒造業)

神戸稅務署

林貞太郎(會社員) 梶井太郎(酒商) 手納幸次郎(雜穀商) 玉田典男(石炭商) ○小池政信(會社員) 皆

木積米(無職) 清島甚吉(玩具商) 岡田重義(質商) ○佃良一(家主) 石津徳七(計理士) ○立花計次郎

(貸座敷業) 三木亀太郎(席貸業) 後藤伸一郎(酒商) 石井肇造(廢物商) ○竹田延逸(貸座敷業)

西宮稅務署

西宮市

辰馬卯一郎(會社重役) 榎井芳松(會社重役) ○石本精一(會社重役) 藤井卯三郎(會社重役) 水沢勝二(飲

料製造) 篠田鹿藏(會社重役) ○猿丸善之助(米穀商) 山利喜兵衛(會社代表者)

郡部

○松村武治郎(呉服商) ○松尾定義(運送業) ○中田松兵衛(樽丸商) ○宇和金三郎(湯屋業) ○山本吉兵

衛(地主) ○井上助(藥種業) ○天王寺谷忠左衛門(地主) ○高島平介(酒造業) 植田喜太郎(地主) 杉

岡藤右衛門(地主)

伊丹稅務署

尼崎市

橋本利平(無職) 岡沢良雄(弁護士) 西岡和一(無職) 杉原幸治郎(陶器商) 岡本太郎兵衛(売薬商) ○

笹部彦太郎(文房具商) 奥野庄七(肥料商)

郡部

○梶谷清一(酒造業) ○角野友治郎(皮革商) 新田種藏(酒造業) 清滝寿太郎(呉服商) ○広田利右衛門(銀

行取締役) 杉本虎之介(會社員) ○中谷恒藏(齒科医) ○橋千代藏(地主)

明石稅務署

明石市

八木太三郎(米穀商) 白川一郎(膏物乾物商) 菅西太助(旅頭料理業) ○松村由松(藥種業) 八木新一郎(牛

乳販売業) 加古忠兵衛(売薬商)

郡部

山田又五郎(呉服商) ○前田敬助(公吏) 安藤秀治郎(地主) 黒田清右衛門(金物商) ○藤本福松(醬油製

造業) ○高雄利三郎(公吏)

社稅務署

來住梅吉(銀行員) ○大熊千太郎(酒造業) 藤井滋吉(銀行員) 丸山文治郎(公吏) ○三枝基太郎(農業)  
○土肥幾太郎(釣針製造業) ○西村善右衛門(織物製造業)  
加古川稅務署

○植杉郁太郎(醫師) 多木三良(会社重役) 神田勝次(銀行取締役) 井上末光(村長) 永江定太郎(陶器商)  
村津重吉(醬油製造業) ○陰山憲二(タオル製造業)  
姫路稅務署

姫路市

○西牧留次郎(会社重役) 弓岡栄次郎(会社重役) 大西嘉兵衛(乾物仲立) 福島安次郎(料理店) ○山本直  
寛(土木請負業) 日山淺吉(保險代理) 田村利一郎(眼鏡販売) 滝川幾次郎(酒類販売)  
郡部

○平野悦三(酒造業) ○今村記平(陶器販売) ○小原直三(会社重役) ○高田幾太郎(地主) ○山本重太郎  
(会社重役) 沖塩新三郎(銀行重役) 橋詰益春(公吏)

龍野稅務署

末広茂吉(銀行重役) 松本永五郎(銀行重役) ○森崎忠作(酒造業) 小宅正造(酒造業) 小池新太郎(石炭  
商) ○前野善次郎(酒造業) 柳沢竹藏(無職)  
上郡稅務署

水取英雄(無職) 江村仲児(会社員) 寺田啓二(公吏) 司波尚太郎(会社員) 本下桂二(商業) 松田三治

郎(商業)

豊岡稅務署

○坂井虎之助(会社員) ○山本宇一(町長) ○三輪清治郎(米穀販売) 太田剛太郎(酒造業、町長) ○西垣  
仙之助(呉服商) 西村佐兵衛(旅人宿業) ○池田吉太郎(町長)

和田山稅務署

田沼米吉郎右衛門(社長) ○淺田養藏(銀行取締役) 西村亨一郎(町長) ○福井好太郎(料理業) ○鎌田強  
三(無職) 太田垣藤太(農業)

柏原稅務署

森口彦太郎(農業) 小林四郎(銀行員) ○植木秀男(酒造業) 畑信次郎(商業) ○藤田昂(商業) 片山永  
治(酒造業) 斎藤幸之助(銀行重役) 岡田元三郎(商業)

洲本稅務署

羽田熊夫(醬油製造業) ○藤井寛平(会社員) ○正井美雄(廢物商) ○春海儀八(郵便局長) ○泊平吉(酒  
類販売業) 伊郷長次郎(会社員) ○三宅嘉園(地主)

奈良稅務署

奈良市

松井貞太郎(会社員) 河合甚吉(紙墨商) ○谷原富太郎(呉服商) 守田米次郎(会社員) ○森田喜六郎(計  
理士) 勝村勝治郎(会社員) 岩谷貞造(貸座敷業)  
郡部

山中太兵衛(農業) ○大塚源之輔(清酒醸造業) 藤山一益(印刷業) ○高橋治之(農業) 田原安造(砂糖商)  
○駒井藤平(清酒醸造業) 水田正一(料理店業)

葛城稅務署

山本米三(酒造業) 谷價藏(肥料商) ○奥野美輝(葎葉製造業) 堀田平三郎(金物商) 富田宇市良(材木商)  
○勝井大藏(公吏) ○池田与(郵便局長) ○辰巳藤治郎(保險代理業) ○郡司太郎右衛門(無職)

吉野稅務署

○榎田文藏(酒造業) 玉田瀨太郎(酒造業) 伊藤丑松(林業) ○岡本伊一郎(酒造業) 尾上六三郎(醬油製  
造業) 北村宗四郎(會社員)

和歌山稅務署

和歌山市

坂本彦次郎(會社員) ○鈴木定右衛門(醬油製造業) ○出來助三郎(無職) 八幡政吉(藥物業) 中井勲(無  
職) 石川出(清涼飲料業) ○井関熊之助(酒造業) 福田重市(土地周旋業)

和歌山市以外

島田植五郎(會社員) 川口庄太郎(酢製造業) ○徂徠善藏(郵便局長) 辻纈(無職) 幸前治平(會社員)  
○宮井初熊(傘製造業)

粉河稅務署

○宇野新(酢製造業) 森田逸平(會社重役) ○藤戸幸吉(織物製造業) ○小林徳太郎(保險代理業) ○中本  
光三(土産物商) 中島雅三(葎種製造業) ○榎芳三郎(繭販売業)

湯淺稅務署

中野泰吉(商業) 榎原幸太郎(農業) 梅本伊平(商業) ○山本清吉(商業) 玄後宇一郎(會社員) 平松太  
一(工業)

御坊稅務署

津村左右衛門(無職) 田端昌平(木炭商) 大江正吉(雜貨商) 笹野梅太郎(農業) 山崎喜兵衛(葎種商)  
湯川登(會社重役)

田辺稅務署

田中音吉(會社重役) 北野源松(呉服商) ○玉置三七郎(會社重役) 南常三郎(精米商) 鈴木房次郎(葎種  
商) 桑原豊藏(村長)

新宮稅務署

栗栖平三郎(商業) ○住吉幸助(官吏) ○山本嘉定(商業) ○福田貞一郎(商業) 尾崎榮之助(會社員)  
草加与兵衛(商業)

大津稅務署

大津市

○伊庭重五郎(貸座敷業) ○今井和一郎(生魚販売業) ○中村忠三郎(會社員) 小幡文次郎(運送業) 福井  
定治郎(米穀販売業) 田中駒市(洋服販売業) 龜田友次郎(綿販売業)

郡部

中井善太郎(肥料販売業) 西沢与三郎(呉服販売業) 竹内仁左衛門(晒請負業) 吉川重雄(医師) 金沢季三

郎(清酒醸造業) 中井弥助(呉服販売業)

水口稅務署

竹島仙治郎(酒類醸造業) ○藤田喜一郎(酒類醸造業) ○吉岡藤吉(会社員) ○土山太郎(公吏) ○吉川治右衛門(宛葉製造業) ○加藤辰之助(陶器販売業)

八幡稅務署

○小西梅三(郵便局長) 中村勘助(織物製造業) ○山田平治郎(雜穀商) ○南嘉市(無職) 橋田治右衛門(会社重役) ○橋本市平(酒造業) 出路久右衛門(呉服商)

彦根稅務署

○河村彦三郎(蚊帳製造業) ○音瀬卯平(酒醬油製造) 安居喜八(紙販売業) 田中庄平(無職) 平井太平(宛葉商) ○寺島伝吉(麻布製造業) 津田兼吉(材木販売業)

長浜稅務署

岩崎八郎兵衛(天鰯絨製造) ○藤田甚左衛門(呉服販売) ○村上善正(農業) ○長谷久助(縮緬製造) 横田立次郎(地主) 高田宗治郎(金錢貸付) ○田村彦策(郵便局長)

今津稅務署

○日置祐太郎(地主) ○福井弥平(会社員) ○河本嘉十郎(綿布製造業) ○藤本敬蔵(医師) 西川仁右衛門(酒造業)

福井稅務署

福井市

○野坂鉄太郎(機業) ○山本佐太郎(呉服商) ○薄金次助(印刷業) 藤本幸三郎(生糸商) 杉原彦太郎(会社員) ○吉江多吉(織物原糸商) 中村健(米穀商)

郡部

○柳沢謙三(機業) ○田中喜三郎(公吏) ○岩佐治(機業) 八木継太郎(機業) 林喜助(米穀商) 久保義隆(機業) 坂井乙治郎(機業)

大野稅務署

○宇野治郎兵衛(機業) 市橋定吉(貸座敷業) ○真柄基(農業) ○笠松平左衛門(酒造業) ○荒井由松(機業) 布川長平(酒造業)

武生稅務署

○高木治作(農業) 竹下勘右衛門(医師) ○高島七郎右衛門(農業) ○加藤善次郎(打刃物商) 津田吉三郎(会社員) 西川長治郎(呉服商) 岩堀嘉三郎(農業)

敦賀稅務署

宇野泰三(農業兼工業) 田保仁左衛門(農) 具會議長) ○辻野長太郎(商業) ○三好宗八(工業) 葉加瀬宇三郎(商業) 白崎卯太郎(商業)

小浜稅務署

中井善次郎(酒造業) ○上田常吉(印刷業) ○大橋嘉吉(金貨業) ○内藤久雄(菓子販売業) 田中長次郎(倉庫業) 藤本勇蔵(村長)

金沢稅務署

金沢市

○安井首吉(羽二重業) ○野村文作(医療器械) 辻儀重郎(会社員) 森忠次郎(酒類商) ○坂野権次郎(酒造業) 不島次三郎(会社員) 矩繁命(乾物商) 津田猪平(呉服商) ○戸田文次郎(魚商)

郡部

○能登七松(絹織物製造) 小堀甚九郎(酒造業) ○広瀬彦三(無職) 通善直次郎(材木商) 金谷与平(酒造業) 広瀬与吉(農機製造業) 亀田庄太郎(菓子商)

小松税務署

○矢田松太郎(温泉旅館) 武部健吉(織物販売業) 米沢実(繻物製造業) ○山田清次郎(会社員) 河島三栄(綿商) 坂本弥三郎(金貨業) 中川幸平(織物製造業)

七尾税務署

○丹後徳蔵(会社員) ○島田昌一郎(米穀商) ○本井吉松(会社員) 春木理右衛門(粟種商) ○上杉次八(麻布商) ○北谷保二(会社員) ○泉千秋(地主)

輪島税務署

八木又右衛門(無職) 布施丑造(無職) ○中田三郎(銀行員) ○益谷太助(酒造業) ○船木久右衛門(漆器業) ○日吉周蔵(酒造業)

富山税務署

富山市

吉田清平(会社員) ○金尾義信(売薬商) ○吉本理八郎(売薬商) 永井庄一郎(金銭貸付業) 矢郷小平(鼻

緒卸商) 広田竹太郎(売薬商) 近江虎次郎(紙商) 尾山三郎(会社員)

郡部

○畠山昌造(会社員) ○高堂亮吉(地主) ○高木達治(公費員) ○玉生庄之助(呉服商) ○平井嘉之(地主) ○浅野武雄(地主) 松浦善太郎(会社員)

魚津税務署

○飯坂虎吉(土木請負業) ○青木良平(村長) ○斎藤浅次郎(肥料商) 荒木甚助(会社員) 藤木治郎平(漁業) 高野由次郎(肥料商) ○古谷常三(粟種商) 上田菊次郎(米穀商)

高岡税務署

高岡市

越野長二(会談所理事) ○地俱初二郎(米穀取引員) 佐山長三郎(銅器商) 大瀧恒次郎(代理業) 萩布宗太郎(会社員) ○今井兼吉(地主)

郡部

老田伊三郎(呉服本物商) 秋元伊平(会社員) 上野八郎右衛門(漁業) 本川藤三郎(漁業、会社員) ○正力喜之助(弁護士) 汐海昌(漁業) ○境久作(会社員)

出町税務署

佐藤久雄(会社員) 吉江安郎(銀行員) 片岡藤太郎(会社員) 堀川俊夫(粟種商) 田上他八郎(地主) 小西文二(呉服商) 石崎久造(生糸業) 小野田善次郎(会社員) 市山有造(村長)

丸龜税務署



丸龜市

大北善四郎(周旋業) 三谷助四郎(物品販売業) 吉田清亮(物品販売業) ○谷口愛吉(計理士) ○龜井栄造(代理業) 尾崎武治郎(物品販売業)

郡部

丸井惣右衛門(旅人宿業) 鎌田栄(会社員) 武田亮太郎(地主) 宮本秋四郎(製造業) ○松田清(会社重役) ○大野隆一(会社重役) 香川金三郎(会社員) 河村猪久太郎(農業) 千葉熊太郎(会社員) 長尾稅務署

小西藤夫(地主) 松下清吉(商業) 中村実(地主) 瀧洲清太郎(商業) ○山本定次郎(商業) ○丸山喜太郎(酒造組合書記)

土庄稅務署

○井上文八郎(工業) 大森貞資(会社員) 塩田龜吉(工業) 高橋水蔵(商業) 長西長次郎(工業) 八木啓次(会社員)

高松稅務署

高松市

竹村壽夫(代弁業) 鎌田長八郎(鑄造業) ○川野茂吉(呉服販売業) 中村薰(信用組合) 長西源三郎(陶器販売業) ○宮本和太郎(金物販売業) 安田美代造(洋品販売業)

郡部

岡坂政五郎(醬油製造業) 山本源七(肥料販売業) ○新名字太郎(牛馬販売業) 千葉宗善(材木販売業) ○

古市熊之丞(農業) ○香西憲吉(農業) 木村林七(酒造業)

徳島稅務署

徳島市

東勇(洋服商) 浜口清文(材木商) 真鍋誠一(稅務代弁) ○坂東隆雄(医業) ○片山頼三(会社員) 勝本市太郎(米穀商) 先山啓介(代理業)

郡部

○榎原忠八郎(金貨業) ○井上省一郎(地主) 椎野耕二(公吏) 三木元蔵(織物業) 近藤精一(医業) 工藤鷹助(地主) 富本市郎(郵便局長)

那賀稅務署

○高山武一(会社員) 吉崎善八(工業) ○小柴邦太郎(会社員) 日高喜五郎(商業) 湯淺信次郎(公吏) ○浜名悌三郎(郵便局長) 栗本純一郎(農業)

撫養稅務署

大伏元貞(製菓業) ○林久雄(医師) 板東信樹(銀行頭取) ○平野伊之太(醬油製造業) ○谷菅太郎(会社員) 磯部昌雄(酒造業)

脇町稅務署

大久保澄吉(農業) ○成田文一(医師) 藤見秀香(公吏) ○谷藤太郎(商業) 官田啓助(商業)

池田稅務署

丸浦備太郎(土木請負業) 住吉源吉(金錢貸付業) 馬場儀太郎(酒造業) ○馬宮嘉次郎(酒造業) 大塚文雄

(農業) 江口貞五郎(醬油販売)

高知税務署

高知市

○久万小馬吉(会社員、酒商) 山本輝美(会社重役) 熊沢克吉(洋服商) 柿内繁猪(金物商) ○徳直左衛門

(薬種商) ○宇田与八(洋服商) 細川藤吉(雜品販売)

郡部

上田虎次(町長) 和田吉太郎(村長、製造業) 森沢英馬(町長) 伊野部重明(地主) 北岡万次(酒造業)

○大山進(印刷業) ○桑尾銀之助(運送業)

中村税務署

清水虎吉(商業) ○沢田寅之助(商業) 楓金之助(商業) 貞広虎吾(商業) 岡崎忠郎(郵便局長) ○山崎

借太郎(金銭貸付業)

須崎税務署

浦岡秀吉(材木商) 竹村源十郎(会社重役) 枝重武良(製紙原料) 谷脇寅太郎(旅人宿業) 美馬久吉(旅人

宿業) 吉永恵四郎(金銭貸付業) ○辻駒吉(漁具販売)

赤岡税務署

○原一(無職) ○北村春情(無職) 松山雅義(金物商) ○宇田高太郎(陶器商) ○有安栄次(官吏) ○町

先(公吏)

安芸税務署

○広末利吉(会社重役) 包围彦(地主) 横山徳郎(旅人宿業) ○須藤順太郎(金物商) 杉本邦利(木炭商)

山田鏡一郎(医師)

札幌税務監督局管内

札幌税務署

札幌市

○小六節之助(質屋) 金子久吉(荒物雜貨商) 曾我部仁平(会社員) 本間久三(雜穀商) ○横山熊治郎(古

着商) ○林慶太郎(果実商) 小笠原楠弥(紙文具商) ○小谷義雄(肉商) ○高城乙三郎(荒物雜貨商)

郡部

○上田万平(地主) 岩田友男(会社員) 白崎彦太郎(会社員) ○宮崎芳雄(金銭貸付業) ○嘉屋辰十郎(農

業) ○中山武雄(農業)

函館税務署

函館市

○杉崎那作(会社員) ○萩野清六(兵服商) 坂本作平(会社員) 太刀川善吉(米穀商) 西本栄三郎(会社員)

斎藤栄三郎(魚業) ○市島五郎(計理士) 亀井喜一郎(貸地業) 塩谷藤太郎(軍手製造業)

郡部

川上錠太郎(荒物雜貨商) 小林初藏(料理店業) 武田勇作(荒物雜貨商) ○埴山朔太郎(貸地貸家業) ○平

野幸三郎(荒物雜貨商) 鍵谷万次郎(荒物雜貨商)

檜山税務署

○横山宗右衛門 桂田富太郎 齋藤幸作 向山長五郎 淺田武三郎  
壽都稅務署

熊谷勝三郎(金物商) 三原安太郎(米穀、荒物商) 黒羽儀平(米穀、荒物商) 高津広吉(米穀、荒物商)  
小樽稅務署

内藤松之助(米穀商) 松川嘉太郎(砂糖商) ○白方与次郎(酒造業) ○土肥順太郎(質屋) ○富岡重次郎(海  
産商) ○前川伝策(呉服商) 稻葉林之助(金物商) ○佐藤實平(菓子商) ○吉川豊吉(陶器商)

郡部

西村玄之次郎(雜貨商) ○高橋元次郎(呉服商) ○下田喜久三(会社員) ○沢口復三(米穀商) 山本弥三松  
(漁業) ○樫原志津馬(会社員) 高野常吉(呉服商)

空知稅務署

山口宗太郎(酒造業) 小林米三郎(酒造業) 櫻井良三(美唄町長) ○三谷榮次郎(米穀、荒物商) ○小林龍  
吉(味噌醬油業) ○加藤若雄(雜貨商) 両角嘉平(呉服大物商)

瀬川稅務署

五十嵐太郎吉(酒造業) 宇佐美常次郎(製材業) ○川口常作(請負運送業) ○杉浦友五郎(製材業) 杉村政  
常(会社員) 辰田清太郎(木材商) ○植田稻四郎(荒物雜貨商)

上川稅務署

旭川市

伏見新太郎(家主) 福井清兵衛(製米業) 西田幸次郎(雜貨商) 堀川太郎治(醤油醸造業) ○斎藤弥三郎(会  
社員) 布目喜藏(旅人宿業) ○元木三平(菓子商)

郡部

勝山定吉(雜貨商) ○松浦徹太郎(地主) ○安井慎一(地主) ○中野仲治(金物商) ○松岡市四郎(小間物  
商) 林助治郎(村長) 山下基藏(地主)

名寄稅務署

○藤岡宇太郎(米穀商) ○浜下市郎(会社員) ○昔巖勇太郎(米穀、荒物商) 土橋信江(米穀商) 河村米三  
郎(米穀、荒物商) ○中山寿太郎(会社員)

留萌稅務署

○加納次太郎(米穀、雜貨商) ○東只一(藥種商) 高橋熊太郎(請負業) ○中島広吉(石炭商) ○大瀧源六  
(請負業) ○西野琢美(米穀、雜貨商)

宗谷稅務署

○針谷三三郎(海産物商) ○塚越忠恕(会社員) 寺江甚助(荒物商) ○村山喜作(会社員) ○三浦源次郎(料  
理業) ○向瀬徳次郎(海産商)

室蘭稅務署

室蘭市

○竹内一郎(会社員) 増岡織三(米穀商) 宮幸助(醸造業) ○野村治三郎(会社員) 白井邸三郎(呉服商)  
○矢野目清治(雜貨商)

郡部

○高橋龜太郎(雜貨商) 伊藤政治郎(旅人宿業) ○門脇龜治郎(会社員) ○守谷忍(会社員) 志賀智(畜産業) ○三浦弥代松(会社員)

浦河稅務署

○本庄勇造(呉服太物商) 奥田惣兵衛(荒物雜貨商) ○金子忠助(油商) 坂東鶴吉(呉服太物商) 四川岩二郎(呉服太物商)

網走稅務署

○水谷栄太郎(会社員) 伊谷半次郎(呉服太物商) ○白井仁太郎(米穀、荒物商) ○太田伊三郎(呉服太物商) 馬場昌久(醸造業) 榎永保治郎(荒菓、小間物)

紋別稅務署

北村平作(雜穀商) 榎瀬留次郎(雜穀商) 岩倉梅吉(海産、米、荒物) 多田輝利(代書業) 武藤富平(米、金物、味噌)

釧路稅務署

釧路市

金井重喜(金貨業) ○田洲幸三郎(会社員) ○金沢定市(肥料製造業) 岡山伊之助(牧畜業) 坂本原水(金貨業) 奥田藤松(呉服太物商)

郡部

深尾直養(会社員) ○三井鐵一(会社員) 渡部寿吉(運送業) 今野末松(牧畜業) ○今泉福太郎(会社員)

河西稅務署

帯広市

○磯部周二(荒物雜貨商) 宮本喜次郎(米穀、雜貨商) 藤本長藏(呉服太物商) 舟木龜藏(商工会書記) ○郷清吉(会社員)

郡部

○山本外次郎(酒造業) ○高森与三吉(呉服太物商) 生木半三郎(雜穀・荒物商) ○今村政吉(米穀、雜貨商) ○加藤唯藏(醬油醸造業) ○橋仁三松(油類、魚類商)

根室稅務署

(定員六名 報告未送)

仙台稅務監督局管内

仙台稅務署

仙台市

○石川惣吉(会社重役) 針生久助(旅人宿) 馬淵儀助(呉服商) 岩洲喜平治(米穀商) 熊谷泰事郎(弁護士) 福島禎藏(銀行重役) 八木安兵衛(小間物商) 佐藤万兵衛(荒物商) 龜田兵治(会社重役)

郡部

阿部勘九郎(酒造会社) 森齋内(代理店業) 吉岡潤平(吉岡町長) 松本健吉(金錢貸付業) 曾我長松(農業) 萱場富次郎(農業) 桜井四郎右衛門(農業)

古川稅務署

佐々木吉四郎(肥料商) 伊藤六藏(呉服商) ○遊佐武治(会社重役) 富士東七(醤油醸造) 佐々木久三郎(農業) ○鎌田常佐(医業) ○佐々木健太郎(農業)

築館稅務署

高橋文五郎(商業) 佐々木新助(農業) 大庭彦六郎(農業) ○佐藤信吾(農業) 佐藤敬次郎(商業) 山田武四郎(商業) 佐藤幸三郎(商業)

石巻稅務署

鈴木実(味噌醬油業) 石垣善吉(農業) ○阿部源吉(米穀商) 湊谷金次郎(金銭貸付業) ○古座万左衛門(肥料製造業) 末永正(金銭貸付業) 千葉和藏(呉服大物商)

志津川稅務署

高橋長七郎(商業) 高橋幸市(商業) 森田八郎(医師) 佐藤弥代二(商業) 新沼綱五郎(地主)

大河原稅務署

目黒安松(商業) ○佐藤源三郎(農業) 渡辺彦四郎(会社重役) ○菅野田吉(農業) 大沼正五郎(農業) 二瓶泰次郎(農業)

盛岡稅務署

盛岡市

石川嘉七(米穀商) ○上野正一郎(会社員) 岡田善助(砂糖商) 龜島重治(呉服商) ○菊地儀兵衛(倉庫業) 村井源三(酒造業) ○佐藤長三郎(無職)

郡部

柴田兵一郎(呉服商) ○橋本善太(蜜種製造業) ○細川重三(農) 藤川清助(農) 赤石宇吉(貸金業) 工藤直吉(呉服肥料商)

花巻稅務署

○吉田庄四郎(地主) ○瀨川兆次郎(商業) 関庄三郎(商業) 宮沢直治(合資会社社長) ○芳野正次郎(地主) 橋本喜助(商業)

水沢稅務署

菊地幸吉(米穀商) 太田幸五郎(銀行重役) ○手塚善助(会社重役) ○鈴木兵右衛門(魚類販賣) ○鈴木貞藏(醤油製造業) 大松沢千之(郵便局長)

一関稅務署

松川長大夫(合名会社社長) 熊谷半兵衛(雜貨商) ○佐藤善太郎(貸金業) 東海林明二郎(銀行代理者) ○泉脩一郎(金物商) 佐藤弥吉(醤油醸造業)

盛稅務署

○千葉協三(菓種商) ○桜井弘(医業) 菅野龜之助(会社重役) 吉田精一(農業) ○磐井篤平(酒造業) 遠野稅務署

○伊藤榮一(商業) ○三鬼隆(会社員) 村上順吉(商業) 白土末吉(商業) ○越田長五郎(商業)

下閉伊稅務署

間瀬半兵衛(商業) ○山根三右衛門(漁業) 八重樫金十郎(商業) 山田庄助(酒類醸造業) 齋藤徳右衛門(酒類醸造業) 菊池長右衛門(味噌醬油業)

久慈稅務署

中野清吉(農、会社員) ○兼田忠吉(運送業) 松橋富五郎(雜貨商) 久慈清輔(清酒醸造業) ○遠藤彦三郎(木炭商)

二戸稅務署

小田島五郎(農業) 阿部繁孝(米穀商) 国分喜一(農業) 田村茂一郎(呉服太物商)

福島稅務署

福島市

内池久五郎(醤油醸造業) 三浦勇(魚類商) ○佐藤由之助(番物商) ○菊野長義(会社員) ○半沢満五郎(菓子商) 山口兼次郎(米穀商) ○大和田佐助(菓種商)

郡部

鈴木周次郎(農業) 武藤茂平(銀行重役) 佐藤善右衛門(郵便局長) 菅野五郎治(商業) 熊坂六郎兵衛(郵便局長) ○片平万吉(農業) 島貫柳吉(商業)

二本松稅務署

○遊佐二郎(酒類醸造業) ○小松四郎治(農業) 根本清左衛門(醤油醸造業) ○原瀬与一(商業) 柳沼定吉(商業) ○本田徳次郎(金貨業)

郡山稅務署

郡山市

根本祐太郎(商店社長) 堀内和介(合名会社員) 佐藤伝三郎(銀行取締役) 津野徳四郎(信用組合) 渡辺惣

吉(小間物家具) 瀧田保(菓種商)

郡部

川又彦十郎(合資会社社長) 松永高之助(木炭商) 岡部文四郎(農業) ○渡辺善作(金物商) 渡辺平助(銀行頭取) 草野武(酒造業)

須賀川稅務署

森岡喜一郎(町長) ○前田藤吉(肥料商) ○高原市治(酒類醸造業) 永沼幸四郎(地主) ○鈴木佐市(酒類販売) 柳沼甚四郎(醤油醸造業)

田島稅務署

○渡部安彦(商業) 渡部善三(商業) ○猪股利喜造(酒類製造) 細井新吾(酒類製造) 若松稅務署

若松市

齋藤伍吉(金貨業) 鈴木善九郎(漆器商) ○小林喜四郎(無職) ○河野善助(紐類製造) 佐藤辰吉(乾物商) 林健次郎(醤油製造)

郡部

小沢平八(金貨業) 山口平一(土木請負) 五十嵐惣吾(運送業) 松江四郎平(郵便局長) 小野寺弥次平(漆器商) 鈴木孫三郎(製糸業)

坂下稅務署

○白井榮一(農業) 佐治幸八郎(農業) ○平野嘉沢(農業) ○荒井平馬(公吏) ○成田善右衛門(農業)

遠藤富太郎 (農業)

白河稅務署

瀨谷香蔵 (銀行頭取)

大木代吉 (酒造業)

須釜金兵衛 (商業)

宗田利八 (酒造業)

藤井卯之助 (酒造業)

大谷五平 (銀行重役)

平稅務署

○鈴木邦三郎 (藥種商)

野崎滿蔵 (村長)

○吉村安治郎 (製綿業)

○安島久 (醬油製造業)

加藤丈夫 (会社)

重役) ○鈴木喜太郎 (村長)

大平睦四郎 (酒類製造業)

相馬稅務署

門馬直記 (会社重役)

佐藤鉄蔵 (醸造業)

○吉田清 (呉服太物商)

馬場房時 (醸造業)

齋藤龜作 (醸造業)

星寅五郎 (醸造業)

黒沢秀造 (農業)

秋田稅務署

秋田市

田中太吉 (味噌醬油業)

○小玉三蔵 (会社員)

片摩水之助 (荒物、印刷業)

石川信助 (書籍商)

○寺門金之

助 (料理業) 深味貞治 (医業)

郡部

渡辺徳太郎 (酒類醸造)

○加賀谷保吉 (公吏)

佐々木義久 (農業)

仙葉善治 (味噌醬油)

○吉田蔵治 (荒物

商) ○田口長太郎 (製材商) 加藤助吉 (藥種商)

大館稅務署

明石敬吉 (農業)

野口長六 (呉服太物商)

黒沢勝治 (玩具商)

豊口忠三 (雜貨商)

大里清三 (農業)

○関

善次郎 (農業)

○竹村菊雄 (農業)

能代稅務署

平山清十郎 (呉服商)

塚本佐一 (木材商)

安岡長四郎 (米穀商)

○平川直太郎 (農業)

荒川耕助 (地主)

杉本國太郎 (木材商)

本莊稅務署

○木内藏右衛門 (農業)

佐々木広吉 (郵便局長)

猪股徳円 (農業)

大井直之助 (農業)

辻彦五郎 (農業)

齋藤弥太郎 (酒造業)

○木内健治郎 (農業)

大曲稅務署

○小西竹治郎 (呉服太物商)

○戸沢七太郎 (農業、村長)

湯川岩蔵 (呉服太物商)

佐々木新造 (金錢貸付)

齋藤忠蔵 (物品販売)

田口鉄蔵 (農業)

佐藤竹松 (農業)

横手稅務署

和泉喜代松 (海産物商)

○最上謙吉 (銀行重役)

佐藤与五兵衛 (農業)

柴田養助 (農業)

土田万助 (農業)

富谷栄助 (銀行重役)

山内三郎兵衛 (呉服太物商)

青森稅務署

青森市

○千歳新吉 (履物製造)

戸川善太郎 (呉服古着商)

○林寅次郎 (米雜穀商)

坂本熊吉 (麩製造)

窪田清次郎

(米穀商) 和田喜左衛門 (菓子、煙草商)

郡部

西田二三郎(酒造業) ○福井金治(海産物、肥料) ○木村秀太郎(地主) 荻野芳治(銀行員) ○清水勇(酒菓子、雜貨)

鯉沢稅務署

○山内佐四郎(農業) ○島川勉(農業) 長谷川儀三郎(小間物商) ○葛西孝五郎(眞服太物商) 長内長五郎(酒造業)

弘前稅務署

弘前市

宮川忠助(金錢貸付業) 宮川久一郎(会社重役) 中畑勝次郎(眞服商) 福永忠助(履物商) ○近藤東助(眞服商) ○川村東一郎(酒類製造)

郡部

○藤本豊作(農業) ○岩谷貞助(米穀移出商) 前田静賢(農業) ○西谷嘉三郎(酒類製造) 横山慶太郎(林檎移出商) 高杉隆治(農業)

五所川原稅務署

安田才助(地主) 平山又三郎(地主) 渋谷文男(地主) 津島文治(地主) 阿部誠一郎(地主) 佐々木嘉太郎(地主)

野辺地稅務署

河野栄蔵(海産物商) 米沢与助(眞服商) ○小笠原八十美(運送業) 土屋寛(公吏) 野村理三郎(眞服商)

杉山久之丞(味噌製造業)

八戸稅務署

八戸市

金沢慶蔵(会社員) 山浦武夫(眞服商) 鈴木昌実(電氣局主事) ○大久保弥三郎(漁具商) 石橋要吉(肥料商)

郡部

○角浜正治(酒類販売) 小野寺雄橘(眞服商) ○元塚謙三郎(荒物) 矢幅三次郎(醬油製造) 川守田富弥(村長)

山形稅務署

山形市

中村喜兵衛(砂糖商) ○稻田善三郎(眞服太物商) 五百川作助(金物商、金貸) 高島清五郎(米穀商) ○成原理三郎(菓子商) 桜井省三(織物製造)

郡部

○松本啓三郎(銀行員) ○柴田大之助(農業) ○佐藤真太郎(齒科医) 金子仙太郎(農業) 柏倉九郎兵衛(農業) ○押野源吉(農業) 相沢十市郎(製糸業)

榎岡稅務署

渡辺喜助(農業) 大山利兵衛(商業) ○工藤尚三(商業) ○高宮常太郎(町長) 須藤孝太郎(無職) ○伊藤義助(商業)



新庄稅務署

○荒木周助(医業) 近岡卯吉(運送業) ○沓沢仁兵衛(農業) ○西田芳松(商業) 高山寛太郎(金錢貸付)  
小屋重蔵(金錢貸付)

酒田稅務署

○最上谷直吉(海産物、荒物) ○中村太助(金物商) 小野寺棟三郎(公吏) ○斎藤曾兵衛(農業) 伊藤重治  
郎(公吏) ○池田藤弥(農業) 荒木幸吉(取引所員)

鶴岡稅務署

鶴岡市

菅沢久五郎(取引所仲買) 鈴木佐平次(醤油製造) 佐藤登右衛門(菓子商) 真島藤之助(酒類醸造) 小泉政  
宣(機業) ○阿部養太(医師)

郡部

佐藤弥太右衛門(農業) 奥山良平(公吏) 岩浪安蔵(農業) 高橋孝治郎(酒造業) 加藤専十郎(酒造業)  
神尾政吉(公吏) ○加藤利佐太(公吏)

長井稅務署

桑島五郎(医師) 紺野吉弥(医師) ○丸川一太郎(蚕種製造) 鈴木文右衛門(農業) ○渡辺周助(農業)  
○芳賀作右衛門(醤油製造)

米沢稅務署

米沢市

○金子才助(生糸商) 青木久吉(米穀商) ○金子功太郎(絹織物製造) ○岸孫蔵(醤油製造) 猪俣政次郎(絹  
織物製造) 浜田忠喜(会社重役)

郡部

新藤京太(貸金業) 石黒七三郎(製糸業) ○浜田五左衛門(農業) 佐藤友蔵(醤油製造) ○石田隆次(農業)  
伊藤四郎右衛門(農業) 安部勘七(酒造業)

名古屋稅務監督局管内

名古屋稅務署

名古屋市

岩田芳之助(会社員) 加藤林三郎(綿製造) 大須賀源次郎(鑄鉄業) ○長田基次郎(会社員) 水野半次郎(自  
転車販売) 葦沢陳平(会社員) ○田中恒一(転写業) 木村正太郎(市会議員、計理士) 山田八十吉(味噌溜  
販売) 山内貞二(医師) 栗本又次郎(毛織物製造) 石塚岩三郎(硝子製造) ○伊藤竹治郎(酒味噌溜販売)  
安達吉三郎(米穀販売) ○武藤鉦八郎(会社員)

郡部

水谷源助(醤油製造) 松沢清次郎(農業) 河邑泰朗(農業) ○下郷寛二郎(町長) ○石川慶太郎(酒味噌販  
売) ○伊藤純一(会社員) ○後藤貞也(会社員)

小牧稅務署

瀬戸市

○内田麗一(陶器販売) 川本惣吉(陶器製造) ○杉本鎌吉(売薬、雜貨販売) 加藤助五郎(陶器製造) 塚本

岡市(雜貨販売) 浅井三郎(米穀販売)

郡部

○津田弥一(絹織物組長員) 堀尾宗六(雜貨販売) ○塚原嘉一(織物同業組長) 村瀬小右衛門(酒造組合長)

大島頭一(酒類製造) ○安藤信太郎(地主) 船橋幸之助(酒類製造)

一宮稅務署

一宮市

伴寅三郎(市會議員) 森清次(会社重役) 沢木明一(料理店業) 加藤源一(金物商) 田中安逸(会社重役)

○山田源七(國産仲繼商)

郡部

森政吉(浅井町助役) 池上善之助(織物製造業) 瀧本金一(織物製造業) 三浦義太郎(町會議員) 三輪利一

(金錢貸付業) 後藤辰一郎(会社重役) 寛市太郎(会社重役)

津島稅務署

○山田平左衛門(味噌製造) 尾玉柳吉(津島町長) ○林金之助(刺繡) 竹内政治(村長) 服部重助(無職)

○川口儀兵衛(会社重役) 大橋菊次郎(助役)

半田稅務署

○安藤梅吉(織布業) ○竹内佐一(酒造業) ○山田佐一(会社員) ○久野正造(砂糖販売) ○関栄助(溜製

造業) 鈴木市兵衛(砂糖、麦粉販売) ○内田七郎兵衛(酒造業) 中村寅吉(会社員)

大浜稅務署

杉浦由松(綿毛布製造業) 石川伊八(町長) 鳥山幸一(醬油製造業) ○平岩種治郎(織機製造業) 颯田京平

(農業) 大山金藏(物品販売業) ○岡田菊次郎(町長) ○原田常三郎(土木建築請負) 藤田燕尾(物品販売

業)

岡崎稅務署

岡崎市

○奥田彦二郎(食料品販売業) ○瀬戸庄太郎(絹糸製造) 近藤政四郎(会社重役) 岩瀬常七(木綿製造) ○

山内鷹尾(米穀販売) 柴田嘉市(会社重役) 千賀右次郎(会社重役)

郡部

高見惣平(米穀販売) 加藤達(会社重役) ○手島秀吉(酒類販売) 黒柳柄三郎(会社員) 深見林右衛門(会

社重役) ○原田重作(会社員)

田口稅務署

片桐佐代七(医師) 原田梅三郎(藥劑師) 熊谷皓平(酒造業) 古橋源六郎(酒醬油製造業)

豊橋稅務署

豊橋市

○石川躰次郎(生糸製造業) ○塩野定雄(会社員) ○佐久間源太郎(新聞取次) 井上金七郎(計理士) ○藤

井理一(麻真田製造業) ○片山理(会社員) ○村田義直(貸座敷業) 塚本喜一(物品販売業)

郡部

池田三三郎(物品販売業) 吉見信太(製造兼販売業) ○二村喜助(製造業) 小林仲次(金錢貸付業) ○福井

盛太郎 (製造兼販売業) 野村重兵衛 (醤油製造業) 岩瀬源四郎 (無職) 市川常太郎 (無職)  
静岡稅務署

静岡市

増井慶太郎 (米穀販売業) 鈴木政七 (石油販売業) 岡部服太郎 (小間物販売業) 磯野新藏 (醤油製造業) 稲  
森誠次 (料理店業) 宇佐美龍吉 (会社員) 八木藤兵衛 (酒造業) 〇望月宗禰 (地主) 森文平 (旅人宿業)  
栗田定吉 (金銭貸付業) 山本壘平 (酒類販売業) 鈴木与平 (石炭販売業) 原田実 (会社員) 山本惣吉 (米穀  
販売業) 山崎庄十 (会社員)

郡部

田中辰治郎 (米穀販売業) 志田武司 (会社員) 梅沢祥司 (農業) 若槻正作 (地主) 原保太郎 (由比町々長)  
五十嵐直喜 (雜貨販売業) 〇鈴木福治 (米穀販売業) 狩野閔八郎 (地主)

下田稅務署

〇小川基 (医師) 沢村久右衛門 (会社重役) 依田四郎 (町長) 鈴木松太郎 (商業) 河津市次郎 (請負業)  
〇須田品 (会社員)

沼津稅務署

沼津市

土屋國太 (医師) 〇鈴木善助 (魚類販売) 〇岡田吾市 (砂糖販売) 長沢一之輔 (米穀商) 森田泰次郎 (地主)  
〇名取栄一 (蛋業組合長)

郡部

〇脇田信吾 (会社重役) 〇寺田芳郎 (会社重役) 〇酒井茂雄 (無職) 〇渡井八郎治 (地主) 内田市郎左衛門  
(会社重役) 勝亦国臣 (地主) 〇加藤善藏 (雜品販売) 高木勝之文 (呉服販売) 松井謙保 (地主) 材木商  
植松耕三 (地主、細製造業)

藤枝稅務署

加藤利八 (会社員) 寺尾安次郎 (会社員) 大塚甚之助 (酒造業) 〇大石仙作 (茶販売) 山口忠五郎 (土木請  
負業) 鈴木新太郎 (会社重役) 鈴木義江 (醬油製造) 〇桜井新一 (酒類販売業)

見村稅務署

小川定七 (無職) 宮崎藤次郎 (洋服販売業) 榎葉忠藏 (公吏) 〇寺田常五郎 (織物製造業) 〇柏田文男 (酒  
造業) 神谷八太郎 (会社重役) 〇石黒源吉 (米肥販売業) 大庭審己 (会社重役) 〇岩井健三郎 (呉服太物販  
売)

浜松稅務署

浜松市

〇大野木代次郎 (米穀、肥料販売) 〇井上菊治 (貸座敷業) 石岡孝平 (会社員) 〇馬淵亭三郎 (医師) 〇加  
藤佑治 (会社員) 〇寺田松三郎 (会社員) 村松茂友 (弁護士) 竹内邦三 (文房具販売業)

郡部

鈴木政平 (米穀、肥料商) 〇新村弥市 (織物業) 〇三笠義治 (織物業) 〇原田豊 (醬油製造業) 鈴木米太郎  
(会社員) 〇若田十次郎 (畳表販売業) 〇吉野宇平 (旅人宿業) 坂下仙一郎 (町長)

津稅務署

津市

○梅本宗二郎(会社代表者) 田中林助(肥料販売) 瀬古敏勝(青物乾物販売) 永合寿(會計士) 金子憲三(兵  
服販売) 稲垣勘四郎(肥料販売) ○小西清三郎(医師)

郡部

○早川俊一(県会議長) 下津謙藏(会社重役) 倉田源左衛門(肥料販売) 永納良雄(地主) 長谷川準三(地  
主) 八太正太夫(酒造業) ○松島弥三郎(酒造業)

桑名税務署

○水野茂助(材木販売) 山本重治郎(魚網製造業) 水谷昇(自転車番号札製造業) ○平塚泰雄(事務員) 石  
井正之(酒造業) ○南川三治郎(溜製造業) 渡辺貞治郎(溜製造業)

四日市税務署

四日市市

山路伊三郎(砂糖販売) 岩田安治郎(呉服販売) 熊沢龍太郎(会社員) 西脇庄太郎(会社員) 伊達貫一郎(会  
社員、地主) 河合善藏(米穀販売) 九鬼紋七(石炭製油業)

郡部

伊藤勘作(会社重役) 笹野長括(収入役) 伊藤平治郎(会社重役) ○清水三右衛門(醤油製造) ○小亀衛一  
(自転車商、運送業) 中村平太郎(米穀販売) ○伊東修三(信用組合理事)

松坂税務署

松坂市

○松本常次郎(物品販売業) ○安西友吉(製造業) 中西与七(物品販売業) 弓矢茂三郎(物品販売業) ○富  
岡利一(代理業)

郡部

土屋源十郎(酒造業) ○太田兼松(雑品販売業) 小泉由藏(地主) ○萩田光郎(銀行員、地主) ○川村宗平  
(地主) ○大屋忠之(会社重役)

宇治山田税務署

宇治山田市

河村清兵衛(会社重役) ○丹羽増太郎(肥料販売業) ○森三六(貸座敷業) 小西甚吉(石炭販売業) 村田仙  
右衛門(荒物販売) 西田周吉(会社重役) ○西村円吉(紙傘製造業)

郡部

岡村吉五郎(郵便局長) 井上太市(缶詰製造業) 喜多六郎右衛門(旅人宿業) 橘川完治(郵便局長) 吉田謙  
介(会社重役) ○大崎楠雄(米穀販売業)

上野税務署

○荒木甚吉(村長) ○関口義臣(村長) 池田仁七郎(肥料販売業) 堀川宇三郎(肥料販売業) ○伊室平四郎  
(米穀販売業) ○菅野八郎兵衛(雑貨販売業) 吉岡健三郎(会社重役) ○北川龜松(会社重役)

尾鷲税務署

平井茂八郎(製材業) 速水健治郎(銀行重役) ○九鬼鉄雄(漁業) 西田常藏(物品販売業) 土井忠兵衛(林  
業) ○野中林兵衛(林業)

木本稅務署

奥川吉三郎(地主) 枋尾九兵衛(金物販売業) ○西庄一郎(医師) ○浜中広之輔(石材販売業) 上田熊之助(酒類販売業)

岐阜稅務署

岐阜市

篠田樹一(薬剤師) 服部栄(計理士) 林久一(計理士) ○松井甚三郎(紙商) ○遠藤健三(土木建築請負) 梅田多平(雜穀販売) 宇野嘉一(電氣器具販売) ○毛利永吉(耕炭販売)

郡部

高島嘉七(織物製造) 林嘉喜知(農業) 丹羽善左衛門(染料商) 村沢源市(町長) 田上郁一(農業) 上松隆徳(農業) 杉山伊三良(雜貨販売業) 堀節(銀行員)

大垣稅務署

大垣市

生田伊助(藥商) 国枝嘉兵衛(会社重役) 小川惣吉(無職) 山田文太郎(乾物商) 牧村甚兵衛(会社重役) 前川清五良(呉服太物商)

郡部

○竹中千尋(酒造業) 小森鹿太郎(醤油醸造業) 正村梅太郎(保険代理業) 石原敏雄(地主) 中村増吉(呉服太物商) 棚橋五郎(地主) ○片山源蔵(肥料商)

関稅務署

○山本春次郎(会社員) ○大畑保一(地主) ○服田耕造(呉服商) 西部金一郎(藥商) ○山口嘉市(会社社長) 山下卯吉(紙商) ○別府芳一(會計士)

郡上稅務署

鷲見甚造(地主) ○伊東慶次郎(藥商) 中島峰範(地主) 仲上忠平(公吏) 鷲見源四郎(生糸製造業) ○武藤喜兵衛(公吏)

多治見稅務署

○松原階太郎(陶器商) 橋本藤太郎(計理士) 水野春吉(陶器商) ○高橋市右衛門(陶器商) ○肥田茂市(酒造業) ○近藤一郎(保険代表店) 加藤敬一(郵便局長)

恵那稅務署

伊藤嘉一(製陶業) 熊崎太郎(酒類販売) 小栗仁一郎(砂糖、麥粉商) 小出熊蔵(金銭貸付業) 小栗恒吉(会社員) ○西尾宗太郎(呉服太物商) ○早川安市(呉服太物商)

高山稅務署

○松井貫一(金銭貸付業) ○平林要助(米商) 住善謹(信用組合長) 北村長之助(金物商) ○日下部九兵衛(会社重役) 本田秋齋(町長)

長野稅務署

長野市

横田文五郎(陶器商) 笠原十兵衛(藥商) 塩沢龜太郎(米穀商) 新井昇(農業) ○竹内兼昌(土木請負業) 高野善助(酒商) ○小山勇(青果販売)

郡部

宮崎万平(会社員) ○清水本之助(無職) ○藤沢俊蔵(酒商) ○山口儀三郎(材木販売) 中島弘馬(地主)  
○田中四郎(会社員) ○丸山正次(村長)

岩村田稅務署

○阿部美雄(会社員) ○土屋一(呉服太物商) 掛川周三(会社員) 小池美喜司(農業) 井手今朝平(会社員)  
○依田米治(酒造業) ○駒村英一(会社員) 小山甚三郎(会社員) 土屋源一郎(運送業)

上田稅務署

上田市

○名取新一(会社重役) 成瀬忠兵衛(会社重役) 滝沢一郎(会社重役) 島田甲子郎(材木商) ○細川清明(郵便局長)  
○丸山源兵衛(太物綿商)

郡部

市川与平(生糸製造業) 中田宇兵衛(町長) ○小泉亮三(村長) ○沓掛雄三(酒類製造) ○下村市之助(酒類製造)  
○矢島寿三郎(呉服太物商) ○寺島嘉憲(郵便局長) ○池内直次(村長) ○原理兵衛(蚕種製造業)

上諏訪稅務署

○宮坂伊兵衛(会社重役) ○久保田力蔵(藥種商) 小銅宇左衛門(寒天製造) 小口友龜(醬油製造) ○阿部高光(藥種商)  
○清水惣助(地主) 林七六(酒醬油製造)

伊那稅務署

樋代準平(郵便局長) 宮沢要二郎(会社員) ○堀越只夫(郵便局長) 伊藤吉十郎(会社員) 矢ヶ崎怡人(会

社員) 大槻文雄(農業) ○有坂茂三郎(弁護士)

飯田稅務署

市瀬泰二(元精製造) ○松下脩一郎(会社重役) 野原文四郎(酒造業) 島岡三蔵(会社重役) 井村豊太郎(醬油製造)  
○関川一実(農業) 森本州平(銀行重役)

西筑摩稅務署

○中村兵一郎(地主) 松岡銀之助(駅内販売業) 早川捨吉(酒類販売業) ○尾崎逢太郎(地主) 湯川寛雄(酒造業)

松本市

松本市

平林荘治(会社重役) ○松岡文七郎(医師) 吉沢政雄(米穀商) 渡辺栄蔵(魚商) ○高美美五郎(書寫商)  
寺村徳兵衛(砂糖商) 石井祐助(会社重役)

郡部

○土屋敏一(地主) 滝沢久馬雄(旅人宿業) 堀内真一郎(地主) ○深沢勇市(農業) ○三村惣平(地主)  
藤森馨(銀行重役) 小口伊蔵(酒商) ○手塚義雄(地主) 佐々木重雄(地主)

大町稅務署

福島幸重(地主) 清水鎮雄(地主) ○田中淡次(地主) 平林悦夫(会社重役) 石川八百吉(会社重役) ○塩島理二(製糸業)

中野稅務署

市村悦二(醬油製造) 中野幸右衛門(呉服太物販売) ○越六郎(生糸製造業) 小田切弥兵衛(呉服太物販売)  
○片桐知徒(医師) 佐藤膏惣治(清酒製造業) 松山荘五郎(米穀、肥料販売業) 牧野長蔵(会社重役)

新潟市

幸田慶三郎(株式取引員) 味方利造(会社員) ○高松利助(会社員) 長野善次郎(会社員) ○板谷熊太郎(鉄工業)  
○塩谷健次郎(会社員) 斎藤六蔵(米穀販売業) 富岡弥八郎(三等郵便局長) 花沢平次(米穀仲立業)

郡部

石崎清助(会社員) 関塚惣吉(農業) ○神保多工磨(農業) 斎藤徳平(酒造業) ○小沢栄一(農業) 河井友治(呉服太物商) 五十嵐勝蔵(砂糖商) ○高橋重四郎(会社員)

新発田税務署

流沢文太(町会議員) ○松村文太郎(酒造業) ○土田秀太郎(地主) 近寅一郎(地主、会社員) ○塚野卓爾(酒造業) 柄沢武男(地主) 本間百在門(地主) 沢木文次郎(粟種業)

巻税務署

○山浦直治(米穀販売業) 神保孫治(自転車販売) 斎藤恵楠(酒造器販売) 小林小郡治(醤油製造) 高橋平右衛門(地主) ○大坂駒地(地主) 星野藤二(織物製造)

三条市

○土田雄三郎(保険代理業) 吉田熊次(靴商) 木戸直四郎(染色業) 広川長八(銀行重役) ○成田茂八(米

穀商)

郡部

田下政治(地主) ○島田俊二(織物製造) 佐々木虎吉(米穀商) 浅野記平(会社重役) ○市川長助(漆器商) 皆川正蔵(織物製造)

長岡市

小山栄次郎(料理業) ○坂井新次(会社重役) 神山敬太郎(会社重役) ○大原藤松(鉄工業) ○吉原彦一(新聞社役員) ○高橋徹(会社員) ○正山敏雄(販売業)

郡部

吉沢勇次郎(薬酒製造業) ○平沢順次郎(会社重役) ○外山勘兵衛(薪炭販売) 佐藤善作(機業) 山崎忠次(酒造業) 松田新八(筆墨販売) 植村米作(醤油製造)

小千谷税務署

西脇新次郎(会社重役) ○米岡平八(商業) 森山汎愛(地主) ○牛木荘平(呉服太物商) 中島孝一郎(雜貨販売) 伊倉恭蔵(銀行員) ○目黒総平(書籍販売)

十日町税務署

大久保清松(地主) 関口詳次(問屋業) ○丸山亮蔵(物品販売業) ○小島新治郎(物品販売業) 田口米蔵(織物製造業)

柏崎税務署

二宮伝右衛門(銀行重役) 澗淵藤吉(呉服商) ○飯塚知信(銀行頭取) 丸山孔策(医師) 三井田虎一郎(保険代理業) ○松村保之助(米穀商) 三井田四郎吉(呉服商)

高田税務署

高田市

有沢富太郎(機業) 竹内万作(魚商) ○浦野幸吉(米穀商) ○高山雄一郎(酒造業) 渡辺市太郎(会社員) 清水久次郎(呉服商)

郡部

川崎真治(呉服商) ○小山宗一(酒造業) ○山崎市太郎(石材商) 島田善治(町長) 山田健治郎(米穀商)

○佐藤庄作(四十物商) ○田中大五郎(酒造業)

安塚税務署

○相沢貞次(地主) 滝沢政平(機械家) 本山嘉久治(地主)

糸魚川税務署

池谷音松(会社員) 高鳥順作(会社重役) 岩崎仁太郎(材木兼請負業) 田原与吉(酒造業) 相沢政一(粟種商) 林盛雄(医師)

村上税務署

○中村又四郎(書籍商) 吉田吉左衛門(地主) 益田藤次郎(酒造業) 寺沢修次(地主) ○野沢金太郎(醤油製造) 本間治右衛門(地主)

相川税務署

山岸寛(医師) ○井上栄吉(呉服、雜貨商) ○佐藤一平(金銭貸付業) ○柴田繁(酒造業) 林儀太郎(呉服太物商) 佐々木查(農業) ○高野宏策(味噌製造業)

広島税務監督局管内

広島税務署

広島市

○中西寿一郎(会社代表社員) 渡辺高一(粟種商) 須谷市次郎(貸座敷) ○兼石寛治(会社員) 日垣二三(材木商) 奥本鉄漢(金銭貸付) ○八百常藏(官庁納品商) 岩崎永助(酒醤油商) 大石長次郎(会社代表社員) ○小松周造(貸座敷) 粟勝一郎(金銭貸付)

郡部

○長尾由衛造(会社重役) ○二本杉壽代造(貸金業) 梅林義一(会社代表社員) 伊藤徳助(油類販売) ○重井勝吉(郵便局長) 池谷富太郎(郵便局長)

呉税務署

呉市

井上弥三郎(貸座敷) 足利寛一(海軍用達) 山崎纈松(料理店) 井上静夫(会社重役) 佐々木鹿蔵(請負業) 坪中菊松(米酒商) 小田隆壽(書家) 宮本仙平(海軍用達)

郡部

○勝矢市郎次(醤油製造) 中本新兵衛(農業) ○尺田次助(酒造業) 中高下義三(会社員) ○山下兼太郎(海産物商) 白倉徳三郎(雜品商)



可部稅務署

○大下藏男(與服商) 武岡寛造(米穀商) 猪原良右衛門(醬油製造) 戸田宗三郎(與服商) ○清水小市(公吏) 伊藤惣一(土木請負)

吉田稅務署

中村武一(問屋業) ○真田龜一(土木請負) 日野易造(酒造業) 稻田一城(無職) ○今村弥八(米穀商) 奥田龍三(會社員)

西条稅務署

山岡多太郎(銀行員) 堂面富美夫(會社重役) 前垣寿一(酒造業) 原田有恒(酒造業) 坪島修一(文具商) ○部谷馨一(雜品商)

忠海稅務署

隨行早太郎(會社員) ○山本太一郎(與服商) ○岸本熊一(造船業) ○輦田稔(町長) 池田嘉太郎(銀行員) ○山下篤吉(村長)

尾道稅務署

富永實一(金物商) 平田福藏(荒物商) 山中善一(雜貨商) ○住吉繁一(酒類商) ○熊野朋六(菓子商) ○藤田伊太郎(乾物商)

郡部

○内海勝司(貸金業) ○宮地弘(石炭、電氣器具商) 浜岡義一(酒造業) 渡辺禎吉(荒物商) 正田春三(米

穀商) 高見茂吉(會社重役) 正田熟郎(書繪商)

福山市

安部和助(剝鯨製造) 坂本政七(綿布商) 小林照旭(會社重役) 三谷善三郎(シム製造) 大立要太郎(綿布商) 奥田常右衛門(肥料商)

郡部

林半助(會社重役) ○吉田龍藏(医業) ○山本勘一(製塩業) 高田新四郎(花筵骨表商) 高垣熊太郎(織物製造) 丸山茂助(木履製造) 神原健之助(酒造業)

府中稅務署

小川利八(生糸製造) 福原寅吉(町長) 江草喜一(與服太物商) 大杉翠(會社員) 桑田喜四郎(會社重役) 安原清三郎(酒造業) ○井上濤(無職)

三次稅務署

○前田万助(會社代表者) 桑本昌一(乾物商) ○折田馨(医業) 小島啓二(糸物商) 加藤淳一郎(代書) 鈴木亭一(菓子製造)

庄原稅務署

○名越素行(郵便局長) ○牧原龜一(與服商) 古河慎吾(醬油製造) ○森永智五郎(信用組合理事) ○江藤堅藏(會社重役) 秋山定一(銀行支店長)

山口稅務署

山口市

有吉彦三郎(商業) 内山庄助(商業) ○村田政次郎(商業) 藤井重助(商業) 野村正七(会社重役) 野原好五郎(信用組合長)

郡部

今橋哲亮(商業) ○山内芳三(製塩業) ○徳光庄五郎(商業) ○荒牧治三郎(商業) ○柴崎平蔵(公吏) ○古屋正倫(医業)

岩国税務署

菊元小一郎(酒造業) ○川村秀雄(酒造業) ○八百屋収(酒造業) 田原新一(洋服商) ○安井実右衛門(呉服商) 藤中友三郎(米穀、肥料商) 塗師田半七(肥料商) 武井増蔵(会社員)

徳山稅務署

○国広幸彦(酒造業) 山本庸彦(銀行重役) 藤井太一郎(無職) 林茂昭(地主) ○坂田助三(肥料、石油商) 中村敏次(酒造業) 原田万一(呉服商)

三田尻稅務署

○守田徳太郎(酒造業) 森川房太郎(無職) 吉村弘輔(塩製造) ○原己之助(新聞取次) 木原富一(医業) ○入江幾太郎(酒造業) ○石丸仲次郎(米穀商)

厚狹稅務署

宇部市 ○伊藤真一(菓種商) 三浦保市(杭木商) ○西村策朗(農業) ○高木勇蔵(印刷業) 藤本与七(地主) 高

良宗七(会社重役)

郡部

○塩田二郎(醤油製造) 神田重一(酒造業) ○佐藤嘉助(会社重役) 山形松太郎(請負業) ○杉山準太(農業) 三戸盈郷(酒造業) ○茅壁卯一(陶器商) 久保知(運送業)

下関稅務署

下関市

藤田初五郎(人夫供給請負) ○松尾由介(会社重役) 蔵本誠(船具商) ○松浦嘉男(会社員) 田上孫作(貸地貸家業) 豊永七蔵(肥料商) 伊藤醇(貸地貸家業) 伊藤美弥一(船具商) 星野好太郎(周旋業)

郡部

○桶尾平三郎(商業) ○篠原正式(会社代表者) 児林真琴(町長) 村岡義雄(会社代表者、地主) 磯部国四郎(町長) 原田清輔(商業) 藤井昇一(郵便局長)

萩稅務署

萩市

○八木馬太(雜貨商) ○斎藤五郎作(生魚商) 山村次郎(漁具船具商) 厚東常吉(会社重役) 末永光蔵(果物商)

郡部

○蒲只一(医業) ○継妻(医業) ○萩谷文蔵(生魚商) ○近藤歳祐(穀物商) ○岩本弥左衛門(文具商) ○神西誠(薪炭商) 白木清吉(宿屋業)

岡山稅務署

岡山市

○片山甚七(地主) 吉田才次(自転車商) ○東井久正(呉服大物商) 寺岡槌三郎(醤油製造) 藤原保次郎(市會議員) ○浅羽春之(医業) 福岡末造(醤油製造) ○村上周治(自転車付属品販売) ○岡福松(新聞紙取次) 岸正藏(雜貨商)

郡部

○長瀬荒右衛門(村長) 後藤伸太郎(織物製造) ○武藤泰太(酒類製造) 小林政一(金錢貸付) 江田筋男(村長) 鳥越喜平次(保險代理店)

瀬戶稅務署

三村延保(会社重役) 吉岡京平(町長) 直原源太郎(村長) 草加徳太郎(町長) 國塩達太(村長) 宇高弁三(市吏員)

西大寺稅務署

伊原利七(会社重役) 坂根定義(呉服商) ○岡崎勝二(村長) 井上真多治(地主、保險代理) 谷本嘉四郎(酒造業) 井上謙太郎(地主、材木商) ○高祖鶴雄(酒造業) ○十川重次郎(会社重役)

味野稅務署

尾崎邦蔵(町長) 永山久吉(会社重役) 宮原秀一(会社重役) 星島義兵衛(会社重役) 三宅保正(会社重役) 藤原時蔵(会社重役) ○武部茂平治(会社重役) ○津崎守雄(酒造業)

倉敷稅務署

倉敷市

船曳貞治郎(商工会議所理事、市會議員) ○光畑岩吉(陶器商) 内田金衛(市會議員) 森安熊吉(市會議員) 高橋唯治(会社員) 小松原卓一(会社員)

郡部

角野要平(酒造、村長) 浅越助五郎(会社重役) ○栗坂泰三郎(花筵商) ○難波雅雄(運送業) ○平田床三(会社重役) ○河田慎一(村長) ○難波吟蔵(花筵商)

玉島稅務署

佐藤恒夫(町長) 安藤嘉助(陶器商) 守安林三郎(呉服商) ○工藤純之助(地主) ○小野荒太郎(製綿) ○矢部甚平次(醤油製造) 大野格治(酒造業)

笠岡稅務署

○増成松平(人造真珠製造) 広瀬源七(鵜卵商) 内海章二郎(薪炭商) ○千原沖太郎(町長) 上野米三(薬種商) ○山成愛一(町長) 矢野耕平(金物商)

高梁稅務署

永井恒三郎(酒造業) 小見山竹造(醤油製造業) ○尾島時太郎(酒造業) ○物部真一(材木、薪炭商) ○須藤潔(医師) 植田五右衛門(呉服商)

新見稅務署

○佐野田一(材木商) ○名越廉(村長) ○太池百治(呉服商) ○萩野繁太郎(酒造業) ○土屋源市(畜産組合長)

久世稅務署

谷口元俊 (會社重役) 杉山鉄太郎 (醫師) ○小出保 (地主) 高田為美 (銀行重役) 河本英雄 (地主、會社重役) ○角田隆太郎 (信用組合理事)

津山稅務署

津山市

林容平 (雜貨商) 森安愛太郎 (旅人宿、料理) 上原敬 (信用組合理事) 片山豊八 (竹皮商) ○高島定次郎 (金錢貸付、相物商) ○石坂徳二 (金錢貸付)

郡部

○菅田起夫 (村長) ○治部栄 (農業) ○池田可夫 (會社員) 政狩丈夫 (農業) 岸忠佐久 (農業) ○水島馨 (農業)

英田稅務署

○多胡燕 (酒造業) ○石黒和吉 (印刷業) 田中鋭郎 (酒造業) 池上愛太郎 (地主) 菊池太作 (運送業) 山下徳一 (醬油製造業) 額田治郎 (町長、會社重役)

鳥取稅務署

鳥取市

松谷幸之助 (商工会議所副頭取) ○西尾柳右衛門 (地主) 小谷信行 (地主、會社重役) 岡垣伝重 (貸座敷) 尾坂善蔵 (文房具商) 谷口圭三 (醬油製造)

郡部

○西本庄太郎 (酒造業) ○田中信備 (地主) 尾崎喜衛 (酒造業) 徳田善蔵 (地主) 石谷源十郎 (地主) 西尾善孝 (地主) 安東哲次郎 (地主)

倉吉稅務署

金田秀平 (雜貨商) 山里千賀蔵 (酒造業) ○桑田一夫 (地主) 倉光康利 (地主) ○海田政治 (會社員) ○福井久右衛門 (地主) 高田実次郎 (酒造業)

米子稅務署

米子市

石田章之進 (會社重役) 遠藤光徳 (會社員) 神庭政七 (雜貨商) 名島善 (會社重役) 佐野善市 (酒類商) 矢野藤十郎 (乾物商)

郡部

○松田寛二郎 (金錢貸付) ○永見孝 (農業者) ○近藤馨一郎 (町會議員) ○深田武雄 (酒造業) 高島源太郎 (呉服商) 面谷友太郎 (酒造業) 景山圭一 (県會議員)

松江稅務署

松江市

福村弥一郎 (地主) 古井善之助 (呉服太物商) 古満友次郎 (砂糖、干物商) 西谷龜之助 (會社重役) ○錦織佐太郎 (砂糖、干物商) 山崎精一 (市會議員) 森山勇助 (商工会議所議員)

郡部

原徳太郎 (會社員) 野津運一 (地主) 山本嘉四郎 (酒造業) 前田忠一 (農業) 庄林忠之助 (藥種商) 川上

惣太郎 (海産物商) ○石川長之助 (酒造業)

大東稅務署

田部長右衛門 (地主) 難波忠太郎 (乾物商) ○青砥俊之助 (牛馬商) 桜井三郎右衛門 (地主) ○竹内民次郎 (酒造業) ○後藤竹一 (呉服商) 妹尾柳太郎 (社員)

今市稅務署

江角興義 (農業) 竹原熊重 (会社重役) ○森山金一 (会社重役) 飯塚吉十郎 (酒造業) 吉田省三 (村長) ○神田良二郎 (農業) 祝部欣悦 (粟種、荒物商)

大森稅務署

若林周五郎 (酒造業) ○竹下良二郎 (地主) 榎野脩常 (地主) 山尾光治 (酒造業) ○美濃三二 (金物商) 河原定 (旅人宿)

川本稅務署

山崎重助 (酒造業) 中村玄孔 (醫師) ○三宅利国 (酒造業) 三上豊平 (文具商) 井上淨治 (農業)

浜田稅務署

枝野和正 (船、漁具商) 佐々木準三郎 (酒造業) ○佐々木弘明 (粗陶器製造) 染田順三郎 (畳表商) 佐々田亮一 (地主) ○佐々田美香 (酒造業)

益田稅務署

松本正人 (金貸業) ○石橋久直 (地主) 財間淳 (酒造業) 田原浦八 (金貸業) 中原国太郎 (酒造業) 諏訪太平 (料理、物品販売)

西郷稅務署

○奥村龜右衛門 (会社代表社員) 齋藤富太郎 (会社代表社員) ○小室実三郎 (会社代表社員) 毛利千太郎 (酒造業) 安藤利男 (社員)

松山稅務署

古川佐太郎 (油類販売) 佐伯保 (竹細工品販売) 堀内胖治郎 (会社重役) ○浅野静夫 (駄脂部経営) 相原槌太郎 (菓子商) ○山本義晴 (会社重役) 森川重留 (米穀商)

郡部

○忽名宗太郎 (酒類商) ○岡部仁左衛門 (削鑿製造) 梶野賢太郎 (米穀商) ○梅木勘三郎 (貸座敷) 後藤信正 (郵便局長、酒造) ○重松又市 (地主) ○近藤豊 (地主) 矢内省吉 (雜貨商)

今治稅務署

今治市

○木原茂 (会社重役) 松原清一 (藥種商) ○長野栄一 (陶器商) ○神谷又五郎 (地主) ○斧梅一 (米穀商) ○尾越光治郎 (燃料商)

郡部

今井朝之 (郵便局長) ○菅良三郎 (雜貨商) 益田峰太郎 (地主) ○矢野有志夫 (村長) ○波頭経寛 (醫師) 清水淡 (商業)

新居稅務署

合田倉太郎(酒造、紙商) ○秋川佐九郎(地主、信用組合長) ○大西観一(会社重役) ○石川英雄(酒造業)  
武田学次郎(酒造業) ○文野俊一郎(地主) 高橋初次郎(地主) 黒川雄之進(地主)

大洲稅務署

吉元誠一郎(銀行重役) 松井正作(医師) ○井形幸雄(酒類商) ○山田庄太郎(医師) 玉井水澄(農業)  
松田五月(材木商) ○三瀬嘉三郎(農業)

八幡浜稅務署

○菊地滿隆(会社重役) 山越喜助(酒類、食料品商) ○上田梅一(酒造業) ○村上一良(社員) 井上秋太郎(料理、旅人宿) 佐々木隆孝(酒醬油製造) 兵頭真一郎(会社重役)

卯之町稅務署

○中村淺太郎(会社重役) ○上甲隨太郎(土木請負業) 土居模太郎(医師) 水口寿夫(金物) 中城寛(酒造業) 宇都宮利助(酒造業)

宇和島稅務署

宇和島市

中村惣八(紙文具商) 中川鹿太郎(雜貨商) ○樋口虎若(醫師) ○河野直(呉服商) 藥師神岩太郎(会社重役) ○川添九吉(社員)

郡部

○上田万吉(醬油、燒酎製造) ○岡田五郎(雜品商) 小西万四郎(地主) 桜井勝太郎(呉服商) ○岡本景光(蠶種製造) ○菊池重太郎(米穀、肥料商) ○守口重幸(小間物商)

熊本稅務監督局管内

熊本市

四谷太七(荒物商) ○木村清孝(計理士) ○平野澄久(醫師) 久野保次(米穀商) 広重弁次(社員) ○広岡平次(貸金業) 中井龜八(酒類商) 柴田正雄(地主) 布田龍一郎(時計商)

郡部

水野武四郎(村長) 加悦健次郎(肥料商) 小崎保記(地主) 渡辺又雄(醫師) ○林田昌蔵(金貸業) 矢野敦馬(村長) 渋谷鳩多(地主) ○伊津野雄四郎(蠶種製造業) ○松枝至(地主)

高瀬稅務署

○毛利昌平(地主) ○村上清(医師) ○寺田政蔵(蠶種製造業) ○出田衛門(酒造業、村長) ○田代仁(会社員) ○宮崎政之助(牛乳採取業) ○西村孟文(地主) ○能田太郎(町會議員)

山鹿稅務署

江上平助(金錢貸付業) 堀龜喜(農業) 永田彦八(農業、村長) ○堀田学(農業) ○福田常二(農業) 江藤繁雄(農業) ○林田栄(物品販売業) ○大塚典次(農業) ○野中右吉(農業、村助役)

高地稅務署

長野真二(地主) 官川宗雄(金貸業) ○河津敏郎(製材業) 山村乙次郎(社員) ○橋本五郎(農業) 市原助雄(地主) ○惠忠平(呉服商)

八代稅務署

深水吉敏(地主) 上田素一(酒造業) 橋本一男(地主、村長) 松野新次郎(穀物、肥料商) ○八千代理一(砂糖、乾物商) ○大平素太郎(医師) ○岩永伸一(社員)

人吉稅務署

○洲田長一郎(酒造業) ○山口佐六(問屋業) 堤重藏(酒、醬油製造) 久保田喜一(薪炭商) 片桐善市(米穀、荒物商) ○平川源市(村長) ○桑原盛行(村長)

天草稅務署

○鶴崎政記(醫師) 中井亮作(信用組合長) ○岩崎繁一(荒物商) 松本久太郎(海產物商) ○鶴田恒三(審籍、文具商) ○中井善造(酒類商)

福岡稅務署

福岡市

足立益太郎(株式取引所) 外山正義(社員) 木梨久太郎(呉服商) 松本休治(社員) 谷川文七(市會議員) ○児島紀七郎(織物製造業) ○原口善治郎(洋服商) 山本善次郎(煙草小売者) ○高塚富太郎(會計士) 井手平助(建築材料商)

郡部

川辺精一(農業) ○小林啓邦(酒造業) 大川昇(信用組合長) ○有田弘助(村長) ○徳丸房吉(呉服商) ○占部喜久夫(杭木商) 印藤藤七郎(信用組合理事) ○戸次源三郎(呉服商) ○三輪修平(農業)

遠賀稅務署

若松市

池田庄太郎(雜貨商) 久野惣吉(貸家業) ○枇杷田節(社員) ○貞永隆司(貸家業) ○吉田伝七(建築材料商) 砂田弥三郎(米穀商)

八幡市

○古賀康吉(社員) ○高倉範吉(社員) ○入江博(人夫供給業) ○森田嘉七郎(紙商) ○大森藤太郎(地主) 野上岩吉(地主) ○佐藤三郎左衛門(酒類商) ○大塚与三郎(社員) ○桑田喜久男(水商) 門司広吉(地主)

戸畑市

○野村六朗(社員) 小林為之助(社員) ○小川愛左衛門(郵便局長) 金子藤藏(醬油製造業) 日淺數馬(家具商) ○石飛為吉(米穀商)

郡部

○荒牧友道(醬油製造業) 占部周策(社員) ○喜多村鉄次(農業) ○小田利三郎(町長) 末永九郎(町長) ○森文生(農業) ○平原邦八(米穀商)

直方稅務署

直方市

松井規(藥種商) ○佐田徳一(鉄工業) ○田川静男(會議所理事) 福田久男(社員) ○白柿俊彦(毛糸商) ○重松林(郵便局長)

飯塚市

渡辺皐篁(社員) ○吉本義雄(會議所理事) ○永田清太郎(藥種商) ○小林寛之助(荒物商) ○中尾松太

郎(自動車運送)

郡部

○江頭佳造(会社員) ○安藤重吉(呉服商) 村吉棟太郎(料理店業) 野見山幡次郎(村長) 篠崎団之助(村長) 松岡章五郎(家具商) ○寺岡一人(会社員) ○梅本昌雄(醤油製造業) ○村山一夫(医師)

久留米稅務署

久留米市

○佐藤伝太(恩給生活者) 井元二郎(商店業) 金原茂平(乾物商) ○松本一成(弁護士) 鹿見島卯太郎(日用品商) 伊藤貞藏(会社員) 湯淺寅之助(呉服商)

郡部

○矢野貞助(会社員) ○小柳多市(町長) 多田勇雄(銀行頭取) 平田千代松(会社員) 貝島又二郎(銀行頭取) ○白石茂(地主) ○鹿毛八次(酒造業) ○山口儀六(会社員) ○高木喜三郎(村長、酒造業)

大川稅務署

高田一(農業) ○石崎三郎(村長) ○石田勝次(酒造業) 近藤万造(材木商) ○二宮彦雄(会社員) 兼行

德次郎(酒類商) 井村虎吉(会社員)

八女稅務署

高橋政吉(町會議員) 野田実(銀行頭取、村長) 鶴田邦太郎(助役) ○杉本俊郎(醤油製造業) 松本富士雄(酒造業) ○田中貞次(銀行頭取) ○高木良之(酒造業) ○馬場常次郎(代書業)

大牟田稅務署

大牟田市

松島辰之(会社員) 鶴徹市(会社員、県會議員) ○永井益太郎(会社員) ○兼行佐内(医師) 長谷津勘三郎(請負業) 六田惠補(運送業) 古賀喜太郎(会社員)

郡部

山下彦五郎(会社員) ○川崎伎兵衛(地主、県會議員) 目野忠治(会社員) 中村敏正(地主、町長) 益子鶴三郎(医師) ○山崎貞吉(銀行頭取) 宮本吉江(地主)

小倉稅務署

小倉市

力丸友吉(市會議員、会社員) ○船越芳太郎(鉄工業) 船津定藏(靴商、市會議員) 福山勝治(米穀商、市會議員) ○藤原寛平(会社員、市會議員) ○渋谷勘次郎(材木商)

門司市

和田季二(歯科医) 谷又次郎(会社員) 中村新吾(醤油製造業) 竹吉幸市(運送業) 小川安司(藥種商) 中山総次郎(貸家業) ○屋成務身(雜貨商)

郡部

○重松正生(石炭石採掘業) 大崎真太郎(酒類、日用品商) ○上田由太郎(米穀商) ○林徳之(医師、村長) 平井精一郎(農業)

行橋稅務署

岩本元吉(医師) 陣山為義(地主、村助役) ○一木耕蔵(村長、呉服大物商) ○青木弥八(日用品商、市會議員)



員) 桑野定五郎 (石炭商、商工会長) 辻畑重俊 (銀行頭取) 矢頭軍司 (村長)

大分稅務署

大分市

○桑原惣五郎 (醬油製造業) 清水準一郎 (魚類問屋造) 甲斐官平 (雜貨商) 一丸伍兵衛 (家具商) ○蟻木稔 (医薬) ○木村兩平 (金錢貸付業) 浜本源藏 (雜穀商)

郡部

○半沢千秋 (金錢貸付業) ○池辺春太郎 (土木請負業) ○大島重雄 (医薬) 野上万治郎 (金物商) ○馬見塚義人 (酒造業) 後藤哲造 (無職) ○宮尾半平治 (酒造業)

國東稅務署

○岡村寅二郎 (魚類商) 山本儀助 (呉服商) 三重野菊治郎 (雜貨商) 福田亮吉 (酒造業) 矢野龍生 (酒造業)  
○岡村万吉 (製材業)

日出稅務署

別府市

近庄六 (貸座敷業) ○安部謹吾 (呉服太物商、市會議員) ○藤原勝 (米穀商) ○免田直一 (縫針商、市會議員)  
○藤沢良吉 (無職) 山田耕平 (市會議員) 永見永左衛門 (醬油製造業、市會議員)

郡部

中島末吉 (会社員) ○岩瀬清吾 (旅人宿業) 伊藤遠治 (乾物商) ○小野悦次郎 (貸金業) ○植木文藏 (会社員)  
員) 高橋弘吉 (会社員)

白杵稅務署

安部伊助 (郵便局長) ○萩本統 (金貨業) 出納甫吉 (銀行頭取) 久家常藏 (酒造業) ○大津利雄 (荒物商)  
○後藤前 (醫師) 山口彦十郎 (食料品販売) ○池辺春光 (酒造業)

三重稅務署

○多田盛雄 (鉄砲火薬商) 大津留又五郎 (酢製造業) ○阿南重内 (醫師) 吉良精一 (酒造業) 秦種親 (会社員)  
員) ○赤嶺幸磨 (醫師) ○原尻束 (収入役)

竹田稅務署

○加藤松夫 (米穀、肥料商) 牧嘉八郎 (肥料商) ○三宮達磨 (弁護士) 官武庄三郎 (酒造業) 加藤脩 (医薬)  
○首藤勝馬 (旅宿業)

日田稅務署

中島竹藏 (酒造業) 岩尾昭太郎 (藥種商) ○加藤団一 (履物製造業) 松村政一 (金物商) 広光卯六 (履物製造業)  
後藤豊三郎 (製材業)

森稅務署

○荒木雄三 (酒造業) ○平田谷三 (呉服商) ○橋爪安彦 (地主) 小幡美利 (地主) 井上重太 (地主)  
中津稅務署

中津市

島沢六郎 (会社員) 田沢公吉 (醬油製造業) ○今長米治 (弁護士) ○糸園又五郎 (呉服太物商) 重松猷治 (酒造業)  
○木村瀧藏 (醫師)

郡部

○如水新次(酒造業) 青木助九郎(材木商) ○淺沼義男(村長) ○田口厚(醫師) ○梅木安人(金錢貸付業)

四日市町稅務署

○木下正比兒(醫師) 野村力藏(地主) ○植木広吉(製塩業) 久保忠夫(酒造業) 渡辺勉(洋服商) ○南大三(町助役) ○小園部初治郎(金錢貸付業)

長崎稅務署

長崎市

迫享(會社員、新聞取次) 下見直人(料理店) 有川吉之助(呉服商) 中村嘉一郎(質屋) 高村万作(貸家業) ○大久保龍男(會社員) ○川口万吉(蒲鉾製造) ○江口秀生(雜貨商) 山田耕(米酒商)

郡部

前田三郎(農業) 池松林一(銀行頭取) 瀬頭弥八(酒造業) ○末次常太郎(醫師、村長) ○橋口直己(會社支配人) ○浜口五六(漁業) 畝本常太郎(米酒商)

佐世保稅務署

佐世保市

○坂本昌二(海軍用達) 馬郡喜八(海軍用達) 高橋剛男(銀行副支配) 北村伊之次(米穀商) 西市乙吉(呉服商) ○北沢乙吉(鋳業) ○山口莞(地主) 前田力雄(呉服商)

郡部

村上義一(酒造業、郵便局長) 平岡仁三郎(地主) 長与田治(銀行取締役) 溝口鏡(酒類商) ○金氏嘉吉(銀

行監督役) 京田惣吉(農業)

島原稅務署

○宮崎康夫(會社重役) 長池庄三郎(呉服大物商) 松本仁三郎(金貨業) 吉田安雄(地主) 松尾豪雄(會社員) ○柴田信親(石炭商) 本多壽親(會社重役)

平戸稅務署

○石橋伊三郎(醫師) ○森友夫(金貨業) ○青崎寛重(運送業) ○神戸十助(呉服商) 宮本富二夫(呉服商) ○山崎幾三郎(會社員) 近藤平重(酒造業)

福江稅務署

道沢喜左衛門(漁業) 平山毅(材木商) 松本謙吉(米穀商) ○榑田富三(漁業) ○古本長之丞(米穀商) ○唐津善兵衛(會社員)

武生水稅務署

○長島若枝(荒物商) 原田謙造(酒造業) 平田周三(穀物、雜貨) 坂口友四郎(呉服大物商) 種田友多(酒類商)

敵原稅務署

○岩佐清(文具商) 太田伝三郎(荒物商) 俵龜寿(農業) ○井口政助(會社員) 三木清(醬油製造業) 佐賀稅務署

佐賀市

副島与市(請負業) ○副島喜平(質屋業) 坂井善太夫(菓子商) 古川卯八(酒造業) 瀬戸口勝市(米穀商)

牟田文吉郎 (呉服商)

郡部

○高柳光嘉 (請負業) 野口儀一郎 (会社員) 岸川惣八 (銀行重役) 権藤清二 (会社員) ○丸山秀一郎 (魚類

問屋) ○久本欽一郎 (藥種商) ○堤替六 (瓦製造業) ○吉武一郎 (酒造業) 南里喜左衛門 (魚類問屋)

唐津稅務署

○桑野安太郎 (家具商) ○牧原駒太郎 (会社員) 小山金之助 (会社員) ○小松定一 (酒造業) ○柴田友吉 (魚

類商) ○富田善治 (請負業)

武雄稅務署

伊東嘉太郎 (会社員) 池永栄助 (銀行頭取) ○諸石兵藏 (村長) 紀伊松三郎 (村長) ○野田卯八 (地主)

○井手安次郎 (地主) ○干綿幾太郎 (鮮魚問屋) ○田崎茂一 (地主) 深川弥作 (地主)

鹿兒島稅務署

鹿兒島市

井上平太郎 (貸家業) ○平島彦熊 (市會議員) 田中慶次郎 (会社員) 山元玄十郎 (会社員) 稻松貞一郎 (倉

庫業) 橋口吹吉 (藥種商) 市来彦吉 (弁護士)

郡部

○宇都貞 (米穀商) 野崎愛次郎 (金物商) 俣木重五郎 (魚類問屋業) ○福留彦左衛門 (運送業) 若松守一 (銀

行支店長) ○斎藤貞行 (信用組合) ○稻葉三次郎 (県會議員)

知覽稅務署

○本坊常吉 (燒酎製造) ○高橋惠恵 (医師) 森田七左衛門 (会社重役) 蛟島敬助 (呉服商) ○岡野毅吉 (保

險代理業) 山之内嘉也 (魚業) ○井上善之助 (肥料商)

川内町稅務署

小牧伊勢吉 (酒造業) 中山熊雄 (会社重役) 岡部喜久三 (肥料商) 小山田太七 (会社重役) 新屋喜久藏 (酒

造業) ○牧田良真 (医業) 桐原十次郎 (会社重役) 小山田卯右衛門 (肥料、材木)

加治木稅務署

○森山熊助 (金錢貸付業) ○佐土原九兵衛 (地主) ○立元辰之助 (呉服商) ○竹之内政吉 (木炭製造業) ○

佐藤浅太郎 (酒造業) ○菌田新太郎 (地主) ○大腕三四郎 (地主)

岩川稅務署

和田嘉十 (雜穀商) ○馬場常義 (医師) ○藤木藤吉 (郵便局長) ○橋口佐兵衛 (材木、木炭商) ○上村幸

右衛門 (燒酎製造業) ○五代宇吉 (呉服太物)

鹿屋稅務署

前原新之助 (呉服商) ○川畑銀藏 (貸金業) 遊喜資世 (製材業) 河野直吉 (燒酎製造業) 照山末藏 (自動車

運送) 副島由良 (米穀商) ○堀川良英 (医業)

種子島稅務署

○和田稔 (書籍文具商) 高崎貞吉 (酒造業) ○市丸篤四郎 (金貸業)

大島稅務署

馬場松造 (会社員) 川崎敏次郎 (米穀商) ○岡林正生 (雜貨商) 白石武馬 (呉服商) ○平福世喜 (農業)

伊東順七郎 (醫師)

宮崎稅務署

宮崎市

○河野清次郎 (弁護士) ○中村栄吉 (雜貨商) 富士本為次 (肥料商) 荒川岩吉 (米穀商) ○日高三郎 (質屋、肥料商) ○大田原倉藏 (地主)

郡部

高橋辰吉 (県會議員) ○谷口善吉 (材木商) 杉田英逸 (地主) 清水寅一 (呉服商) 巢山三郎 (酒造業) 長友政太郎 (酒造業)

鈇肥稅務署

川越龜一郎 (山產物商) ○井上亭二郎 (郵便局長) 服部右平次 (山產物商) 木村謙一郎 (米穀、肥料商) 山本嘉平次 (山產物商) 吉野輝 (村長)

都城稅務署

郡城市

江夏芳太郎 (穀類、荒物商) 鎌田重作 (米穀、肥料商) ○瀬戸山徳藏 (地主) ○志戸本敬作 (醫師) 野口栄三 (製糸業)

郡部

持永善市 (地主、金貸業) 後藤宗助 (地主) ○黒木盛武 (地主、金貸業) ○上田周介 (地主、金貸業) ○朝広金左衛門 (製材業) ○林宗太郎 (米穀、肥料商) 瀬戸山清彦 (銀行頭取)

高鍋稅務署

○杉田米吉 (計理士) ○黒木清五郎 (肥料商、金貸業) 黒木武信 (酒造業) 河野喜平 (農業) ○中武繁延 (酒造業) 新藤恵盛 (農業)

延岡稅務署

○戸島源藏 (金貸業) ○橋口善之丞 (砂糖販売業) 甲斐鹿治 (酒造会社長) 安田平吉 (周旋業) 後藤作次郎 (椎茸商)

郡部

志田文吉 (海運業) ○甲斐奎太郎 (村長) 安藤昇 (印刷業) 山本泉 (呉服業) ○江川栄助 (酒類商) 高千穂稅務署

○姫野行藏 (酒造業) ○瀬田栞 (金物商) ○富高金作 (旅人宿) 小川知慶 (雜貨商) ○工藤辰三郎 (材木商)

(平12 札幌 298・2)

所得調査委員當選追加 (○印は新) (一税) 第十二卷第十二号

那覇稅務署

那覇市

福山義雄 (陶器商) ○友寄隆起 (陶器商) 尾花仲次 (雜貨商) ○崎間麗徳 (料理店業) ○仲本為美 (市會議員) ○竹内三和 (雜貨商)

郡部

○大城盛昌(医業) 栗国永伝(無尽業) 崎山並蔵(雜貨商) ○照屋清雄(医業) 古堅宗煥(医業)

国頭稅務署

破名城政睦(保險代理業) ○湖城秀蓮(材木商) ○政岡玄通(藥種商) 大田守壽(大物販売)

宮古稅務署

○名渡山愛潤(雜貨商) ○中尾平太郎(酒造業) ○上江洲榮徳(会社員)

八重山稅務署

山城與常(醤油製造、市會議員) 与那原孫慶(雜貨商) ○浜崎莊市(雜貨商)

福島稅務署

阿部巳之吉(商業)

(昭43 東京 10・11)

67、昭和11年 所得調査委員会対策に付主稅局長内牒

直機第一六号

昭和十一年五月一日

東京稅務監督局長 印

稅務署長殿

所得調査委員会対策ニ関スル件

今般首標ノ件ニ付大藏省主稅局長ヨリ別紙写ノ通通牒有之候条、該通通牒ノ趣旨ニ依リ機宜ノ措置ヲ愆ラサルト共ニ、

官紀ヲ維持シ万遺憾ナキヲ期セララルル様特ニ留意相成度

右及通牒候也

追テ、局署間ノ連絡ニ付テモ一層緊密ナラシムル為、所得調査委員会ノ情勢ニシテ注意ヲ要スト認ムヘキ事項ニ付テハ、時機ヲ失セス速ニ報告相成候様致度、為念申添候

主親秘第七五号

昭和十一年四月二十八日

大藏省主稅局長 山田龍雄 印

東京稅務監督局長 野津高次郎殿

所得調査委員会対策ニ関シテハ慎重ナル対策ヲ講シ、其ノ運行ノ公正円満ヲ期シ、真ノ意味ニ於ケル官民協調ノ実ヲ挙クヘキコト勿論ノ義ト存候モ、從來動モスレハ徒ラニ円満ナル執行ヲ庶幾スルコトニ終始スルカ如キ風潮認メラレ、其ノ結果往々ニシテ所得調査委員会ノ専恣ヲ助長シ職務ノ執行中正ヲ失ハシメ、内外ニ亘リ各種ノ情弊漸ク多キヲ加ヘントスル傾向アルヤニ見受ケラルルハ甚タ遺憾トスル所ニ有之候、斯ノ如キハ調査会制度ノ本旨ニ悖リ官民協調ノ真諦ニ非ラサルノミナラス、課税ノ公正ヲ歪曲スルモノニシテ、我国現下ノ重大時局ニ鑑ミ嚴ニ戒慎ヲ要スル次第ト存候、就テハ此ノ種情弊ノ認メラルル所得調査委員会ニ対シテハ、特ニ慎重ナル対策ヲ講シ、調査額ノ正確ヲ期シ、懇切丁寧ノ理由ヲ説明了解セシメ、公正ナル決議ヲ為サシムル様之ヲ善導スルコトニ努メ、執行ノ公正円満ヲ期スヘキハ固ヨリナルモ、若シ調査委員会ニシテ理由ナク不当ノ決議ヲ為スカ如キ誠意ナキ態度ニ出ツル場合ニ於テハ、納税者ノ多寡ヲ問ハス之ヲ再調査ニ付シ其ノ覺醒ヲ促シ、仍誠意ヲ示ササルニ於テハ断乎政府決定ノ拳ニ出ツルモ亦已ムヲ得サル義ト被存候条、右御舎ノ上積弊一掃ニ関シ遺憾ナキヲ期セラレ度、尚無用ノ刺戟ヲ与ヘテ調査委員会ニ

乗セラルルカ如キハ策ノ得タルモノニ非サルヲ以テ、調査委員会ニ対シテハ勿論、一般民部ニ対スル応募ニ当リテハ關係者ヲシテ飽クマテ言語態度ヲ慎重ナラシムルト共ニ、此ノ際稅務官吏ノ官紀維持ニ付一層御留意相成度、此段依命及内牒候也

追テ、所得調査委員会ノ情勢ニシテ注意ヲ要スト認ムヘキ事項ハ、遲滞ナク御報告相成候様致度、為念申添候

(昭54 東京 166)

## 68、昭和15年 改正所得税法等実施上の諸問題

改正所得税法等実施上の諸問題

大蔵省主税局大蔵事務官 平田敬一郎

### 第一、緒言

新税法ヲ如何ニ円滑ニ、而モ相当効果ヲ収メツ、実施スルカニ付テハ、目下自分等トシテモ日夜非常ニ努力致シテ居ル所デアルガ、銀行ノ実務者ニ対シテ改正税法ノ実施方ニ付テ説明ヲシ、或ハ質問ニ答ヘルコトガ出来ルノハ非常ニ好都合デアアル。ソコデ、此ノ機会ニ税法ノ大体ヲ一通リ説明シタ方ガ、諒解サレルノニ便宜デハナイカトモ考ヘテ見タガ、之ハ既ニ田中国稅課長ニ依ツテ説明サレタコトデモアリ、又法律・勅令等ニ付テハ恐ラク既ニ一通リノ研究ハ行ハレテ居ルコト、考ヘラレ、從ツテ極ク平面的ナ一般ノ説明ヲスルノデハ意味ガ少ナイノデハナイカト思ハレルノミナラズ、当手形交換所ノ方ニ於テモ、一般的ノコトハ抜キニシテ、可及的ニ質疑ニ対スル説明ヲ与ヘラレ度イトノコトデアアルカラ、一般的ノ説明ハ抜キニ致シ度イト思フ。其ノ為メニ物足りナク考ヘラレル向モアルカト思フガ、

必要ト思フ事項ニ付テハ質問ノ際ニ機会ヲ捉ヘテ成ルベク詳シク説明スルコト、シ度イ。

從ツテ此処デハ特ニ述ベテ置クコトハ無いノデアアルガ、唯一言スルト、從來ノ所謂第二種所得ニ対スル課稅關係ハ、周知ノ如ク從來ニ比較スレバ相当ニ變ツテ來タ。從來源泉課稅ノミデアツタ公社債・銀行預金ノ利子等ニ付テモ、原則トシテハ綜合課稅ノ建前ヲ執ルコトニナリ、新裝ノ綜合所得稅ガ賦課セラレルコト、ナツタガ、ソレト同時ニ、公債ノ消化、貯蓄ノ増加、其ノ他現下ノ金融政策ノ重大性ニ鑑ミ、稅制ノ建前カラスレバ余程ノ例外ガ認めラレルコトニナツタノデアツテ、綜合所得稅ヲ課ス際ニモ四割ヲ控除スル外、納稅義務者ガ申請シタ場合ニハ、源泉ニ於テ課稅スルノ途ヲ開クト言フコトニナツテ居ル次第デアアル。斯様ナコトニナツタ事情及理由等ニ付テハ、最早説明スル必要ハナイト思フガ、ソレ等ニ關連シテ種々從來ト異ル關係ヲ生ジテ參ツタノデアツテ、其ノ取扱等ニ付テハ政府ノ意ノアル所ヲ諒承サレテ、新税法ガ円滑且ツ適正ニ実施セラル、ヤウ充分協力サレンコトヲ希望スル。殊ニ配当利子所得ニ対スル課稅ニ關シテハ、取扱者タル銀行等ノ手數ヲ成ルベク簡略ニスルヤウ、立法上・運用上出來得ル限りノ考慮ガ加ヘラレテ居ルノデ、仍テ生ズルコトノアルベキ間隙ニ乘ジテ、納稅者ニ面白カラザルコトヲ誘導スルガ如キコトノナキヤウ嚴ニ注意シテ欲イト思フ。

次ニ述ベテ置キ度イコトハ、勤勞所得ノ源泉課稅ノコトデアアル。源泉課稅ニ付テハ銀行ノ実務者ハ既ニ配当利子所得ニ於テ経験サレテ居ルコトデアリ、其ノ經驗ヲ以ツテスレバ、恐ラク今度ノ勤勞所得ノ源泉課稅ニ付テモ比較的容易ニ慣熟サレ得ルノデハナイカト期待ヲ懸ケテ居ル次第デアアルガ、事柄トシテハ全ク新シイコトデアリ、法文ノ解釈或ハ取扱ヒ其ノ他ニ於テ、從來ノ配当利子所得以上ニ相当ノ手數ヲ要スル場合モアルカト思フ。ソレ故之ニ付テモ從來ノ配当利子所得ノ源泉課稅ト同様ニ十分研究サレ、新税法ノ實施ニ協力サレンコトヲ特ニ希望スル。

何故ニ斯カル面倒ナコトヲスルヤウニナツタカニ付テハ、ヨク質問ヲ受ケルコトデアアルガ、之ヲ極ク簡單ニ説明シ

テ置キ度イ。周知ノ如ク、我國ノ租税負担ハ數年來ノ増税ニ依ツテ相当ニ重クナツテ居ル。間接税方面ニ於テモ増徴ヲ重ネテ居ルト同時ニ、所得税ニ於テモ一之ハ何ト云ツテモ租税制度ノ中心ヲ成スベキ税アルガ一負担力ノアルモノニ課税スルト云フ方面ニ於テハ、既ニ相当程度行キ渡ツテ居ル。例ヘバ綜合所得税ノ最高税率ハ百分ノ六十五、ソレニ分類所得税ノ高イノハ百分ノ十デ、合計スルト、總所得八十萬円ヲ超エル部分ノ金額ニ對シテハ、百分ノ七十五ト云フ税率ニナルノデアツテ、所得税自体トシテ考ヘテ見ルト、負担力ノアル所得ノ多イ方面ノ課税ハ、諸外国ノ例ナドニ比較シテモ相当高イ所ニ行ツテ居ルト言フコトニナツテ居ルノデアアル。又法人ノ場合ニ於テモ、普通ノ場合ハ別トシテ、利益率ガ相当良好ノ場合、三割以上ノ利益ガ率ガツタト云フ場合ニ於テハ、百分ノ六十五ノ税率デ臨時利得税ガ課セラレル。其ノ外ニ法人税モ一般的ニ百分ノ十八デアリ、別ニ營業税ガ国税及ビ地方附加税ヲ合シテ百分ノ六課カルト云ツタ調子デ、法人ノ方モ高率ノ利益ヲ収メタ場合ニハ相当重イ負担ニナツテ居ル。何ヨリモ先ヅ負担力ノアル方面ニ負担シテ貰フト言フコトハ、税制トシテハ当然ノ行キ方ト思ハレルノデアアルガ、今日ノ我國ノ税制ハ、サウ言ウ点デハ相当行ク所マデ行ツテ居ルト言フ感ガ強イノデアアル。而モ一方、國庫ノ状態ハ租税收入ニ期待スルモノガ愈々多イ有様デアアル。予算モ相当巨額ニ達シテ居ツテ、租税其ノ他ノ經常收入ノ増加ヲ圖ルト言フコトハ、必要ニシテ已ムラ得ザル情勢ト成ツテ居ル。如何ニシテモ広ク國民一般ニ租税ヲ負担シテ貰フト言フコトニ考ヘテ向ケナケレバ、必要トスル歳入ヲ調達スルコトガ出来ナイト言フ時代ニナツテ居ルト考ヘラレルノデアツテ、ソレニハ所得税等ニ於テモ相当ニ免税点ヲ引下ゲテ、從來ヨリモ余程下ノ方カラ税金ヲ納メテ貰ハナクテハナラヌト言フコトニナルノデアアル。ソコデ各種ノ所得ニ付テ考ヘテ見ルト、配当利子所得、不動産所得等ハ最モ負担力ガアリ、所得税トシテ此ノ方面ニ俟ツ所ノ多イコトハ言フ迄モナイガ、併シ國民所得ノ相当部分ヲ占メルモノハ何ト云ツテモ勤勞所得デアアル。勤勞所得ハ本来負担力ハ少イ方ニ屬スルコト勿論デアアルガ、此ノ方面カラモ、此ノ際トシテハ必分ノ負担ヲシ

テ貰フト言フ方向ニ向ハザルヲ得ナイノデハナイカト考ヘラレルノデアアル。処デ今迄ノ第三種所得税ノヤウニ、一々申告ヲ出シテ貰ツテ税務署デ所得額ヲ取調べ、決定通知書ヤ納税告知書ヲ出シテ税ヲ納メテ貰フト言フヤウナ方法デハ、徴税者ノ立場カラハ勿論ノコトデアアルガ、納税者ノ立場カラモ煩瑣デアアル。下ノ方ノ所得者カラ税金ヲ納メテ貰フト言フコトニナルト、今迄ノヤウデハドウモ工合ガ悪イ。ソコデ多數ノ納税者トナル分類所得税ニ於テハ、所得ノ性質上出来ナイモノハ仕方ガナイガ、出来得ル限り源泉課税ノ方法ニ依ルノガ良イノデハナイカ、即チ配当利子所得ハ勿論、勤勞所得ニ付テモ、俸給・賞与等ヲ支払フ際ニ支払者ニ於テ税金ヲ天引シテ政府ニ払込シテ貰フト言フ方向ニ、ドウシテモ向ハザルヲ得ナイノデハナイカ。之ハ我國ノ所得税ノ課税方法トシテハ余程重大ナ変革ヲ意味スルノデアアルガ、サウ言フ考ヘ方ノ下ニ、所得税制度ヲ分類所得税・綜合所得税ト言フ二本建ニ改組シタ機會ニ於テ、勤勞所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ、原則トシテ源泉課税ノ方法ニ依ルト言フコトニナツタ次第デアアル。之ハ既ニ諸外國ニ於テモ、独逸デハ所得税ノ一部タル賃銀税ト稱シテ相当ノ巨額ノ收入ヲ得テ居リ、英吉利モ昔カラヤツテ居ル。仏蘭西モ最近ヤツテ居ル。而米利加ダケハ申告査定主義ヲ採ツテ之ヲヤツテ居ラヌガ、多クノ國ガサウ言フ傾向デアツテ居ルノデアアル。前述ノヤウニ徴税者ノ側カラハ勿論、納税者ノ方ハ之ニ依ツテ非常ニ納税ガ簡便ニナル反面ニ、徴収義務者、即チ支払者ノ側ニハ相当ノ手数ガ掛カルコトニナルト思ハレルガ、以上ノヤウナ事情カラシテ、此ノ際ドウシテモサウ言フ途ニ進マザルヲ得ナイノデハナイカト考ヘラレタノデアアルカラ、面倒ダガ政府ニ協力シヤウト言フ考ノ下ニ十分研究サレテ、円満ニ效果的ニ実行出来ルヤウニ尽力サレンコトヲ切望スル。取扱手續其ノ他ノコトニ付テハ、質問ニ応ジテ其ノ都度説明シタ方ガ却テ効果的ト思ハレルカラ、平面的ナ説明ハ省略スル。其ノ他法人税、臨時利得税、外貨債特別税等、銀行ト關係ノ深イ方面ニ於テモ改正サレタ所ガ極メテ多イノデアアルガ、ソレ等ノ点ニ付テモ質問ニ応ジテ説明スルコトニシ度イ(四月十六日講演速記ヨリ)

## 69、昭和18年 所得調査委員会史料(御坊稅務署)

昭和十八年度所得調査委員会開会ニ当リ御坊稅務署長挨拶

昭和十六年十二月八日、畏クモ米英ニ対スル宣戰ノ大詔ガ喚發セラレマシテカラ、茲二一年五ヶ月、其間忠勇ナル皇軍將兵ハ神速果敢勇戦力闘ノ結果、米英東亞侵略ノ牙城ヲ相逐テ覆滅シ、進ンデ北ハアリウトシヤン列島ヨリ南ハマライ・ビルマ・東印諸島ニ至ル、広袤一千六百万方里ニ亘ル大地域ヲ制圧シ、未曾有ノ大戦果ヲ収メ、茲ニ絶対不敗ノ地位ヲ確保シ得マシタコトハ、洵ニ感激ニ堪ヘナイ次第デアリマス

茲ニ昭和十八年分所得稅外ニ稅ノ調査ニ当リ、課稅ノ基調トナルベキ昭和十七年中ノ經濟界ヲ通觀シマスルニ、大東亞戰爭勃發以來帝國ノ進ム可キ針路ハ確定シ、暗雲去ツテ天日ヲ仰グノ感ガアリマシタガ、海陸空ノ大戦果ノ報ガ相續イテ至ルニ及ヒ、國民ノ意氣ハ昂揚シ人氣ハ愈々明朗トナルニ至リマシタ、而シテ第七十九回及第八十回帝國議會ニ於テ協賛セラレマシタ予算ハ、一般会計並ニ臨時軍事費特別會計ヲ合シテ二百四十三億円ノ巨額ニ達シ、之ヲ背景トシテ各種軍需産業關係製造工業等ハ目覺シキ活況ヲ呈シ、膨大ナル國庫撤布金ハ普ク國民ノ各層ニ浸潤スルニ至リ、其ノ購買力ノ旺盛ナルコトハ未ダ嘗テ見ナイトコロデアリマス

商品界ハ需要旺盛デアリマシテ供給ハ円滑デアリマセヌガ、荷動ガ著シク増大シ活況ヲ呈シマシタコトハ否ミ難キ事實デアリマス、物価ハ依然低物価政策ニ變更ハナイト申シマスモノ、過剩購買力ハ旺盛ニ依リ日用消費物資ノ實質的価上方相次ギ、又生産力拡充ノ強化・原材料價格ノ騰貴等ヲ理由トスル特殊物資ノ値上ガアリ、前年ニ比ベ御

小売共騰勢ヲ示シ、加之物資配給制度ノ確立前ニハ必ズ熾烈ナル見越買ガ勃發セル狀況ニアリマス、更ニ管内主要産業タル纖維製品界ノ狀況ヲ觀マスルニ、二月一日ニ至リ切符制ニ依リ小売販売ガ開始セラレ、一般ニ切符制ニ慣熟スルニ伴ヒ、特ニ絹織物ノ如キハ点数低キニ好評ヲ博シテ盛況ヲ持續シ、其他一般纖維ニ於キマシテモ購買力ノ激増ニ依ル需要旺盛ハ、將來ノ品不足ヲ懸念シ買氣殺到ノ盛況ニアリマス

翻ツテ農村ニ於ケル狀況ヲ通觀シマスルニ、米穀ハ農民ノ異常ナル努力ト好天候ニ恵マレ近年稀ナル豊作ヲ挙げ、其他作物モ大体順調ナル成績ヲ収メタヨウデアリマス、又木材ハ軍公用材建設用材其ノ他薪炭用雜木ノ需要ガ激増シ、勞力不足運輸機關ノ逼迫等ニモ拘ラズ相当ノ出荷ヲ見タヨウデアリマス

其他一般ハ農村ニ於キマシテハ野菜柑橘ガ一般市場ノ食料品不足ノ反響ニ依リ現地買出ガ旺盛トナリ、不当利潤ヲ獲得シタル者等ガアリマシテ、農村經濟ハ依然好景氣ニアルモノト謂フコトガ出来マス、今ヤ我が經濟界ハ戦力増強ヲ目標トシテ全面的ニ統制經濟ニ移行シ、国力ヲ挙ゲテ國家ノ最高目的ニ適合セントシ、国防資材ノ増産確保ヲ第一義トシ生産力拡充・輸送力ノ増強ニ全力ガ傾倒セラレツ、アリマス、其ノ反面民需物資ハ極度ニ制限セラレ、産業各部面ニ亘リ統制會ノ設立セラレツ、アル狀況デアリマス

之ヲ要スルニ一ケ年ヲ通シ異常ナル軍需生産拡充、大東亞建設物資需要ノ旺盛ヲ反映シ、重点産業ノ殷賑活況ヲ中心トスル好況ハ波紋ノ如ク他部面ニ及ビ、大勢トシテハ引續キ好調ナル經過ヲ辿ツタト見ルコトガ出来マス

然シナガラ之ヲ納稅者個々ノ実情ニ就テ觀マスレバ禍福ガ一様テハナク、企業整備ノ結果転廢業ノ已ム無キニ至ツタモノアリ、又物資ノ入手困難ニヨツテ休業状態ノモノモアル反面ニハ、此ノ機ニ乘ジテ却ツテ採算ノ昂上ヲ来タシタルモノ、或ハ隠レタル利益ノ獲得ニ成功シタモノ等ガアツテ、其ノ狀況ハ複雑微妙千差万別デアリマス

茲ニ於キマシテ本稅調査ニ当リマシテハ各般ノ事象ヲ仔細ニ検討シ、又ハ地方ノ実状ト納稅者個々ノ実相把握ニ努メ、



因習二囚ハルコトナク戰時統制經濟ニ即応シタル調査計画ヲ樹テ、調査ノ正鵠ヲ期シ誤謬ノ根絶ニ努メ極力課税ノ公正充実ヲ図ルト共ニ、常ニ廉正潔白公直無私ヲ目標トシテ事ニ當リ、国家目的ニ最モ適合シタル稅務行政ノ執行ヲ為サシメタル筈デアリマス

今ヤ戰爭ハ峻嚴極リナキ決戦ヲ連続シツ、長期持久戰ノ本格的段階ニ入り、而モ宿敵米英ハ多年世界ニ君臨シタ經濟力ト豊富ナル物資力ヲ以テ我ヲ圧倒セント企テツ、アリマス、願ハクハ調査員各位宜シク殉國ノ大精神ヲ以テ戮力協心御審議アラシコトヲ願ヒマシテ開會ノ御挨拶ト致シマス

昭和十八年五月一日

御坊稅務署長 武田新一

謹啓

皇國未曾有ノ決戦態勢下、貴下益々御清穆奉大賀候、陳者稅務行政ニ関シテハ平素多大ノ御支援ヲ賜リ感激ノ至リニ不堪候、昭和十九年分所得稅外二稅ノ調査モ、幸各位ノ深甚ナル御援助ニ依リ円満順調ニ進捗致シ、本日ヲ以テ所得調査委員會開會ノ運びニ致リ候事、誠ニ感謝感激ノ至リニ不堪候、就テハ嘗テ稅務協議會ノ席上ニ於テ御了解御贊同ヲ得置候、所得稅外二稅決定前ニ於ケル町村当局ノ御意見拝聴ノ件ニ関シ、小官以下係員左記計画ノ下ニ出張可致候ニ就テハ、御繁忙中御迷惑ナガラ円満且ツ公正ナル稅務執行ト、一ハ戰時下ニ於ケル課稅ノ充實化ニ御協力相成ルノ意ニ於テ、万障御繰合セノ上、貴下以下幹部吏員御帶同是非御出席相仰度、及御依頼候也

追テ、当日御協議相仰クハ、本年ニ限り日時等ノ都合上主トシテ營業純益關係ニ止ムル見込ニ有之、之ガ參考資料トシテ貴村内ニ於ケル前年營業純益決定額添付致置候ニ付、外部等ニハ絶対秘密ヲ以テ權衡等予メ御内調ノ上、協議會當日御持參御高見相洩ラサレ度申添候也

昭和十九年五月一日

御坊稅務署長

長 殿

一日 時 別紙予定表ノ通り

一 集散場所 役場

一 稅務側出張員 武田署長 大村主任 屬

一 協議事項

昭和十九年分營業純益決定ニ対スル公平且ツ充實セル課稅ニ關スル、町村当局ノ意嚮内意等拝聴ニ關スル件

五日 午前十時ヨリ南部町ニ於テ

南部町 上南部村 高城村 清川村 岩代村

但シ南部町ハ五日六日両日

七日 午後一時ヨリ中山路村ニ於テ

竜神村 上山路村 中山路村 下山路村

九日 午前十時ヨリ川上村ニ於テ

寒川村 川上村 川中村 船着村

十一日 午前十時ヨリ印南町ニ於テ

切目村 切目川村 真妻村 稻原村 印南町

十二日 午前十時由良村ニ於テ

由良村 衣奈村 白崎村

十三日 午前十時ヨリ当署ニ於テ  
内原村 湯川村 藤田村 矢田村 野口村 丹生村 早蘇村 志賀村  
十四日 午前十時ヨリ当署ニ於テ  
名田村 塩屋村 松原村 和田村 三尾村 比井崎村

(昭55 大阪 87)

### 70、昭和18年 国民税(仮称) 創設案

#### ㊦ 所得税法中改正案要綱 [昭一八、一一、八]

- 一 分類所得税ノ税率ヲ百分ノ五程度引上グルコト
- 二 基礎控除、扶養家族控除ノ方法ヲ簡易化スルコト
- 三 生命保険料控除ノ制度ヲ廃止スルコト
- 四 自家用住宅ニ付テモ所得ヲ見積リ課税スルコト
- 五 配当所得ノ計算期間ヲ前年中ニ改メ一割控除ヲ廃止スルコト
- 六 特別ノ法人ノ清算分配金等ニ付テモ看做配当トシテ課税スルコト
- 七 勤労所得ニ対スル基礎控除額ヲ四百八十円ニ引下グルコト
- 八 退職所得ニ対スル控除額ヲ三千円ニ引下グルコト
- 九 源泉徴収ノ範囲ヲ拡張スルコト

- 一〇 乙種ノ事業所得ニ対スル税率ヲ甲種ノ事業所得ニ対スル税率ト同様トスルコト
- 一一 総合所得税ノ税額ヲ二割程度増徴スルコト
- 一二 源泉課税ヲ選択シタル場合ノ総合所得税ノ税率ヲ百分ノ三十二引上グルコト
- 一三 看做配当及山林ノ所得ニ対スル税率ヲ簡易化スルコト
- 一四 勤労所得ニ対スル一割控除ノ制度ヲ廃止スルコト
- 一五 各種ノ免税制度ニ付検討スルコト
- 一六 所得ノ申告期限ヲ一月末日ニ繰上グルコト
- 一七 同居家族ノ税額ハ各人毎ニ計算セズ合算額ニテ徴収スルコト
- 一八 所得調査委員ハ半数ヲ官選トスルコト
- 一九 調査委員会ハ一稅務署一委員会トスルコト

#### ㊦ 国民税(仮称) 課税案要綱

- 一 大東亜戦争中大日本帝国臣民ニ対シ国民税ヲ課税スルコト
- 二 税率ハ左記程度トスルコト
- (イ) 納税者一人ニ付一律ニ五円程度ヲ課税スルコト
- (ロ) 総合所得税ノ課税ヲ受クル者アル世帯ニ対シテハ、別ニ総所得金額ニ応ジ数階級ニ区分シテ、最低二十円最高千円程度ヲ課税スルコト
- (ハ) 総合所得税ノ課税ヲ受クル者ナキ世帯ニ付テハ、地方ノ実情ニ応ジ定ムル一定ノ標準ニ依リ、五円、十円、十

五五五 別ニ課税スルコト

- 三 妻、十五歳未満又ハ六十五歳以上ノ者、学生生徒、入営応召者又ハ公私ノ扶助ヲ受クル者等、負担困難ト認ムル事情アル者ニ付テハ本税ヲ軽減免除スルコト
- 四 本税ハ隣組、町会等ノ組織ヲ利用シ、市区町村長ニ於テ十二月八日ヲ中心トシテ之ヲ賦課徴収スルコト

國 國民稅ヲ創設スルコトノ可否

(昭一八、一〇、一九)

可トスル点

〔昭和・案〕  
〔審決定案〕

- 一 決戦下財政需要ヲ充足スル為ニハ現行分類所得税ニ付相当程度ノ増徴ヲ行フベキハ勿論ナルモ、此ノ際広ク國民ヲシテ國費ノ分担ニ任ゼシムルト共ニ、一般購買力ヲ吸収シ併セテ戦時意識ノ昂揚ニ資スル為、國民稅ヲ創設スルノ要アルコト
  - 二 本税ハ比較的低率ノ課税ニ依リ相当多額ノ収入ヲ擧ゲ得ルノミナラズ、弾力性ニ富ムヲ以テ戦時稅トシテ適當ナルコト
  - 三 一定額以上ノ収入アル者ハ、仮令扶養家族等ノ關係アルモ、本税ハ輕度ノ課税ナルヲ以テ納税上ノ苦痛ハ比較的少キモノト認メラルルコト
  - 四 本税ハ所得ノ種類ヲ問ハズ各種ノ控除ヲ認メズ一律ニ課税スルモノナルヲ以テ、徵税上ノ手数ハ納税人員ノ増加ノ割合ニ少キモノト認メラルルコト
- 否トスル点
- 一 時局下國庫收入ノ増加ヲ図ル為ニハ國民稅ヲ創設スベシトノ論アルモ、寧ロ現行ノ分類所得税ヲ強化拡充シ、之

ヲ國民稅タラシムルコトガ税制ノ複雑化ヲ防止スル趣旨ニモ合致シ適當ナルコト

- 二 國民稅ヲ創設スル趣旨ハ主トシテ一般勞務者等ニ對シ課税ヲ充塞セントスルニアルベキモ、右ハ現行分類所得税ニ付源泉徴収制度ノ拡充、基礎控除額ノ引下、又ハ扶養家族控除ノ調整等ニ依リ大体其ノ目的ヲ達シ得ルコト
- 三 新ニ國民稅ヲ制定スルコトハ徴收義務者ノ手数ヲ増加シ、稅務署ノ事務モ亦極メテ煩雜トナルベキコト
- 四 小額所得者ニ對シテモ各種控除ヲ為サズシテ一律ニ課税スルコトハ、負担公平ノ見地ヨリシテ妥當ナラザルノミナラズ、戦時下國民ノ最低生活ヲ脅威スルノ虞アルコト

國 國民稅ヲ課税スルノ可否

可トスル理由

〔昭和・案〕  
〔市町村賦課案〕

- 一 國民稅ハ広ク一般國民ヲシテ納税セシメントスルモノニシテ、一戸ヲ構フル者ハ勿論ノコト、苟クモ獨立ノ生計ヲ営ム者ニ對シテハ普ク納税セシメ、之ニ依リ戦時意識ヲ益々昂揚セシムルト共ニ、他面納税報國ノ真意ヲ國民全般ニ滲透セシメ得ルコト

二 本税ヲ創設スルコトニ依リ、一般國民ノ購買力ヲ相当程度吸収シ得ルコト

三 國民稅ハ家屋賃貸價格及綜合所得税ノ總所得金額ヲ標準トスルモノナルヲ以テ、之ガ賦課方法ハ極メテ簡易ナルコト

四 國民稅ハ年々相当程度ノ収入ヲ確保シ得ラルルモノニシテ、財政上ノ需要充足ノ見地ヨリスルモ時局下適切ナルモノト認メラルルコト

五 現行直接稅ハ所得税ヲ中枢トシ課税ノ完璧ヲ期シ居ルモ、實際ニ於テハ課税技術上其ノ他ノ事由ニ因リ未ダ課税

ヲ受ケタルコトナキ者尠カラズ、戦時下国民ノ納税ニ対スル熱意漸ク昂揚セントスルノ秋、所得税等ノ課税ノ充実に期スルハ勿論ナルモ、急速ニ此等国民ノ熱意ニ応ズル為ニハ国民税ヲ創設スルヲ適當ト認メララルコト

六 本税ハ市町村ニ於テ賦課徴収シ得ルヲ以テ、現在繁劇ヲ極ムル税務署事務ニ支障ナキコト  
否トスル理由

一 国民税創設ノ主タル理由ハ、一般労働者等ノ如ク戦時下収入ノ激増セル者ノ購買力ヲ吸収セントスルニ在ルベキモ、此等ノ者ノ家屋賃貸価格ハ概テ少額ニシテ税額モ亦僅少ナルベク、本税ニ依リ一般労働者等ノ購買力ヲサシテ吸収シ得ベシトハ認メラザルコト

二 購買力ヲ吸収シ戦時財政ヲ強化スル為ニハ、寧ロ現行所得税ヲ強化、拡充シ（源泉徴収制度ノ拡充、基礎控除ノ引下、扶養家族控除ノ調整等）、之ヲ国民税タラシムルヲ以テ便宜且適當ナリト認メララルコト

三 国民税ハ総合所得税ヲ課セラレザル者ニ対シテハ家屋賃貸価格ノミニ依リ課税スルコトナリ、負担ノ衡平ヲ期シ得ザルコト

四 国民税ハ家屋賃貸価格ヲ課税標準トスルモ、家屋ノ使用状況ニ依リ又ハ共同使用者等アル場合ハ之ガ区分計算等ニ於テ技術上困難アルコト

五 国民税ノ賦課方法ハ家屋賃貸価格及所得金額ヲ基トスルヲ以テ、年々相当程度ノ収入ヲ確保シ得ルモ、将来ノ増収ヲ期待シ得ズ、極メテ弾力性ニ乏ク適當ナラザルコト

六 国民税ノ納税義務者ハ夥シキ数ニ上ルヲ以テ、賦課徴収ハ市町村ヲシテ行ハシムルコトトスルモ、相当手数を要シ実行上困難アリト認メララルコト

### 四 源泉課税拡張案要綱

(昭一八、一〇、一八)

一 個人ヨリ支払ヲ受クル甲種ノ勤勞所得ノ範圍ノ使用人十人以上ヲ三人程度トスルコト

二 法人又ハ特定ノ個人ノ使用スル日傭勞務者ノ支払ヲ受クル賃銀

(一) 日傭勞務者ノ範圍

(1) 大工、左官、石工、鳶職、屋根職、鉄筋工、煉瓦工、隠道工夫、建具指物工、土工、雜役夫

(2) 沖仲仕、沿岸仲仕、陸仲仕、自動車運転手、船夫、荷牛馬車輓、車夫、雜役夫

(3) 隠道工夫、鳶職、大工、荷扱運搬夫、鋸打工、雜役夫

(4) 庭師、植木職、派出看護婦、派出婦、雜役夫、其ノ他

右ノ内甲種ノ勤勞所得ニ屬スルモノヲ除ク

(二) 徴税義務者

法人又ハ特定ノ個人（請負業、運送業、人夫供給業者ニシテ常時一定数以上ノ労働者ヲ使用スル者ニシテ、税務署長ノ指定シタル者）トスルコト

(三) 徴収最低限

日給三円程度以下ノモノハ課税セザルコト

(四) 徴収方法

支払者支払ノ際百分ノ十ノ率ヲ乗シテ算出シタル金額ヲ徴収シ、一ヶ月分ヲ取繼メ翌月十日迄ニ納付セシムルコト

(五) 分類所得税トノ調整

右ノ所得ハ乙種事業所得トシテ一般ノ例ニ依リ課税シ、本案ニ依リ納付シタル税額ハ納税義務者ノ申請ニ依リ分類所得税額ヨリ控除スコト

現行法ノ下ニ於テ税率ノ引上げヲ為シタル場合ニ於ケル諸問題

一 所得税

(イ) 分類所得税

(一) 金融機關業ノ如ク自己資金ニ依ラズシテ多額ノ有価証券ヲ保有スルモノニ在リテハ、負担方加重セラレ經營困難トナルヲ以テ、之等ヲ所有スル有価証券ノ配当又ハ利子ニ対スル税率ヲ一段ト軽減スルノ要アルコト

(二) 有価証券投資ニ対スル採算又ハ銀行預金ヘノ運用ヲ著シク不利ナラシムルヲ以テ、自然之等トノ權衡上郵便貯金等ノ利下げ又ハ之ニ対スル課税ニ付考究ノ要アルコト

(三) 扶養家族ノ控除ニ付税率引上げノ程度(割合)ト同様ニ引上げザレバ、新ニ課税ヲ受クル少額所得者ノ負担ニ付考究ノ要アルコト

(四) 不動産所得ニ付テハ、負担ノ均衡上基礎控除制度ノ採用ニ付考究ヲ要スルコト

(五) 配当利子所得ノミ有スル少額所得者ニ付テモ、不動産所得ト同様負担ニ付考慮ノ要アルコト

(ロ) 綜合所得税

(一) 各種有価証券投資ニ対スル税引利廻ニ付相当考究(国債ノ利子ノ四割控除、源泉選択ノ税率等)ノ要アルコト

例へバ、現行ニ於テハ株式対国債ノ逆鞘トナル点ハ八万円超、源泉選択ヲ有利トスルモノ五万円超ナルモ、仮

ニ分類所得税ノ税率八%、綜合所得税ハ税額ニ於テ三〇%程度引上グルトセバ、株式対国債ノ逆鞘トナル点ハ二万円超、源泉選択ノ税率三五%トスレバ之ガ分界ハ八万円超トナル

(二) 三〇%程度ノ引上げヲ行フトセバ、最高税率ハ不動産所得九六%(分類所得税九四%)、配当所得二四%(分類所得税二二%)トナリ、而シテ所得二十万円ヲ超ユル者ハ等シク其ノ超過部分ニ付最高税率ニ依リ課セラルルコトトナリ、所得二十万円程度ノ者ト五百万円程度ノ者トノ負担ノ均衡ニ付考究ノ要アルコト

圖 源泉課税拡張案要綱

(昭一八、一二、三)

一 甲種ノ勤勞所得ノ課税範圍ヲ拡張シ、使用人常時三人以上ノ個人僱主ヲ徴収義務者ニ指定シ得ルコトトスルコト

二 法人又ハ特定ノ個人ノ使用スル日傭勞務者ノ支払ヲ受クル賃金(甲種ノ勤勞所得ニ屬スルモノヲ除ク)ニ付、事業所得トシテ源泉徴収ヲ為スコト

(一) 納税義務者

左ノ職種ニ屬スル日傭勞務者(主トシテ自己ノ勞働ニ依ルモノ)ヲ納税義務者トスルコト

(1) 大工、左官、石工、鳶職、屋根職、鉄筋工、鋸打工、煉瓦工、鍛冶工、隧道工夫、建具指物工、土工

(2) 沖仲仕、沿岸仲仕、陸仲仕、自動車運転手、荷扱運搬夫、船夫、荷牛馬車輓、車夫

(3) 庭師、植木職、派出看護婦、派出婦

(4) 其ノ他雜役夫

(二) 徴収義務者

(イ) 人夫供給業者又ハ作業請負業者ニシテ、税務署長ノ指定シタルモノ

(四) 法人又ハ特定ノ個人(個人ニ付テハ稅務署長ノ指定シタル者)トスルコト、但シ(イ)ニ依リ稅務署長ノ指定シタル者ニ支払フモノニ付テハ源泉徵收ヲ為ササルコト

(三) 徵收限度

日額三四円ヲ控除シタル殘額ヲ課稅標準トシテ徵收スルコト

(四) 稅率

百分ノ十一<sup>五</sup>「五」

(五) 徵收方法

支払者支払ノ際徵收シ、一ヶ月分ヲ取繼メ翌月十日迄ニ納付スルコト

(六) 賦課課稅トノ調整

右ノ所得ハ事業所得トシテ一般ノ例ニ依リ賦課課稅シ、其ノ分類所得稅額ヨリ本案ニ依リ徵收シタル稅額ヲ納稅義務者ノ申請ニ依リ控除調整スルコト

三 法人又ハ特定ノ個人ヨリ支払ヲ受クル左ニ掲グルモノ(甲種ノ勤勞所得ニ屬スルモノヲ除ク)ニ付、乙種ノ事業所得トシテ源泉徵收ヲ為スコト

(一) 所得ノ範圍

(1) 原稿、筆稿、作曲、音盤吹込等ノ料金、著作權ノ使用料、講演料並ニ此等ノ性質ヲ有スル料金

(2) 外交員又ハ集金人等ノ受クル歩合給

(二) 徵收義務者

常時右ノ料金又ハ報酬ノ支払ヲ為ス者トスルコト

(三) 徵收最低限

一回ノ支払額十円程度以下ノモノハ徵收セザルコト

(四) 所得ノ計算及稅率

支払金額ノ六割ヲ以テ所得金額トシ、之ニ百分ノ十五ノ稅率ヲ乘ジテ徵收スルコト

(五) 徵收方法

支払者支払ノ際徵收シ、一ヶ月分ヲ取繼メ翌月十日迄ニ納付スルコト

(六) 賦課課稅トノ調整

右ノ所得ハ乙種ノ事業所得トシテ一般ノ例ニ依リ賦課課稅シ、其ノ分類所得稅額ヨリ本案ニ依リ徵收シタル稅額ヲ納稅義務者ノ申請ニ依リ控除調整スルコト

(註) 本所得中營利ヲ目的トスル繼續的行為ヨリ生ジタルニ非ザル一時ノ所得ニハ綜合所得稅ヲ課セザルコト

四 其ノ他

(一) 源泉課稅範圍ノ擴張ニ伴ヒ、左記事項ニ付適當ナル改正ヲ行フコト

(1) 分類所得稅徵收高計算書ノ書式等ノ簡易化ヲ図ルコト

(2) 支払調書ノ提出範圍ヲ擴張シ、二及三に掲グル賃金及料金等ノ支払ニ付テモ之ヲ提出セシムルコトトスルコト

ト

(二) 營業者又ハ勞務者ノ組織スル団体又ハ町内会部落会等ノ地域団体ニ對シ、之ニ所屬スル団体員ノ所得ニ關スル申告、申請書ノ取繼提出ヲ命ジ、其ノ他稅務ニ對シ協力セシムルコトトスルコト

一 課税客体 自家用住宅ニ対スル課税案要綱

(イ) 自己ノ所有ニ係ル家屋又ハ宅地ヲ自己ノ居住ノ用ニ供スル場合ニ於テハ、其ノ利用価値ヲ見積リ之ヲ基礎トシ所得ヲ算定シテ課税スルコト

(ロ) 自己ノ居住ノ用ニ供スル為、其ノ親族其ノ他特殊關係アル者ヨリ家屋又ハ宅地ヲ無償ニテ借入レ、又ハ特ニ低廉ナル料金ヲ以テ借入レタル場合ニ於テハ、之ヲ自己所有ノ家屋又ハ宅地ト看做シ、其ノ利用価値ヲ見積リ其ノ差額ヲ基礎トシテ所得ヲ算定シ課税スルコト

二 課税主体

家屋又ハ宅地ノ所有者ニ対シテ課税スルコト

三 課税方法

乙種ノ不動産所得(現行ノ不動産所得ヲ甲種トス)トシ、免税点ヲ大体二百五十円トシテ分類所得税ヲ課税スルト共ニ、其ノ他ノ所得ト合算シテ総合所得税ヲ課税スルコト

四 課税標準

(イ) 分類所得税

家屋又ハ宅地ノ法定賃貸価格ヲ以テ収入金額ト看做シ、之ヨリ必要ノ経費(元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ含ム)ヲ控除シタル金額ヨリ二割ヲ控除シタル金額トスルコト

(ロ) 総合所得税

前号ニ依リ所得ヲ計算シ、当該所得ガ自家用住宅以外ノ所得ノ十分ノ一・五ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ、

其ノ超ユル部分ヲ控除シタル金額トスルコト

(ハ) 特ニ低廉ナル料金ヲ以テ賃貸シタルモノニ付テハ、前二号ニ準ジ計算シタル金額ヨリ實際賃借料ヲ控除シタル金額トスルコト

(ニ) 自家用住宅以外ノ所得ナキトキハ、自家用住宅ノ所得ニ対スル総合所得税ハ課税セザルコト

五 課税標準ノ計算

(イ) 自家用住宅ニ対スル法定賃貸価格ハ、前年中自己ノ居住ノ用ニ供シタル期間ノ月割平均額ニ依ルコト

(ロ) 同一ノ家屋又ハ宅地ニシテ居住ノ用ニ供スル部分ト事業ノ用ニ供スル部分トアルモノニ付テハ、当該家屋又ハ宅地ノ総面積ニ対スル居住ノ用ニ供スル部分ノ面積ノ割合、其ノ他適當ナル方法ニ依リ法定賃貸価格ヲ区分スルコト

六 税率

(イ) 分類所得税 甲種ノ不動産所得ト同様トスルコト

(ロ) 総合所得税 其ノ他ノ所得ト同様トスルコト

圖 国民税(仮称)課税案要綱

一 大東亞戰爭中大日本帝国国民ニ対シ国民税ヲ課税スルコト

二 税率ハ左記程度トスルコト

(イ) 納税者一人ニ付一律五円程度ヲ課税スルコト

(ロ) 総合所得税ノ課税ヲ受クル者アル世帯ニ対シテハ、別ニ総所得金額ニ応ジ数階級ニ区分シテ、最低二十円最高

千円程度ヲ課税スルコト

(イ) 綜合所得税ノ課税ヲ受クル者ナキ世帯ニ付テハ、地方ノ実情ニ応ジテ一定ノ標準ニ依リ、五円、十円、十五円ヲ別ニ課税スルコト

三 妻、十五歳未満又ハ六十五歳以上ノ者、学生生徒、入宮志召者又ハ公私ノ扶助ヲ受クル者等、負担困難ト認ムル事情アル者ニ付テハ本税ヲ軽減免除スルコト

四 本税ハ隣組、町会等ノ組織ヲ利用シ、市区町村長ニ於テ十二月八日ヲ中心トシテ之ヲ賦課徴収スルコト

注意事項

一 調査ハ重点的ニ之ヲ行ヒ、時局ノ影響ニ因リ所得ノ増加シタル業種、又ハ從來兎角調査不十分ナリト認メラルル庶業所得等ニ付テハ、特ニ実地調査ヲ励行シ課税ノ充実ヲ図ルコト

二 甲種ノ勤勞所得等ノ源泉課税ニ付テハ、常ニ支払者ニ対スル指導監督ヲ怠ラザルハ勿論ナルモ、随時実地検査ヲ励行シ以テ徴税ノ適正ヲ期スルコト

三 商工庶業所得標準率ノ作成ニ当リテハ徒ニ前年分ニ拘泥スルコトナク、克ク其ノ業種ノ実態ニ適応セシムルコトニ努メ、各局間ニ不権衡ヲ生ズルガ如キコトナキヤウ相互ニ連絡ヲ図ルコト

四 各種ノ減免措置、審査請求、精算選付等ニ付テハ速ニ之ガ処理ヲ了スルコトニ努ムルコト

五 議題三及四ニ付テハ具体的ノ計画ヲ本月二十五日迄ニ提出シ、尚之ガ事蹟ヲ決定後速ニ報告スルコト

(昭45 本校 217)

71、昭和19年 決戦下における税務行政の運営

直一機第一号

昭和十九年四月十一日

東京財務局長 印

税務署長 殿

決戦下ニ於ケル税務行政ノ運営ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、主税局長ヨリ別紙ノ通依命通牒有之候条、特ニ之カ趣旨ヲ全署員ニ徹底セシメ、決戦下税務行政之執行上芳遺憾無キヲ期セラレ度  
右及通牒候也

主秘第一三五号

昭和一九年四月八日

大藏省主税局長 田中 豊 印

東京財務局長 殿

決戦下ニ於ケル税務行政ノ運営ニ関スル件

今ヤ戦局ハ真ニ重大性ヲ加ヘ来リ居候処、此ノ難局ヲ突破シ敵米英撃摧ノ大業ヲ完遂スル為ニハ、愈々必勝ノ信念ヲ堅持スルト共ニ、国家ノ総力ヲ拏ゲテ戦勝目的ニ集中スルノ急務ナルコト言ヲ俟タザル所ニ有之候、既ニ国内諸般勢ハ着々整備強化セラレ、国民ハ政府ノ指導ノ下一致結束、凡ユル生活上ノ困苦ヲモ敢然トシテ克服シツツ、各自生産ノ増強ニ將又消費ノ節約ニ挺身シツツアルハ慶賀ニ不堪次第ニ有之候、然ル所戦局ノ苛烈化ニ伴ヒ国民生活ハ著シ



ク窮屈化シツツアリ、他面国民所得ノ状況ハ最近ニ於ケル國內經濟ノ變動ニ因リ尠カラザル變化ヲ来シツツアルト共ニ、最近屢次ノ増税ニ因リ租税負担ハ急激ニ増加シタルヲ以テ、彼此相俟ツテ国民ノ精神的物資的ノ苦痛ハ相当大ナルモノアリト被存候、斯ル情勢ノ下ニ於テハ国民生活ニ極メテ密接ナル關係ヲ有スル稅務行政ノ運営ニ當リ、民心ノ安定・拳国一致態勢ノ確保ヲ図ルコトニ留意スルコト最モ緊要ニシテ、仮ニモ大局ヲ忘レテ法規ノ未節ニ拘泥シ、或ハ苛察ニ亘リテ民心ヲ激発セシムルガ如キコト等ハ絶対ニ之ヲ避クベキハ勿論、稅務官吏ガ納稅者ト接觸スルニ際シテハ飽ク迄モ懇切丁寧ヲ旨トシ、苟モ苛斂誅求ノ批難ヲ招キ官民ノ間ニ感情ノ齟齬ヲ来シ、為ニ国民ノ協力態勢ニ支障ヲ生ゼシムルガ如キコト無キ様、敝ニ戒心ヲ要スル次第ニ有之候條、特ニ左記各項ニ御留意ノ上決戦下稅務ノ執行上方遺憾無キヲ期セラレ度、此段依命及通牒候也

追而、本件ニ付テハ稅務職員ノ未端ニ至ル迄、其ノ趣旨ノ徹底方ニ付特ニ御配意相煩度、此段申添候

#### 記

- 一 所得等ノ調査決定ニ當リテハ、各種団体、官庁等ト連絡協調ヲ緊密ニスルト共ニ、各種資料ノ念査、納稅者ノ了解等ニ万全ノ配意ヲ行ヒ、円満妥當ナル課稅ヲ行フコトニ努ムルコト
- 二 新規納稅者ニ對シテハ予メ充分理解セシムルコトニ努ムルト共ニ、急激ニ多額ノ負担ヲ為サシムルガ如キコト無キ様留意スルコト
- 三 所得ノ激増シタルモノニ對シテモ相当程度ノ斟酌ヲ為シ、其ノ負担ガ急激ニ増加スルコト無キ様措置スルコト
- 四 企業整備ニ因ル転廢業、決戦非常措置ニ基ク休業、疎開、徵用等ニ因リ所得ノ減少スト認メラルル者ニ對シテハ、其ノ所得ノ実態、生活状況等ヲ念査シ適當ナル処置ヲ講ズルコト
- 五 決定後ニ於ケル誤謬訂正、審査請求、過誤納金ノ払戻等ノ處理ニ關シテハ迅速ト懇切ヲ旨トシ、納稅者ニ不便・

迷惑ヲ及ボシ官民相互ノ間ニ感情ノ阻隔ヲ生ゼシメザル様細心ノ注意ヲ払フコト

六 新規納稅者ニ對スル扶養家族ノ控除等ノ申請ニ付テハ、本制度ノ趣旨ニ願ミ出來得ル限り此ノ恩典ニ浴セシムル様、適當ナル措置(適當ニ申告ヲ徵シ之ヲ認ムル等)ヲ講ズルコト

七 徵収特ニ滞納処分ノ実施等ニ當リテハ細心ノ注意ヲ払ヒ、苛酷ニ亘リ為ニ民心ノ激発ヲ生ゼシムルガ如キ事無キヲ期スルコト

(昭56 東京 2126)

### 72、昭和20年 戦時稅務協力委員規定の制定と改称

直第七五号

昭和二十年三月八日

稅務署長 殿

新潟財務局長

戦時稅務協力委員規定ノ制定ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之、之方細目ニ付テハ追而通牒ノ見込ナルモ、取り敢ヘズ移牒候條、之ニ依リ諸般ノ準備ヲ進メラレ度

右及通牒候也

戦時稅務協力委員規定

第一条 戦時稅務協力委員ハ大東亞戰爭ニ際シ戦費ノ調達及戦時經濟ノ運行ヲ確保スル為、稅務行政ノ円滑適正ナル

運営ニ協力スルコトヲ以テ目的トス

第二条 戦時稅務協力委員ハ大蔵大臣・財務局長又ハ稅務署長ノ委嘱ニ依リ、左ニ掲グル事項ヲ行フモノトス

一 戦時國民生活ノ実情ニ照シ、租稅ノ賦課徴収ニ関シ參考トナルベキ意見ヲ開陳スルコト

二 大東亞戦争ニ際シ所得等ノ著シク増加シ、又ハ減少シタル者等ノ収入及支出ノ状況ニ関シ実情ヲ具申スルコト

三 納稅思想ノ啓発・普及ニ協力スルコト

四 其ノ他戦時ニ於ケル田滿適実ナル稅務行政ノ運営ニ協力スルコト

第三条 戦時稅務協力委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ大蔵大臣又ハ財務局長之ヲ囑託ス

一 貴族院議員・衆議院議員・都議會議員・道府県會議員及市区町村會議員

二 所得調査委員

三 商工經濟会・統制組合・農業者会・水産業会・産業報国会・勞務報国会、其ノ他各種産業団体ノ役員・職員、其ノ他ノ關係者

四 町内会・部落会等隣保組織ノ役員・職員、其ノ他ノ關係者

五 其ノ他學識経験アル者

第四条 戦時稅務協力委員ハ稅務ニ関シ知得タル秘密ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ズ

#### 戦時稅務協力委員規定運用方針

#### 第一 囑託区分

一 大蔵大臣ハ必要ニ応ジ貴族院議員・衆議院議員・中央産業団体役員、其ノ他ノ學識経験者ノ中ヨリ適任者若

干名ヲ囑託シ、戦時稅務行政ノ綜合運営上參考トナルベキ意見ヲ求ムルコト

二 財務局長ハ必要ニ応ジ直接ニ都議會議員・道府県會議員・所得審査委員タル所得調査委員、都道府県産業団体役員、其ノ他ノ學識経験者ノ中ヨリ適任者若干人ヲ囑託シ、当該財務局ニ於ケル戦時稅務行政運営ノ總括連絡及課稅上參考ト為ルベキ意見ヲ求ムルコト

三 財務局長ハ稅務署長ノ推薦ニ依リ、市区町村會議員・所得調査委員・下部産業団体役員・町内会部落会等役員、其ノ他ノ學識経験者ノ中ヨリ適任者ヲ囑託シ、主トシテ稅務署長ヲシテ課稅上必要ナル意見ヲ求メシメ、又ハ必要ニ応ジ直接ニ課稅上參考ト為ルベキ意見ヲ求ムルコト

#### 第二 囑託員數

一 大蔵大臣ノ囑託スル委員ハ、当分ノ内二十人以内トスルコト

二 財務局長ノ直接囑託スル委員ハ、職域關係及地域關係等ヲ通ジ各都道府県ニ付十人乃至五十人程度トスルコト  
(平均シテ人口七万人ニ付一人程度ノ割合)

三 稅務署長ノ推薦ニ依リ財務局長ノ囑託スル委員ハ、職域關係及地域關係等ヲ通ジ一稅務署当三十人乃至二百人程度トスルコト  
(平均シテ人口千二百人ニ付一人程度ノ割合、但シ各町村ニ付テハ必ズ一人以上ノ委員ヲ囑託スルコト)

#### 第三 囑託事務

一 大蔵大臣ノ囑託シタル委員ノ事務

(一) 戦時稅務行政ノ田滿適実ナル運営上ノ具体的施策ニ関スル事項

(二) 戦時稅務行政上ニ於ケル官民協力態勢ノ整備充實ニ関スル事項

- (三) 戦時稅務施策ノ普及徹底ヘノ協力ニ関スル事項
- (四) 納稅思想ノ啓發普及ヘノ協力ニ関スル事項
- (五) 其ノ他必要ナル事項

二 財務局長ノ直接囑託シタル委員ノ事務

- (一) 当該財務局管内ニ於ケル前号ニ掲グル事項

- (二) 第三号(二)乃至(四)ニ掲グル事項

三 稅務署長ノ推薦ニ依リ財務局長ノ囑託シタル委員ノ事務

- (一) 戦時下稅務施策ノ普及徹底ヘノ協力ニ関スル事項
- (二) 所謂新興所得階層等ニ対スル課稅ノ充實徹底ニ関スル事項
- (三) 戦時下ニ於ケル所得激減者ニ対スル課稅ニ関スル事項
- (四) 戦時災害被害者ニ対スル課稅ニ関スル事項
- (五) 納稅思想ノ啓發普及ヘノ協力ニ関スル事項
- (六) 其ノ他必要ナル事項

第四 囑託謝金

戦時稅務協力委員ニハ一年当左ノ程度ノ囑託謝金ヲ支出スルコト

但シ、議員等ニシテ謝金支出ノ必要ナシト認めラルル者ニハ支出セザルコト

- 一 大藏大臣ノ囑託シタル委員 二〇〇円
- 二 財務局長ノ直接委囑シタル委員 一〇〇円乃至二〇〇円

三 稅務署長ノ推薦ニ依リ財務局長ノ囑託シタル委員 三〇円乃至一〇〇円

(平12 名古屋 978)

直調第二七号

昭和二十年九月一日

東京財務局長 印

稅務署長 殿

戦時稅務協力委員改称ニ関スル件

大東亞戰爭ノ終結ニ伴ヒ戦時稅務協力委員ニ関シ別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候条、該趣旨ニ依リ爾後稅務協力委員トシテ今後ニ於ケル稅務行政ノ連繫ニ協力セシムル様、左記事項ヲ知ノ上御手配相成度、右及通牒候也

記

- 一、七月十日付直一第一〇六号(新稅務協力委員改称ニ関スル件)通牒中、「戦時」ヲ削除スルコト
- 二、既ニ戦時稅務協力委員トシテ囑託シ辭令交付済ノモノニ在リテハ、書面又ハ会合等ノ機会ニ於テ今後稅務協力委員トシテ稅務行政ニ協力方ヲ通達スルコト
- 三、既ニ囑託シタル者ニシテ辭令ノ交付ヲ見合セ居ルモノ、及今後新ニ囑託スル者ノ辭令ニハ「戦時」ナル文字ニ適當ノ白紙ヲ貼付抹消ノ上交付スルコト

主稅第二〇六号

昭和二十年八月二十九日

東京財務局長 坂口芳久殿

大蔵省主税局長 池田勇人 印

大東亞戦争終結に伴ヒ現ニ戦時税務協力委員トシテ囑託シタル者ニ付テハ、新ニ税務協力委員トシテ今後ニ於ケル税務行政ノ連繫ニ協力セシムルコトトシ、其ノ旨可然手續相成度、尚今後新ニ囑託スル場合ニ於テモ同様トス

(昭56 東京 2126)